

第2次行財政構造改革推進方策 〔第2次行革プラン〕

平成23年3月
兵庫県

目 次

1	はじめに	1
2	新行革プラン3年目の総点検	2
3	行財政構造改革の基本方針	3
4	行財政構造改革の視点	4 ~ 5
5	財政運営の目標	6
6	財政フレーム	7
7	改革による効果額	8
8	平成30年度までの財政フレーム	
	(1) 前提条件	9
	(2) 追加対策の概要	10
	(3) 要調整額	10
	(4) 財政フレーム(事業費ベース)	11 ~ 12
	(5) 財政運営の目標	13
9	各分野における改革内容	
	(1) 組 織	
	ア．本 庁	15
	イ．地方機関	16 ~ 18
	ウ．その他の組織	19
	エ．附属機関等	20
	(2) 定員・給与	
	ア．定 員	21 ~ 22
	イ．給 与	23 ~ 24
	(3) 行政施策	
	ア．事務事業	25 ~ 46
	イ．投資事業	47 ~ 58
	ウ．公的施設	59 ~ 62
	エ．試験研究機関	63 ~ 73
	オ．教育機関	
	県立大学	74 ~ 76
	県立高等学校	77 ~ 78
	特別支援学校	79
	(4) 公営企業	
	ア．企業庁	80 ~ 90
	イ．病院局	91 ~ 98
	(5) 公社等	99 ~ 167
	(6) 自主財源の確保	
	ア．県 税	168 ~ 169
	イ．使用料・手数料、貸付金償還金	170
	ウ．県営住宅使用料等	171
	エ．財産収入等	172
	オ．資金管理の推進	173
	カ．課税自主権の活用	174 ~ 175
	キ．地方税財源の充実強化	176
	(7) 先行取得用地等	177 ~ 178
10	行財政構造改革の取組みの推進	179

1 はじめに

本県は、阪神・淡路大震災からの創造的復興を図るため、行財政運営に相当の無理を重ねてきた。このため、平成 20 年度に、平成 30 年度を目標年度とする新行財政構造改革推進方策（以下「新行革プラン」という。）を策定し、行財政全般にわたる改革を行い、持続可能な行財政基盤の確立及び元気で安全安心な兵庫づくりに全力で取り組んでいる。

これまでの 3 年間の取り組みは、概ね新行革プランの枠組みの中で進捗しているものの、依然として多額の収支不足額が生じる厳しい財政状況にある。

また、少子化、高齢化、人口の偏在など人口構造の変化、めまぐるしく変わる世界経済など時代潮流の変化が続いている。県民生活の中でも、集落の衰退、市町合併後の旧中心地や商店街の賑わいの喪失、雇用の不安定化や所得減少による生活不安の拡大、家族や地域のつながりの希薄化など様々な課題が現れている。

このような状況も踏まえ、新行革プランの策定から 3 年目にあたる平成 22 年度において、時代の変化への的確な対応、県と市町の新たな関係の構築、効率的な県政運営の推進、受益と負担の適正化など、10 の視点に基づき、組織、定員・給与、事務事業、投資事業など行財政全般にわたる総点検を行い、第 2 次行財政構造改革推進方策（以下「第 2 次行革プラン」という。）を策定した。

平成 23 年度当初予算を基本に新たに算定した財政フレームでは、平成 23 年 1 月に国（内閣府）が示した経済成長率が新行革プランで用いた経済成長率を下回る水準になったことに加え、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間、地方税、地方交付税などの地方一般財源総額を平成 22 年度の同水準とする国の中期財政フレームの影響もあり、新行革プランにおける財政フレームで見込んでいた財源対策を行ってもなお、平成 30 年度までの収支不足額が 1,740 億円生じる厳しい見通しとなっている。

このうち、経済成長率の低下等に伴う収支悪化分（1,180 億円）については、590 億円（1/2）は、県民生活への影響にも配慮しつつ、事務事業のさらなる見直しや投資規模の適正化などの歳入歳出対策で解消し、残り 590 億円（1/2）は、特別な財源対策として県債管理基金の活用で対応することとした。国の中期財政フレームによる収支悪化分（560 億円）については、今後、国の財政対策によって、その解消を求めていく。

また、新たに平成 25 年度までの財政運営の中間目標を設定し、改革の着実な推進に努める。

一方、元気で安全安心な兵庫をめざし、「兵庫の明日を拓く」「安全安心を確立し、危機管理を徹底する」「人口減少社会の元気の源を育てる」「地域らしい活力を増進し、交流を拡大する」を 4 つの基調として、経済・雇用対策、県民の安全安心対策、少子対策、教育対策、環境対策など喫緊の課題に対する的確に対応していく。

今後、県民の理解と協力をいただきながら、第 2 次行革プランを着実に実行し、元気で安全安心な兵庫づくりの実現に向け、持続可能な行財政基盤を確立していく。

2 新行革プラン3年目の総点検

(1) 総点検の趣旨

行財政構造改革の取組みについては、県議会の議決を経て平成20年10月に策定した新行革プランに基づき、行財政全般にわたる改革を着実に進めてきている。

この3カ年における取組みは概ね計画どおりに進捗していると考えているが、平成22年度の収支不足額はなお800億円を超えており、財政の健全化指標である実質公債費比率や将来負担比率も今後ピークを迎えるなど、ここ数年間が財政健全化の正念場である。

また、新行革プラン策定以降、国の政策動向や中期財政フレームの策定、地方分権の進展など、本県を取り巻く行財政環境は大きく変化している。

こうした状況の変化にも対応し、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するため、行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、新行革プランの策定から3年目にあたる平成22年度に、プランの全項目について総点検を行った。

(2) 3カ年における取組状況

新行革プランを基本に、組織については本庁の部の再編や地方機関における事務所の統廃合、定員・給与については一般行政部門等の定員削減や給与減額措置、事務事業については政策的経費の本県独自水準の見直し、投資事業については全国水準を上回る事業量の段階的な縮減、さらに公社等の統廃合や事業・体制の抜本の見直しなど、各分野の改革に取り組んできた。一方、新行革プランでは見込んでいない経済・雇用対策や新型インフルエンザ対策、風水害対策などの臨時的な課題に対しても、国庫補助金や補正予算債など有利な財源を活用し、後年度の財政負担を極力軽減しつつ積極的に対応してきた。この結果、平成20年度・平成21年度決算では、実質収支・実質単年度収支の黒字を確保している。

こうした取組みに対して、行財政構造改革審議会からは、各分野における取組みが計画どおり推進され、財政運営の8つの基本方針も概ね達成しているとの評価を受けている。

(3) 総点検を踏まえた第2次行革プランの策定

総点検にあたっては、行財政構造改革本部（本部長：知事）のもと、3カ年の取組状況に対する検証や社会経済情勢を踏まえた今後の課題について、「新行革プラン3年目の総点検における課題と検討方向」（平成22年7月）を取りまとめた。

この「課題と検討方向」に沿って、全庁を挙げて具体的な見直し案の検討を進め、平成22年12月には「第2次行革プラン（第一次案）」を公表し、さらに平成23年1月には、平成23年度の国予算や地方財政計画を踏まえて、同二次案を公表した。

この間、平成22年6月に設置された県議会の行財政構造改革調査特別委員会での調査・審議（延べ12回）や、行財政構造改革審議会や行財政構造改革県民会議、公社等経営評価委員会、市町、関係団体等からの意見・提言、パブリック・コメントを通じた県民からの意見など、幅広い意見・提言をいただいた。

これらの意見・提言や、平成23年度予算編成過程における検討を踏まえ、平成23年度から30年度までの改革内容を定めた第2次行革プランを策定した。

3 行財政構造改革の基本方針

改革の目的を達成するため、次の基本方針に基づき、改革の取組みを進める。

(1) 選択と集中の徹底

既存施策の見直し

時代の変化への的確な対応、国と地方、県と市町の役割分担、効率的な県政運営の推進、個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化等の行財政構造改革の視点に基づき、その施策目的をゼロベースから評価し、継続、修正、廃止について不断の見直しを行う。

兵庫の未来づくり

平成 23 年度に改定する「21 世紀兵庫長期ビジョン」も踏まえ、元気で安全安心な兵庫を実現するため、デフレ円高対策などの経済・雇用対策、防災対策や地域医療の確保などの安全安心な生活環境づくり、地域の夢を推進する活性化の取組みや明日を担う人づくりなど、地域の自立を促す施策展開を図る。(参考:「兵庫の自立と新時代の先導」)

(2) 適切な財政運営

本県の経済・雇用情勢や国の予算、地方財政計画、国の政策動向等を踏まえ、毎年度、将来の財政収支見通しを適切に策定する。その際、財政運営の目標を堅持しつつ、収支不足の解消を図る一方、県民のニーズを踏まえた施策に財源を重点化するなど、適切な財政運営に努める。

(3) 県民の参画と協働による改革の推進

県議会はもとより、行財政構造改革審議会、行財政構造改革県民会議など様々な機会を活用し、行財政構造改革の取組みや財政状況をより分かりやすく情報発信することにより、県民の理解と協力を得ながら、県民の参画と協働による行財政構造改革を推進する。

(4) 適切なフォローアップ

行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、毎年度、第 2 次行革プランの実施計画や実施状況報告を作成、公表する。同プランについては、国の政策動向や社会経済の変化、県民ニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど、適切なフォローアップを行う。

(参考) 兵庫の自立と新時代の先導

1 兵庫の明日を拓く

- (1) 新行革プランを徹底して検証し、持続可能な行財政構造を確立する
- (2) 長期ビジョンをフォローアップし、今後のめざす姿を描く
- (3) 地域主体の地方分権改革を進める

2 安全安心を確立し、危機管理を徹底する

- (1) 経済雇用の安定を図る
- (2) 医療、福祉の充実により安心の基盤をつくる
- (3) 災害への危機管理を徹底する

3 人口減少社会の元気の源を育てる

- (1) 未来を担う人づくりを進める
- (2) 質の高いユニバーサル社会をつくる
- (3) 兵庫の強みを生かし、新たな産業社会を築く
- (4) 自然環境と調和した生活を広げる

4 地域らしい活力を増進し、交流を拡大する

- (1) 地域の活性化、ふるさとのにぎわいの回復を図る
- (2) 商店街、まちの活性化を進める
- (3) 交流と連携の基盤を整える
- (4) 新たな制度を活用して地域の振興を促進する

4 行財政構造改革の視点

改革の目的を達成するため、次の10の視点に立って、改革の取組みを進める。

(1) 時代の変化への的確な対応

少子高齢社会や人口減少社会の到来に伴う人口構造の変化や平均寿命の伸び、情報通信技術の進展、社会基盤の充実などを踏まえ、時代の変化に適合しなくなった制度や施策、事業内容について見直しを行う。

事務事業評価などを活用し、必要性、緊急性など各施策の優先度を見極めながら、選択と集中を徹底し、新たな課題に的確に対応する施策を展開する。

国・地方を通じたプライマリーバランスを目標に財政再建をめざす「財政運営戦略」、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法などの見直し、新たな需要の創造により雇用を生み、国民生活の向上をめざす「新成長戦略」など、国における様々な改革との整合を図る。

(2) 国と地方、県と市町の新たな関係の構築

地域主権戦略大綱に基づく義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、地方税財源の充実確保など分権改革の実現に向け、全国知事会と連携しつつ、国と地方の協議の場を活用して地方の意見を反映させるなど、引き続き国に強く働きかける。

住民に身近な事務は市町が自立的かつ主体的に担い、県は市町間の広域調整や専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、分権社会にふさわしい自立的な県と市町の間を構築する。

県と市町が適切な役割分担のもと、県から市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務の共同処理の推進等について検討を進める。

県と市町の負担により実施する事業について、すべての市町が同一内容で一律に進めるのではなく、地域の実情に応じた展開を図る方向に見直しを図る。

(3) 参画と協働のさらなる推進

地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動の活発化や活動内容の多様化等を踏まえ、地域社会の共同利益の実現及び県行政の推進の両面から、参画と協働のさらなる推進を図る。

子育て、教育、防犯、環境など地域が直面する様々な課題について、地域での支え合いをめざして、地域住民による主体的な地域づくり活動を支援する。

地域住民とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理、地域住民と学校が一体となって取り組む地域教育や体験学習など、多様な主体との協働事業を推進する。

(4) 効率的な県政運営の推進

本庁組織については、広範な政策課題に総合的かつ機動的に対応する体制とするとともに、県民局をはじめとする地方機関については、地域の特性や市町行政体制に応じた機能・組織の整備を行い、簡素で効率的な組織体制を構築する。

事業実施に係るトータルコストとその効果との比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を実現する。

県財政の現状と課題をわかりやすく示し、職員のコスト意識を高め、効率的・効果的な財政運営を推進するため、公会計システム改革に取り組む。

民間の有する技術力や専門性を活用し、アウトソーシングを推進するとともに、ICTの活用等により、必要最小限の体制のもとで、行政サービスのコスト縮減とサービス内容の質の向上を図る。

内部事務の執行や決裁手続など仕事の進め方の見直し、事務的経費の節減など事務改善の取組みを全庁的に推進し、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する。

県行政の実施機関の役割を担ってきた公社等外郭団体については、公社等経営評価委員会の意見等を踏まえ、事業実施の必要性を絶えず検証するとともに、統廃合を含め、簡素で効率的な運営体制を整備する。

(5) 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化

個人給付や行政サービスの提供について、関連制度等との均衡を図りつつ、対象とすべき範囲を検証するとともに、給付、受益と負担の適正化を図る。

実施に必要な費用が十分まかなえていない事業や、類似事業と比較して負担が不均衡な事業については、使用料・手数料など受益者負担を適正化する。

(6) 「つくる」から「つかう」

「つくる」から「つかう」を基本に、県が保有する土地、建物、社会資本等の既存ストックを最大限に有効活用する。

既存ストックを長期間にわたり低コストで活用できるよう、最適な施設管理による長寿命化を図る。

(7) 自主財源の確保

自己決定、自己責任の原則に基づく自主的な財政運営を展開するため、県税収入や県営住宅使用料等税外収入の確保、県有資産の計画的な売却、ネーミングライツや広告料など自主財源を最大限に確保する。

社会経済情勢等を踏まえ、法人関係税の超過課税、県民緑税などの自主課税の活用を検討する。

(8) 県民意向の的確な把握

各種広報媒体によりきめ細やかな県政情報の提供を図るとともに、「県民意識調査」や「さわやか提案箱」、「パブリック・コメント手続」などにより、県民意向を的確に把握し、聴取した意見の施策等への反映を図る。

(9) 庁内自治の推進

職員が県民のために発想し、積極的に行動するなかで、全庁を挙げた改革に取り組むため、職員相互の意思疎通や政策提言の充実、自主研究グループの活性化、相談体制の充実等を図る。

(10) 改革の絶えざる検証とフォローアップ

県財政の現状と課題、改革の取組みの進捗状況を毎年度点検し、その結果を県議会に報告、県民に公表するなど、情報共有と説明責任を果たしつつ、さらなる改革の必要性を検証し、適切なフォローアップを行う。

5 財政運営の目標

平成 30 年度までの財政運営の目標を次のとおりとし、第 2 次行革プランに基づく改革を推進することにより、財政運営の健全化を図る。

また、国の中期財政フレーム期間中は、地方一般財源総額が固定されると見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、新たに中間目標を設定し、改革の着実な推進に努める。

(1) 平成 30 年度までの目標

徹底した歳出・歳入改革を行うことにより、改革期間後半には歳出・歳入の均衡を達成各年度のプライマリーバランスを黒字化

実質公債費比率を平成 30 年度には 18%水準に抑制

県債残高を平成 30 年度末には平成 19 年度末残高の 80%水準に圧縮し、将来負担比率(震災影響を除く)を平成 30 年度には平成 19 年度決算における全国平均(不交付団体である東京・愛知を除く)の 250%水準にとどめる

財源対策として活用する県債管理基金は、当該年度におけるルール積立額の概ね 1/3 以下に抑制

実質公債費比率算定上の県債管理基金積立不足率を平成 30 年度には平成 19 年度の 2/3 水準に圧縮

経常収支比率を平成 30 年度には 90%水準に抑制

事務事業の廃止・縮小や組織の再編等により、一般行政部門の定員を平成 30 年度までに概ね 3 割削減

(2) 中間目標(国の中期財政フレーム期間・平成 23 年度から平成 25 年度)

各年度のプライマリーバランスを黒字化

実質公債費比率を平成 23～25 年度の間は 24%未満にとどめる

県債残高を平成 25 年度末には平成 19 年度末の 95%水準に圧縮し、将来負担比率(震災影響を除く)をピーク時においても 300%水準にとどめる

財源対策として活用する県債管理基金は、当該年度におけるルール積立額の概ね 1/3 以下に抑制

実質公債費比率算定上の県債管理基金積立不足率を 60%以下とする

経常収支比率を平成 23～25 年度の間は 100%未満にとどめる

事務事業の廃止・縮小や組織の再編等により、一般行政部門の定員を平成 23～25 年度の間は概ね 1 割削減

6 財政フレーム

(1) 新たな財政収支見直し

平成 23 年度当初予算を基礎数値として、平成 23 年 1 月に国（内閣府）が経済財政の中長期試算の中で示した慎重シナリオの経済成長率（名目）をもとに、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間、地方税、地方交付税等をあわせた地方一般財源総額を平成 22 年度水準とする国の中期財政フレームに伴う影響も踏まえ、平成 30 年度までの財政収支を算定した。

この結果、新行革プランにおける財政フレームで見込んでいた財源対策を行ってもなお残る収支不足額が 1,740 億円生じている。

(2) 収支不足への対応

今回の財政フレームにおいて収支不足額が生じた理由は、

国（内閣府）が示した経済成長率（慎重シナリオ）が新行革プランにおけるフレームの見込みを下回る水準になったこと等

国の中期財政フレーム期間中は、地方の一般財源総額を平成 22 年度水準に固定されたことである。

このことから、財政運営の目標の達成を基本としつつ、収支不足に対して、次の基本的な考え方により対応することとした。

経済成長率の低下等に伴う収支悪化分（1,180 億円）については、県民生活への影響を踏まえ、590 億円（1/2）を歳入歳出対策で解消し、残り 590 億円（1/2）を特別な財源対策として県債管理基金の活用で対応する

国の中期財政フレームによる収支悪化分（560 億円）については、要調整額として、今後、国の財政対策によって、その解消を求めている

(3) 歳入歳出対策の内容

県民生活に配慮しつつ、各分野における歳入歳出対策を行う。

人件費：早期退職制度を実施し、高齢期における職員の働き方の多様な選択肢を確保（約 30 億円）

事務事業：一般事業費・事務費の 10%削減（約 235 億円）、この事務費削減に準じた団体等への補助の見直しや医療費助成事業の所得判定単位の是正など（約 90 億円）

公社等：公社等への財政支出の抑制など（約 35 億円）

投資事業：地方財政計画を基準とした投資規模への見直し（約 160 億円）

自主財源：県税の徴収率の向上やネーミングライツなどの自主財源の確保（約 40 億円）

()は一般財源ベース

7 改革による効果額

(単位:億円)

区 分	H22年度総点検を踏まえた追加対策による効果額		
	H24～H30 効果額	構成比: 事業費 (うち一般財源)	説 明
歳 出 A	1,345 [380] うち起債 415 (うち一般財源) (550)	97.1% (93.2%)	
人 件 費	30 (うち一般財源) (30)	2.2% (5.1%)	1 早期退職の実施 早期退職制度の実施による人件費の減(30億円)
行 政 経 費	365 [5] (うち一般財源) (360)	26.4% (61.0%)	1 事務事業 ・一般事業費・事務費・施設維持費: 10%削減 ・その他政策的経費の見直し 2 公的施設 ・施設の移譲・運営の合理化、効率化 ・公募による指定管理者の拡大 3 試験研究機関 ・体制の見直し・効果的な運営手法の導入等 4 公社等 ・運営の合理化、効率化
投 資 的 経 費	950 [375] うち起債 415 (うち一般財源) (160)	68.6% (27.1%)	1 目標投資規模 総額:1,695億円 補助事業:1,100億円、単独事業:595億円 2 効果額(一般財源) ・事業費の減: 100億円 ・公債費の減: 60億円
歳 入 B	40 (うち一般財源) (40)	2.9% (6.8%)	・県税徴収率のアップ、ネーミングライツ等
計 (A + B) C	1,385 (うち一般財源) (590)	100.0% (100.0%)	
特 別 な 財 源 対 策 D	590 (うち一般財源) (590)	-	・県債管理基金の活用 590億円 経済成長率の低下等に伴う影響額(約1,180億円)の1/2
合 計 (C + D) E	1,975 (うち一般財源) (1,180)	-	
要 調 整 額 F	560 (うち一般財源) (560)	-	・H23地方財政計画を踏まえた中期財政フレーム(H23～H25) に伴う収支不足額
E + F	2,535 (うち一般財源) (1,740)	-	

5億円単位で端数処理

平成23年度の効果額は、平成23年度当初予算編成において歳出対策に折り込んでいる

8 平成 30 年度までの財政フレーム

(1) 前提条件

経済成長率（名目）

H23 年 1 月に国（内閣府）が示した「経済財政の中長期試算」における慎重シナリオ
 経済成長率（名目） H23：1.0%、H24：1.3%、H25：1.3%、H26：1.5%、H27：1.3%、
 H28：1.5%、H29：1.8%、H30：1.8%

直近 5 ヶ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから乖離率（従来 85%）を乗じないこととする。

直近5カ年の全国と兵庫県の経済成長率（名目）の推移

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H20/H16
全国A	101.0	100.9	101.5	100.9	95.8	99.1
兵庫B	101.4	100.2	102.6	98.4	99.3	100.5
乖離B/A	1.004	0.993	1.010	0.975	1.036	1.014

（参考）総生産額（名目）の推移（単位：億円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20
全国	4,984,906	5,031,867	5,109,376	5,156,510	4,941,987
兵庫	190,064	190,526	195,454	192,330	190,966

歳入

ア 県税等

H23 年度当初予算をもとに、H24 年度以降の本県経済成長率見込及び弾性値(1.1)を乗じて算定

イ 地方交付税

H23 年度当初予算をもとに、下記により算定

(ア) 基準財政収入額

- a H23 : 当初予算額
- b H24～H30：前年度年間見込額に毎年度の県税等の増収額の 75%を加算

(イ) 基準財政需要額

- a 公債費：毎年度の所要額を算定
- b 公債費以外
 - (a) H23～H25 年度(国の中期財政フレーム期間)
 - H23 年度 : H23 年度当初予算
 - H24～H25 年度：H23 年度当初予算と同額
 - (b) H26 年度以降
 - H25 年度算定額に、人件費のベア及び社会保障関係経費の需要増額を反映した伸び率(1.1%)を乗じて算定

歳出

ア 人件費

- (ア) 定員：現行の削減計画に基づく定数削減を反映
- (イ) 給与：H23 年度当初見込をもとに算定
- (ウ) ベア：H23 年度～H25 年度は見込まず。H26 年度以降は、経済成長率を勘案した率で算定
- (エ) 定昇：H23 年度当初予算時点における、H30 年度までの人員構成の見込み等を踏まえた率で算定
- (オ) 退職手当：H23 年度当初予算時における今後の定年及び勸奨退職者の見込数を基に算定

イ 公債費

H22 年度決算見込及び投資フレームに基づく起債発行額をもとに算定

発行利率：H23 年 1 月に内閣府が公表した「経済財政の中長期試算」の慎重シナリオにおける長期金利

長期金利 H23：1.8%、H24：1.6%、H25：1.7%、H26：1.9%、H27：2.1%、
H28：2.3%、H29：2.5%、H30：2.7%

ウ 行政経費

(ア) 新行革プランに記載した事業

見直しに基づく所要額

(イ) 個別事業（福祉関係経費）

社会保障関係費 H24～：現行の国制度を前提に直近の伸び率等を勘案して見込

その他：H23 当初予算を発射台に直近の伸び率等を勘案して見込

(ウ) その他事業

H23 当初同額

エ 投資的経費

平成 2・3 年の平均事業費に、平成 20 年度までの全国の平均減少率を乗じた額を通常事業費とする。これに、平成 23 年度から平成 25 年度については、災害関連等事業費及び経済対策に伴う追加事業費を加算する。26 年度以降は、通常事業費と同額とした。

（通常事業費）補助：1,035 億円、単独：780 億円、合計：1,815 億円

(単位:億円)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
補助	1,135	1,119	1,093	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	12,185
単独	830	825	820	780	780	780	780	781	9,506
合計	1,965	1,944	1,913	1,815	1,815	1,815	1,815	1,816	21,691

(2) 追加対策の概要

経済成長率の低下等に伴う収支悪化への対応 1,180 億円

ア 歳入歳出対策 590 億円

(ア) 歳出対策 550 億円

事務事業、投資水準の見直し等

(イ) 歳入対策 40 億円

県税徴収率の向上、ネーミングライツ導入の促進等

イ 県債管理基金の活用 590 億円

(3) 要調整額

560 億円

国の中期財政フレームによる収支悪化分については、要調整額として、今後国の財政対策によって、その解消を求めていく

(4) 財政フレーム(事業費ベース)

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	20～22小計	23年度	
県	税 等	8,250	8,070	6,240	6,300	20,610	6,300	
地 方	交 付 税 等	3,650	3,790	4,630	5,110	13,530	4,880	
国	庫 支 出 金	1,660	1,850	2,780	2,060	6,690	1,700	
特 定	財 源	3,920	4,090	5,870	5,980	15,940	6,260	
起	債	1,170	1,040	1,285	1,020	3,345	900	
そ の 他 の 一 般	財 源	340	310	330	300	940	280	
歳 入 計 A		18,950	19,150	21,135	20,770	61,055	20,320	
人 件	費	6,340	6,090	5,780	5,740	17,610	5,750	
公 債	費	2,420	2,420	2,560	2,790	7,770	2,860	
県 税	交 付 金	2,070	1,970	990	870	3,830	840	
行 政	経 費	総額	6,860	7,380	9,830	9,905	27,115	9,850
		特財	(3,400)	(3,720)	(5,340)	(5,620)	(14,680)	(6,060)
投 資 的	経 費	総額	2,540	2,380	2,830	2,220	7,430	1,870
		起債	(1,170)	(1,040)	(1,260)	(1,020)	(3,320)	(900)
補 助 事 業	業	金額	1,420	1,310	1,540	1,290	4,140	1,200
		起債	(500)	(470)	(720)	(600)	(1,790)	(540)
単 独 事 業	業	金額	1,120	1,070	1,290	930	3,290	670
		起債	(670)	(570)	(540)	(420)	(1,530)	(370)
新 規 事 業 財 源		0	0	0	0	0	0	
歳 出 計 B		20,230	20,240	21,985	21,525	63,750	21,175	
歳入・歳出対策後の収支不足額 A - B C		1,280	1,105	850	755	2,710	855	
財 源 対 策 額 E + F + G D		1,280	1,105	850	755	2,710	855	
退 職 手 当 債 の 発 行 E		370	430	300	250	980	250	
行 革 推 進 債 の 発 行 F		290	350	240	250	840	250	
県 債 管 理 基 金 の 取 崩 (追 加 積 立) 等 G		620	325	310	255	890	355	
要 調 整 額 C + D H		0	0	0	0	0	0	

[追加対策の実施]

追 加 対 策 L + M I	-	-	-	-	-	0
歳 出 改 革 J	-	-	-	-	-	0
歳 入 改 革 K	-	-	-	-	-	0
歳 出 ・ 歳 入 改 革 小 計 J + K L	-	-	-	-	-	0
財 源 対 策 額 (県 債 管 理 基 金 の 取 崩) M	-	-	-	-	-	0
追 加 対 策 後 の 要 調 整 額 H + I N	-	-	-	-	-	0

1 臨時財政対策債、減収補てん債は、交付税等欄に計上

2 災害復旧事業は除く

3 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある

4 平成19年度のG欄には公営企業からの借入120億円を含む

5 中期財政フレーム期間中は、地方一般財源総額がH22同額とされており、国の措置が期待出来ないため、財源対策を先取りしている

(単位:億円)

24年度	25年度	23~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	23~30計
6,440	6,550	19,290	6,655	6,745	6,855	6,985	7,125	34,365	53,655
4,840	4,800	14,520	4,990	5,140	5,240	5,300	5,310	25,980	40,500
1,770	1,790	5,260	1,690	1,695	1,715	1,725	1,705	8,530	13,790
5,765	5,570	17,595	5,330	5,230	5,140	5,080	5,040	25,820	43,415
915	910	2,725	870	870	860	850	850	4,300	7,025
280	270	830	260	260	265	265	275	1,325	2,155
19,970	19,930	60,220	19,795	19,940	20,075	20,205	20,305	100,320	160,540
5,690	5,695	17,135	5,635	5,575	5,495	5,485	5,485	27,675	44,810
2,980	3,000	8,840	3,030	3,050	3,070	3,050	3,020	15,220	24,060
850	850	2,540	880	900	910	910	930	4,530	7,070
9,390	9,270	28,510	9,040	8,995	8,985	8,995	8,935	44,950	73,460
(5,555)	(5,360)	(16,975)	(5,120)	(5,010)	(4,940)	(4,880)	(4,830)	(24,780)	(41,755)
1,950	1,915	5,735	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	9,075	14,810
(915)	(910)	(2,725)	(870)	(870)	(860)	(850)	(850)	(4,300)	(7,025)
1,125	1,095	3,420	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	5,175	8,595
(540)	(530)	(1,610)	(505)	(515)	(515)	(515)	(515)	(2,565)	(4,175)
825	820	2,315	780	780	780	780	780	3,900	6,215
(375)	(380)	(1,125)	(355)	(355)	(345)	(335)	(335)	(1,725)	(2,850)
30	30	60	30	30	30	30	30	150	210
20,890	20,765	62,830	20,435	20,380	20,320	20,250	20,190	101,575	164,405
880	875	2,610	640	440	245	45	115	1,255	3,865
730	660	2,245	325	95	85	160	295	120	2,125
250	200	700	200	200	0	0	0	400	1,100
200	200	650	200	200	200	200	50	850	1,500
280	260	895	75	305	285	360	345	1,370	475
150	215	365	315	345	330	205	180	1,375	1,740

150	215	365	160	160	165	170	160	815	1,180
50	65	115	85	85	85	90	90	435	550
0	0	0	5	5	10	10	10	40	40
50	65	115	90	90	95	100	100	475	590
100	150	250	70	70	70	70	60	340	590
0	0	0	155	185	165	35	20	560	560

(参考)

【財政運営目標等の見通し】

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	20～22小計	23年度
プライマリーバランス	226	40	236	448	-	462
実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	21.1	-	21.5
震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	16.0	-	17.5
実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	20.7	21.5	-	21.6
震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	15.2	-	16.2
県債発行額	1,883	1,853	1,790	1,543	-	1,403
県債残高	33,592	34,455	35,753	37,488	-	38,439
臨時財政対策債、減収補てん債除き	33,592	33,651	33,547	33,414	-	32,769
県債残高(震災分)	8,460	8,037	7,605	7,136	-	6,675
県債残高(臨財債除き)/標準財政規模(倍)	3.0	3.3	3.3	3.2	-	3.2
将来負担比率 %	361.7	360.1	366.4	372.5	-	370.8
震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	282.7	302.8	-	303.6
県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,297	-	2,663
県債管理基金ルール積立額	870	1,054	1,159	1,363	-	1,400
県債管理基金取崩額	465	250	249	255	-	355
県債管理基金積立不足率	58.5	59.8	65.2	56.3	-	55.0
経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	98.3	-	98.8
震災関連公債費除き %	96.3	93.0	92.2	92.3	-	92.7

県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる。

【平成30年度までの財政フレーム(事業費ベース・追加対策後)】

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	20～22小計	23年度		
県税等	8,250	8,070	6,240	6,300	20,610	6,300		
地方交付税等	3,650	3,790	4,630	5,110	13,530	4,880		
国庫支出金	1,660	1,850	2,780	2,060	6,690	1,700		
特定財源	3,920	4,090	5,870	5,980	15,940	6,260		
起債	1,170	1,040	1,285	1,020	3,345	900		
その他の一般財源	340	310	330	300	940	280		
歳入計 A	18,950	19,150	21,135	20,770	61,055	20,320		
人件費	6,340	6,090	5,780	5,740	17,610	5,750		
公債費	2,420	2,420	2,560	2,790	7,770	2,860		
県税交付金	2,070	1,970	990	870	3,830	840		
行政経費	総額	6,860	7,380	9,830	9,905	27,115	9,850	
	特財	(3,400)	(3,720)	(5,340)	(5,620)	(14,680)	(6,060)	
投資的経費	総額	2,540	2,380	2,830	2,220	7,430	1,870	
	起債	(1,170)	(1,040)	(1,260)	(1,020)	(3,320)	(900)	
	補助事業	金額	1,420	1,310	1,540	1,290	4,140	1,200
		起債	(500)	(470)	(720)	(600)	(1,790)	(540)
単独事業	金額	1,120	1,070	1,290	930	3,290	670	
	起債	(670)	(570)	(540)	(420)	(1,530)	(370)	
新規事業財源	0	0	0	0	0	0		
歳出計 B	20,230	20,240	21,985	21,525	63,750	21,175		
歳入・歳出対策後の収支不足額 A - B C	1,280	1,105	850	755	2,710	855		
財源対策額 E + F + G D	1,280	1,105	850	755	2,710	855		
退職手当債の発行 E	370	430	300	250	980	250		
行革推進債の発行 F	290	350	240	250	840	250		
県債管理基金の取崩(追加積立)等 G	620	325	310	255	890	355		
追加対策後の要調整額 C + D H	0	0	0	0	0	0		

(単位:億円)

24年度	25年度	23~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	30-19
815	813	-	1,360	1,453	1,702	1,786	1,789	-	2,015
22.8	23.0	-	24.2	22.3	21.7	20.0	18.0	-	0.9
17.2	16.5	-	16.9	16.2	17.1	16.4	15.8	-	0.8
21.8	22.4	-	23.3	23.2	22.8	21.3	19.9	-	0.3
16.9	17.0	-	16.8	16.5	16.7	16.5	16.4	-	3.2
1,310	1,246	-	1,208	1,211	1,002	1,002	852	-	1,031
39,240	40,056	-	39,072	38,145	36,820	35,414	34,093	-	501
32,001	31,249	-	30,395	29,676	28,621	27,545	26,555	-	7,037
6,216	5,757	-	5,303	4,851	4,419	4,016	3,629	-	4,831
3.1	3.0	-	2.8	2.7	2.6	2.4	2.3	-	0.7
370.2	369.3	-	358.9	344.5	326.6	310.1	293.5	-	68.2
304.7	305.7	-	299.5	292.1	279.8	269.0	258.3	-	14.0
2,909	2,883	-	3,223	3,649	4,423	5,396	6,721	-	4,854
1,584	1,541	-	1,556	1,566	1,682	1,761	1,716	-	846
384	411	-	0	0	0	0	0	-	465
53.8	55.7	-	51.2	46.8	39.0	28.9	15.9	-	42.6
99.4	98.1	-	96.8	94.2	93.0	91.8	90.1	-	13.4
93.4	92.2	-	91.1	88.6	87.7	86.8	85.4	-	10.9

(単位:億円)

24年度	25年度	23~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	23~30計
6,440	6,550	19,290	6,660	6,750	6,860	6,990	7,130	34,390	53,680
4,840	4,800	14,520	4,990	5,140	5,240	5,300	5,310	25,980	40,500
1,710	1,730	5,140	1,650	1,650	1,670	1,670	1,650	8,290	13,430
5,760	5,570	17,590	5,330	5,230	5,140	5,080	5,040	25,820	43,410
860	850	2,610	810	810	800	800	800	4,020	6,630
280	270	830	260	260	270	270	280	1,340	2,170
19,890	19,770	59,980	19,700	19,840	19,980	20,110	20,210	99,840	159,820
5,690	5,690	17,130	5,630	5,570	5,490	5,480	5,480	27,650	44,780
2,980	3,000	8,840	3,020	3,040	3,060	3,035	3,005	15,160	24,000
850	850	2,540	880	900	910	910	930	4,530	7,070
9,345	9,220	28,415	8,990	8,940	8,930	8,940	8,880	44,680	73,095
(5,550)	(5,360)	(16,970)	(5,120)	(5,010)	(4,940)	(4,880)	(4,830)	(24,780)	(41,750)
1,825	1,785	5,480	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	8,475	13,955
(860)	(850)	(2,610)	(810)	(810)	(800)	(800)	(800)	(4,020)	(6,630)
1,190	1,160	3,550	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500	9,050
(520)	(510)	(1,570)	(480)	(490)	(490)	(490)	(490)	(2,440)	(4,010)
635	625	(1,930)	595	595	595	595	595	2,975	4,905
(340)	(340)	(1,050)	(320)	(320)	(310)	(310)	(310)	(1,570)	(2,620)
30	30	60	30	30	30	30	30	150	210
20,720	20,580	62,475	20,250	20,190	20,130	20,055	19,995	100,620	163,095
830	810	2,495	550	350	150	55	215	780	3,275
830	810	2,495	395	165	15	90	235	220	2,715
250	200	700	200	200	0	0	0	400	1,100
200	200	650	200	200	200	200	50	850	1,500
380	410	1,145	5	235	215	290	285	1,030	115
0	0	0	155	185	165	35	20	560	560

(5) 財政運営の目標

(単位:億円、%)

区分	中間目標(中期財政フレーム期間・H23～H25)				平成30年度までの目標	
	目標	見込			目標	見込
		H23	H24	H25		
財政運営の目標	収支均衡	-	-	-	-	収支均衡 (歳入歳出対策後) 【改革期間後半】 H29(+55)以降
	プライマリーバランス	黒字 【毎年度】	462	815	813	黒字 【毎年度】 +448億円(H22) ～ +1,789億円(H30)
	実質公債費比率	24%未満 【H23～H25】	21.5%	22.8%	23.0%	18%水準 【H30】 18.0%
	県債残高	H19の95%水準 (31,912億円) 【H25】	-	-	93.0% (31,249億円 /33,592億円)	H19の80%水準 (26,874億円) 【H30】 79.1% (26,555億円 /33,592億円)
	将来負担比率	震災の影響を除く 比率がピーク時に おいても300%水準 【H23～H25】	303.6%	304.7%	305.7%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】 258.3%
	県債管理基金活用額	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】 活用額 ルール積立額	1/3以下 355 1,400	1/3以下 384 1,584	1/3以下 411 1,541	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】 毎年度 (H26以降、 活用額は0)
	県債管理基金積立不足率	60%以下 【H23～H25】	55.0%	53.8%	55.7%	H19の2/3水準 【H30】 15.9%
	経常収支比率	100%未満 【H23～H25】	98.8%	99.4%	98.1%	90%水準 【H30】 90.1%

9 各分野における改革内容

(1) 組織	ア．本庁
--------	------

[改革の基本方向]

現行 5 部体制を維持し、引き続き時代の変化に伴う多様な政策課題に対して総合的かつ機動的に施策展開を図る。

小規模又は類似・関連業務を行う局・課・係を統合再編する。

行政課題に対して設置している本部体制について、直面する課題や危機管理に対応するものに限定するなどの見直しを行うとともに、臨時的、時限的な行政課題に柔軟かつ機動的に対応するため、臨時の組織（タスク・フォース）の活用を図る。

1 5 部体制の維持

平成 20 年度に 6 部を 5 部に統合再編し、時代の変化に伴う多様な政策課題に対して総合的かつ機動的に施策展開を図っていることから、引き続き現行の 5 部体制を維持する。

2 局・課・系の統合再編

各部における一体的な施策推進、業務執行の効率化の観点から組織の再編を行う。

(1) 局については、各部 3 ～ 4 局を基本として 20 局程度に統合再編する。

(2) 課については、10 人以下の小規模課の解消、類似又は関連のある業務を行っている課の統合を基本として 100 課程度に再編する。また、簡素な組織体制の徹底を図るため課内に置く室の廃止又はタスク・フォース化を図る。

さらに、事務事業の見直しや業務執行の効率化等を踏まえた系の統合再編を行う。

3 本部体制の見直し

部局をまたがる課題や事業に総合的に取り組む体制として庁内に設置している本部体制（平成 22 年度：34 本部）については、直面する政策課題や危機管理に対応するものに限定し、3 割程度を廃止する。

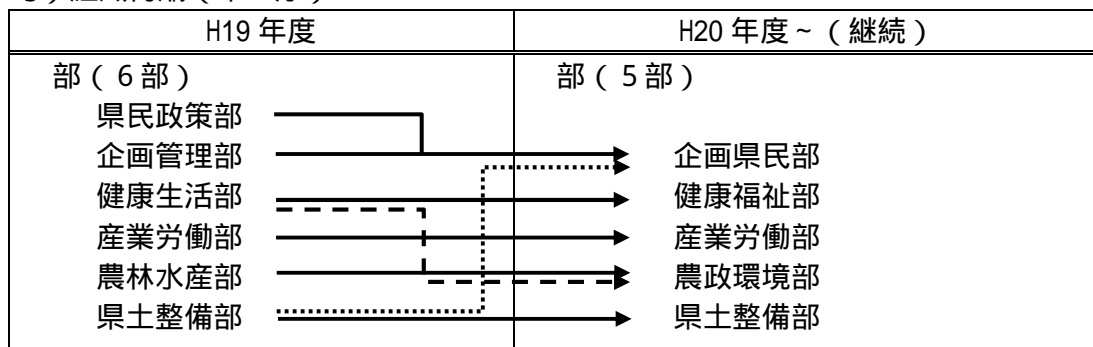
4 実施時期

平成 23 年度～

5 今後の検討課題

本庁について、今後とも時代の変化に伴う多様な政策課題に総合的かつ機動的に対応できる簡素で効率的な組織体制を検討する。

(参考) 組織再編 (本 庁)



(1) 組織

イ. 地方機関

[改革の基本方向]

県民局は、地域における多様な県民ニーズや地域課題に対応するための現地解決型の総合事務所として、引き続き県下 10 地域に設置する。

本局組織について簡素・合理化を図りつつ、地域の課題や特性に応じた組織体制を構築する。

社会情勢等の変化や市町行政体制の状況を踏まえ、業務の専門性・機動性の向上、効果的・効率的な県民サービスを提供する観点から、事務所の見直しを行う。

1 県民局組織の見直し

(1) 現地解決型の総合事務所の存置

平成 13 年度の再編以来、現地解決型の総合事務所として定着していることを踏まえ、地域における多様な県民ニーズや地域課題に総合的かつ的確に対応するため、県下 10 地域に存置する。

県民局として横断的な課題解決を図るため、引き続き、県民局長のもと圏域事務所長等で構成する「県民局政策会議」を活用する。

(2) 本局組織の再編

総務室・県民室の再編

ア 地域づくりに向けた多彩な取組みを総合的に推進するため、地域ビジョン活動と県民運動との連携の強化

イ 副室長の廃止、参事や課の見直し

[再編後の本局の所掌事務]

室名	主な所掌事務
総務企画室	企画、総務、財務、防災
県民室	地域ビジョン、県民協働、消費生活、商工労政、環境

県民局ごとの課題や地域特性に対応する参事や室・課の設置

[課題や地域特性の例]

県民局	課題例	県民局	課題例
神戸	神戸市民との協働・連携	中播磨	銀の馬車道を生かした地域づくり
阪神南	阪神文化圏の形成	西播磨	ツーリズムによる地域づくり
阪神北	北摂の自然や文化を生かしたまちづくり	但馬	小規模集落などの地域振興
東播磨	水辺の地域づくり	丹波	恐竜化石等を生かした地域づくり
北播磨	交流による元気なハートランドづくり・環境対策の推進	淡路	公園島・環境立島の推進

2 事務所等の再編

(1) 土地改良事務所の再編

農業基盤の整備、担い手育成、消費ニーズへの対応、地産地消の推進など、生産、加工、流通、販売にわたる施策の連携を高めるため、土地改良事務所を再編し、農林水産振興事務所に土地改良センターを設置する。

なお、ほ場整備率が低く今後も相当期間にわたり一定の事業量が見込まれる事務所又は農林水産振興事務所と所在地が異なる事務所については、土地改良事務所とする。

(2) 生活科学センターの再編

県内全市町に消費生活センターが設置され、消費生活相談等は一義的に市町が担うことから、県は市町や消費者団体の専門的・広域的な支援を総合的に展開する。

市町や地域の消費者団体等と連携した相談対応や、県民運動・県民協働施策を一体的に推進するため、生活科学センターを再編し、県民局本局に消費生活センターを設置する。

生活科学総合センターにおいては、市町・地域の消費者団体等からの専門的・広域的な事案に対する相談対応の体制強化や、人材育成、商品テストや事業者指導などの取組みの充実を図る。

(3) 文化会館・但馬文教府への指定管理者制度の導入

文化会館等が担ってきた各地域における生涯学習や地域づくり活動、伝統文化などの芸術文化事業の支援について、高齢者大学などの生涯学習機会の提供やリーダー養成などの活動支援を担う(財)兵庫県生きがい創造協会において一体的に推進するため、同協会に運営を移管し、地域の拠点としての機能強化を図る。

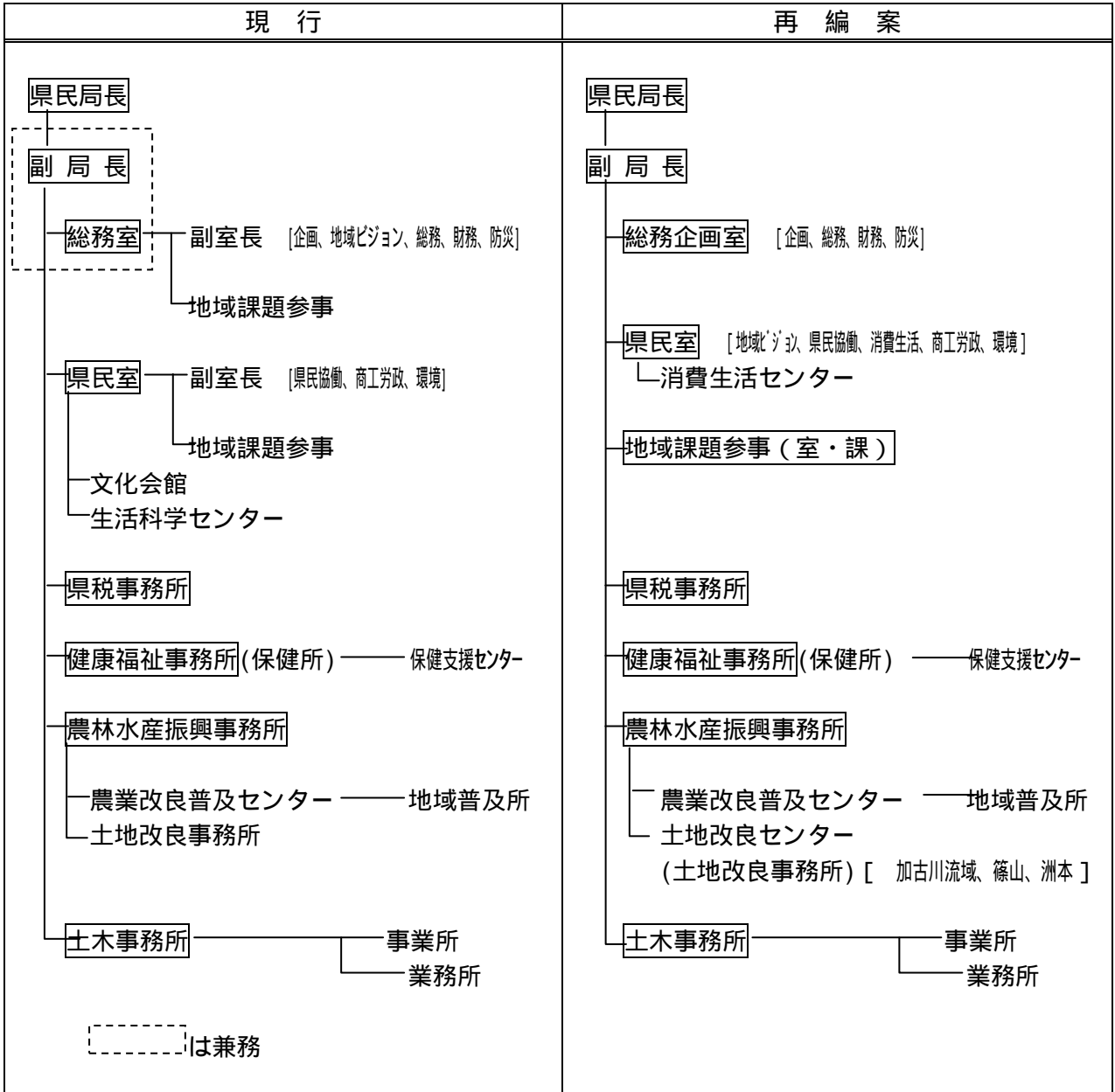
3 実施時期

平成 23 年度

4 今後の検討課題

県民局について、市町の行政体制等の状況を踏まえ、今後ともあり方を広く検討する。

(参考) 県民局組織図(基本型)



(1) 組織

ウ．その他の組織

[改革の基本方向]

教育委員会、警察について、それぞれの特性を踏まえながら、知事部局の見直しに対応して、引き続き簡素で効率的な組織整備を進める。

教育事務所について、新学習指導要領の実施・定着や、生涯学習や県民運動等の連携を図るため当面維持しつつ、人事権移譲等の国の検討状況も踏まえ、平成 25 年度を目途に見直しを検討する。

1 教育委員会

(1) 本庁組織

知事部局の対応に準じた組織の見直しに取り組む。

(2) 教育事務所

新学習指導要領の全面実施（平成 23 年度：小学校完全実施、平成 24 年度：中学校完全実施）等の定着やひょうご教育創造プランの展開を図るとともに、あわせて県民局と連携した体験学習等の教育活動や県民運動を効果的・効率的に推進するため、当面維持する。

総務事務の電子化等による合理化・効率化を図るとともに、市町教育委員会との役割分担を踏まえ教育指導機能の重点化、充実強化を推進する。あわせて、県費負担教職員の人事権移譲等にかかる国の検討状況も踏まえ、平成 25 年度を目途に見直しを検討する。

(参考) 教育事務所の組織（平成 21 年度～）

県民局	教育事務所	教育振興室	県民局	教育事務所
阪神南	阪 神	宝塚	但 馬	但 馬
阪神北				
東播磨	播磨東	加東	丹 波	丹 波
北播磨				
中播磨	播磨西	光都	淡 路	淡 路
西播磨				

2 警 察

(1) 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、組織の見直しに取り組む。

(2) 警察署・交番等

事件・事故の発生状況、住民の利便性や意向、人口動向、交通網の充実等の今後の社会情勢の変化等に対応するとともに、「県都及び神戸市周辺部における警察署の在り方懇話会」答申（平成 22 年 10 月）も踏まえ、警察署・交番等の適正配置に取り組む。

[改革の基本方向]

行政の簡素・効率化の観点から、附属機関等の新設の抑制、必要性の低下したものの統廃合等の推進、運営の合理化を図るとともに、参画と協働による行政を推進する観点から、運営の活性化及び透明性の向上を図る。

1 統廃合及び運営の合理化・効率化の推進

(1) 要綱等に基づく協議会等については平成 20 年度中に削減目標を達成（12 機関、26.1%）したが、引き続き新設の抑制、設置の必要性の低下したものの統廃合等を推進する。

(2) 委員報酬額については、行革上の措置として、引き続き日額は 20%減額、月額は 10%減額とする。

2 運営の活性化・透明性の向上

(1) 公募委員、女性委員の選任の拡大を図り、政策形成過程における県民の参画を一層推進する。

(2) 会議の公開や会議資料等の公表を進め、透明性の向上を図る。

(2) 定員・給与

ア．定員

〔改革の基本方向〕

定員や給与の見直しを行い、人件費の抑制に適切に取り組む。

一般行政部門については、新たな行政課題に的確に対応しつつ、平成 20～22 年度の削減を踏まえ、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進などにより、定員の削減を着実に進める。

教職員については児童生徒数の推移や教職員定数改善の状況等、大学教職員については大学の今後のあり方、警察官については国の配置基準の改正等を踏まえ、適正配置を行う。

公営企業部門については、経営計画等を踏まえた適正配置に取り組む。

早期退職制度を実施し、高齢期における職員の働き方の多様な選択肢を確保する。

1 一般行政部門 [平成 30 年度までの削減数：約 2,700 人]

(1) 平成 20 年度から平成 30 年度までの間、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進などにより、平成 19 年度職員数の概ね 3 割の定員の削減を行う。

(2) 前期 3 年間（平成 20～22 年度）の削減実績を踏まえ、その後の中後期で残りの概ね 1.5 割の定員削減に取り組む。

(3) 中期 3 年間（平成 23 年度～25 年度）に概ね 1 割の定員の削減を行う。

一般行政部門	前期 (H20～H22 実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)	期間計 (H20～H30)
	約 14%	10%	6%	30%

前期 3 年間の削減率：現員 13.4%

2 教育部門 [平成 30 年度までの削減数：約 420 人]

(1) 教育委員会

法令等により配置基準が定められている教職員は、基準に基づく適正配置を行う。

県単独教職員、事務局職員については、一般行政部門の取扱いに準じて概ね 3 割の定員削減に取り組む。

前期 3 年間の削減実績を踏まえ、中期 3 年間に約 5 %の定員の削減を行う。

教職員(法定)	法令基準に基づく適正配置			
	前期 (H20～H22 実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)	期間計 (H20～H30)
県単独教職員	約 15%	5%	10%	30%
事務局職員	約 15%	5%	10%	30%

前期 3 年間の削減率：県単独教職員：現員 15.1%

事務局職員：現員 14.8%

(2) 県立大学

県立大学については、大学の今後のあり方を検討した上で、教員の適正配置を行う。

事務局職員は前期 3 年間の削減実績を踏まえ、平成 25 年度までに概ね 1.5 割の定員の削減を行う。

教 員	大学の今後のあり方に基づく適正配置		
事務局職員	前期 (H20～H22 実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)
	約 6%	9%	大学の今後のあり方に基づく適正配置

前期 3 年間の削減率：現員 5.5%

3 警察部門 [平成 30 年度までの削減数：約 110 人]

- (1) 法令により配置基準が定められている警察官は、基準に基づく適正配置を行う。
- (2) 県単独警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を要望する。
- (3) 事務職員については、鑑識や科学捜査等を除く一般行政類似部門の職員の概ね 3 割の定員削減に取り組む。
- (4) 前期 3 年間の削減実績を踏まえ、中期 3 年間に約 9 %の定員の削減を行う。

警察官(法定)	法令基準に基づく適正配置
県単独警察官	現行水準維持(政令定数化を国要望)

事務職員 (一般行政類似部門)	前期 (H20～H22 実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)	期間計 (H20～H30)
	約 11%	9%	10%	30%

前期 3 年間の削減率：現員 10.7%

4 公営企業部門 [平成 30 年度までの削減数：約 200 人]

(1) 企業庁

「総合経営計画」等に基づく、経営基盤の強化に向けた取組を推進することにより、概ね 3 割の定員削減に取り組む。

前期 3 年間の削減実績を踏まえ、中期 3 年間に約 5 %の定員の削減を行う。

企業庁	前期 (H20～H22 実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)	期間計 (H20～H30)
	約 15%	5%	10%	30%

前期 3 年間の削減率：現員 14.9%

(2) 病院局

「病院構造改革推進方策」等の見直しを踏まえ、医師、看護師等医療職員については、法令、診療報酬制度等に定められている配置基準を基本として業務量に応じた適正配置を行う。

その他の職員については、一般行政部門の取り扱いに準じて概ね 3 割の定員削減に取り組む。

前期 3 年間の削減実績を踏まえ、中期 3 年間に約 8 %の定員の削減を行う。

医療職員	法令、診療報酬制度等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置			
その他の職員	前期 (H20～H22 実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)	期間計 (H20～H30)
	約 12%	8%	10%	30%

前期 3 年間の削減率：現員 11.9%

[改革の基本方向]

人事委員会の勧告・報告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、職員の給与の見直しを行う。

厳しい財政状況のもとで、給与の抑制措置等を講じている他府県の様々な取り組み及び本県の財政状況等を踏まえ、見直しを行う。

1 特別職

行財政構造改革の趣旨を踏まえ、次の抑制措置を実施する。

(1) 給料の減額

減額措置	知事	20%減額
	副知事	15%減額
	教育長等	10%減額
	防災監等	7%減額

(2) 期末手当の減額

減額措置	知事	30%減額
	副知事	28%減額
	教育長等	26%減額
	防災監等	25%減額

(3) 退職手当の減額

減額措置	知事	約 20%減額（支給割合の 10%減額を含む）
	副知事	約 20%減額（ ” ” ）

(参考) 議員報酬月額の見直し

議会においても、行財政構造改革への取組みを踏まえ、当分の間、議員の報酬月額等を次のとおり減額する措置が講じられる。

減額措置	議長	報酬月額 10%減額、加算額 25%減額
	副議長	報酬月額 10%減額、加算額 25%減額
	議員	報酬月額 10%減額

(参考) 特別職・議員の年収削減の状況

[特別職]

	勧告に準じた削減額	行革による削減額	合計
知事	24 万円	599 万円	623 万円
副知事	19 万円	392 万円	411 万円

[議員]

	勧告に準じた削減額	行革による削減額	合計
議員	20 万円	111 万円	131 万円

(注)「勧告に準じた削減額」は、期末手当の 0.15 月の引下げ分(3.10 2.95 月)

2 一般職

行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。

(1) 給料の減額

全職員を対象に、役職に応じて4.5%～9%減額（地域手当の2%引下げ含む）

- ・行政職は次のとおり減額
- ・他の職種も行政職との均衡により減額

[管理職]

[一般職員]

部長・局長級	9%減額	主任専門員級	5%減額
課長級	8%減額	係長・主査・主任級	4.8%減額
副課長級	6%減額	若手職員	4.5%減額

(2) 期末・勤勉手当の減額

役職加算・管理職加算を減額

役職に応じて3%～16%減額

(役職加算率)	20%	10%	15%	7.5%	10%	6%	5%	4%
(管理職加算率)	20%	10%	15%	7.5%	10%	5%		

(3) 管理職手当の減額

管理職全員 10%減額 20%減額

(参考)平成22年人事委員会勧告による引下げ(一般職)

(1) 給料表の平均 0.1%引下げ

(2) 期末・勤勉手当の 0.20月引下げ(年間支給月数:4.15 3.95月)

(3) 自宅に係る住居手当の 900円引下げ(月2,500円 月1,600円)

[年収削減の状況(職員1人あたり)]

	勧告による削減額	行革による削減額	合計
部長級	18万円	144万円	162万円
課長級	14万円	95万円	109万円
全職員平均	10万円	32万円	42万円

3 毎年度の具体的内容

1及び2を基本に、社会的情勢、他府県の動向などを踏まえ、士気高揚にも留意しながら、毎年度具体的に定める。

(3) 行政施策	ア．事務事業	効果額(うち一般財源): 34,600百万円(34,600百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 1,042,553百万円(333,235百万円)

[改革の基本方向]

事業の必要性、県と市町・民間との役割、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点から見直しを行うなかで、各施策の優先度を見極め、選択と集中を徹底し、少子高齢社会や人口減少社会の到来、地域主権改革や市町合併の進展など、時代の変化に的確に対応する施策を展開するとともに、長期的な視点に立った未来の兵庫をつくる施策を進める。

県民の多様な参画と協働の取組みを推進するとともに、民間活力の活用等により業務執行方法の一層の簡素化、効率化を図る。

県の財政状況を踏まえ、各種団体等に対する補助金・委託費の事務費相当額について、県の事務費の削減に準じて10%削減を要請する。

1 一般事業費の削減

行政経費のうち、法令等に基づく義務的経費、新行革プランにおいて個別に見直し方針が示されている事業などを除く、県単独の政策的事業、庁舎・公的施設等の施設維持費、事務費などの経常的経費等の一般事業費について、平成23年度から平成25年度までの3年間に限り、毎年度10%の削減を行う。

このうち、毎年度4%相当額については、新規事業財源として活用する。

2 事務費の削減

(1) 賃金、旅費、需用費、使用料、役務費

平成23年度予算額を平成22年度当初予算額の90%水準に抑制する。

(2) 超過勤務手当(一般行政部門)

平成23年度予算額を平成22年度当初予算額の90%水準に抑制する。

3 施設維持費の抑制

庁舎、公的施設等の維持管理経費について、平成23年度予算額を平成22年度当初予算額の概ね90%水準へ抑制する。

(1) 契約の工夫

- ・ 契約部局の集約化
- ・ 長期継続契約の実施
- ・ 電力、ガス契約における入札の実施

(2) 保守点検、清掃、警備等の委託契約の仕様(回数等)の見直し

(3) 指定管理者制度の導入にあたり公募の実施

(4) 県有施設の空きスペースの活用による民間ビルの賃借料の軽減

(5) 都市公園における公園内施設の見直しや施設管理水準の引き下げ

(6) ハーバランド庁舎を含めた借上庁舎の賃借料等の節約、県有施設の活用検討 等

4 政策的経費の見直し

(1) 地方財政措置を上回って本県独自に措置している事業について、その必要性が低下している場合は、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制

(2) 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準まで縮小

(3) 国の制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、本県の独自措置の水準を縮小

(4) 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化

- (5) 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化
- (6) 福利厚生団体に対する補助について、他府県の実施状況を踏まえ廃止
- (7) 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、県主催の大会、フォーラムなど、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃止・縮小するとともに、多様な分野において参画と協働の取組みを推進
- (8) 大学、大学附置研究所及び試験研究機関の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保
- (9) 市町に対する補助金の見直し
市町に対する地方財政措置の充実が図られた事業に対する補助金について、補助対象、補助率等を見直し
市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小
中核市、特例市などの市町の機能強化に伴い、補助対象市町を見直し
市町に対する補助・交付金のうち、事務費にかかる補助単価について、県の事務費の削減に準じて10%削減を要請
- (10) 各種団体に対する補助金の見直し
先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は補助率、補助単価等を見直し
団体への事業費補助、運営費補助（事業費委託）のうち、事務費相当額について、県の事務費の削減に準じて10%削減を要請
・平成22年度当初予算額（単価）×25%（事務費相当額）×10%
- (11) 法令外分担金の見直し
公益法人や任意団体に対する法令外分担金については、原則拠出しない。
やむを得ず拠出する場合でも、団体の業務の見直しや事務処理体制の効率化等の要請を行い、その適正化に努める。

5 法令負担経費

介護給付費県費負担金等法令負担経費のため事務の廃止等にはなじまない経費であっても、執行方法等を点検することにより、簡素化・効率化を図る。

6 経費節減・事務改善等の全庁的な推進

- ・事務的経費の節減や事務執行方法の簡素化、効率化など事務改善の取組みを全庁的に推進し、事務費等を削減する。
- ・事務の簡素化、効率化に向け、予算・経理関係事務などの内部管理事務の事務執行方法を見直すほか、旅費、給与、手当認定、服務等について、総務事務システムの構築を図る。

7 兵庫の未来づくりに取り組む施策の推進

総合的な少子対策、教育対策、安全安心の確保、経済の早期安定など全県的な課題に引き続き取り組む。

加えて、平成23年度に策定する地域ビジョンの実現に向けて、地域がその実情に応じて実施する活性化のための取組みについて、一層支援するための対策を推進する。

（参考）

- ・小規模な集落の将来構想の検討を支援する 「むらの将来」検討支援事業の創設
- ・地域の活性化を図る 地域の夢推進事業の創設 等

(3) 行政施策	ア．事務事業	1 各種団体、市町への補助・委託事業
		効果額(うち一般財源): 712百万円(728百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 1,186百万円(1,143百万円)

各種団体、市町への補助・委託事業

厳しい財政状況を踏まえ、県において事務費を平成 22 年度当初予算額の 90%水準に抑制することから、各種団体、市町、公社等への補助・委託等についても県の事務費の削減に準じた削減を要請する。

1 見直し内容

(1) 各種団体への補助・委託

事務費相当額について、県の事務費の削減率に準じて 10%削減を要請する。

ただし、補助・委託額が少額な団体に配慮し、1,000 千円を超える団体(128 団体中 69 団体)とする(前回:500 千円を超える団体(128 団体中 100 団体))

(単位:百万円)

区 分	H22 年度当初		H23 年度		差引	
	金額	一般	金額	一般	金額	一般
各種団体への補助・委託	1,108	1,065	1,019	974	89	91

H22 年度当初予算額(単価) × 25%(事務費相当額) × 10%

(2) 市町への補助

(単位:百万円)

区 分	H22 年度当初		H23 年度		差引	
	単価	金額	単価	金額	単価	金額
福祉医療費事務費補助	144 円	48	130 円	45	14 円	3
事務移譲交付金	-	30	-	27	-	3
合 計	-	78	-	72	-	6

H22 年度当初予算額(単価) × 10%

(3) 公社等の自主事業

公社等の自主事業のうち事務費相当額についても、県の事務費の削減率に準じて 10%削減を要請する。

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	2 高齢者大学運営事業
		効果額(うち一般財源): 19百万円(25百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 94百万円(86百万円)

高齢者大学運営事業

市町・民間団体等との役割分担を図りながら、県民ニーズに対応するため、大学院講座と地域活動指導者養成講座との統合、高齢者大学のカリキュラムの見直しなどを行う。

1 見直し内容

(1) 講座の統廃合

大学院講座、地域活動指導者養成講座を統合

区 分		現 行	見直し後
大学院講座	入学資格	・2年制以上の高齢者大学講座等修了者	・2年制以上の高齢者大学講座等修了者 ・概ね56歳以上で地域活動に意欲のある者(コースによる)
	定員	30人	50人
	講座内容	・地域づくり実践リーダー養成 ・専門性の高い学習	・地域活動の指導者養成 ・専門性の高い学習
地域活動指導者養成講座	入学資格	・概ね56歳以上で地域活動に意欲のある者 ・団体の長及び市町長の推薦を受けた者	【大学院講座と統合】
	定員	50人	
	講座内容	・健康、ボランティア活動、地域づくり等の指導・普及等の人材養成 ・指導者として必要な知識・技能習得	

(2) いなみ野学園4年制カリキュラムの見直し

健康福祉講座について、園外実習(例:介護福祉体験、ボランティア体験)実践的講座(例:カウンセリング、食の講座)などを取り入れる。

改編後のカリキュラムに対応するため、現行定員を200人から100人に見直す。

区 分	現 行	見直し後
カリキュラム(健康福祉講座)	・日常生活に関わる健康・福祉に関する学習 等	・園外実習、実践的学習を大幅に増加し、健康・福祉の理解を深める講座を実施
定 員	200人	100人

(3) 受講料の見直し

県立高校授業料の実質的無償化の動きも踏まえ、受講料を見直す。

他の府県や市町における同種の講座の受講料や、高齢者大学の授業時間の半分程度が民間講座で行っていない地域活動の実践者養成であることを勘案し、民間講座の受講料の1/2の水準とする。

区 分		現 行 (年 額)	見直し後 (年 額)
いなみ野学園	4年制大学講座	60,000 円	50,000 円
	地域活動指導者養成講座		
	大学院講座		
阪神シニア カレッジ	4年制大学講座	30,000 円	25,000 円
	ひと・まち創造講座		
地域高齢者大学		15,000 円	12,500 円

2 実施時期

平成 23 年度（受講料は、前年度までの入学者との公平性の観点から、学年進行とせず、一度に引き下げ）

(3) 行政施策	ア．事務事業	3 ひょうご県民交流の船事業
		効果額(うち一般財源): 55 百万円 (55 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 1 百万円 (1 百万円)

ひょうご県民交流の船事業

厳しい財政状況を踏まえ、国の中期財政フレーム対象期間である3年間、事業を休止する。

1 見直し内容

(1) ひょうご県民交流の船

国の中期財政フレーム対象期間である3年間(平成23年度～25年度)、事業実施を休止する。

なお、平成26年度以降の取扱については、別途検討する。

(2) 兵庫県青年洋上大学

兵庫県青年洋上大学に代え、近隣のアジアを訪問地とする新たな青年リーダー養成のための事業を実施する。

2 実施時期

平成23年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	4 私立学校経常費補助
		効果額(うち一般財源): 1,111百万円(1,111百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 25,344百万円(21,488百万円)

私立学校経常費補助

経常費補助における地方交付税措置単価には、退職金財団補助、共済事業団補助分が含まれていることを踏まえ、引き続き重複的な予算措置の段階的解消を図る。

また、平成23年度から、県の事務費と同程度の節減を求める。

1 見直し内容

(1) 経常費補助における地方交付税措置単価には、退職金財団補助、共済事業団補助への地方交付税措置分が含まれていることを踏まえ、当該措置分について、引き続き段階的に縮減を図る。

(2) 県立高等学校を含む全ての部局において、事務費の10%の節減を行うこととしている。私立高等学校においても、同等の節減努力を期待し、経常費補助単価を縮減する。

(人件費、借入金利息を除く教育振興費×事務費割合25%×削減率10%)

(3) 上記の見直しによる各年度の縮減額は、地方交付税措置単価の増加額の範囲内とする。

[経常費補助単価縮減額]

区分	人件費	借入金利息	教育振興費	事務費		合計	補助単価縮減額
				事務費	その他事業費		
高等学校	経常経費の決算状況(平成21年度)	金額 22,018百万円 構成比 78.19%	金額 138百万円 構成比 0.49%	金額 6,003百万円 構成比 21.32%	金額 1,500百万円 構成比 5.33%	金額 4,503百万円 構成比 15.99%	1,798円
	補助単価(平成22年度)	金額 263,862円 構成比 78.19%	金額 1,654円 構成比 0.49%	金額 71,939円 構成比 21.32%	金額 17,984円 構成比 5.33%	金額 53,955円 構成比 15.99%	
中学校	経常経費の決算状況(平成21年度)	金額 6,911百万円 構成比 75.83%	金額 86百万円 構成比 0.94%	金額 2,117百万円 構成比 23.23%	金額 529百万円 構成比 5.80%	金額 1,588百万円 構成比 17.42%	1,680円
	補助単価(平成22年度)	金額 219,403円 構成比 75.83%	金額 2,730円 構成比 0.94%	金額 67,209円 構成比 23.23%	金額 16,802円 構成比 5.80%	金額 50,407円 構成比 17.42%	
小学校	経常経費の決算状況(平成21年度)	金額 1,765百万円 構成比 68.49%	金額 56百万円 構成比 2.17%	金額 756百万円 構成比 29.34%	金額 189百万円 構成比 7.33%	金額 567百万円 構成比 22.00%	2,088円
	補助単価(平成22年度)	金額 195,066円 構成比 68.49%	金額 6,189円 構成比 2.17%	金額 83,552円 構成比 29.34%	金額 20,888円 構成比 7.33%	金額 62,664円 構成比 22.00%	
幼稚園	経常経費の決算状況(平成21年度)	金額 12,089百万円 構成比 75.52%	金額 87百万円 構成比 0.54%	金額 3,831百万円 構成比 23.93%	金額 957百万円 構成比 5.98%	金額 2,874百万円 構成比 17.95%	1,071円
	補助単価(平成22年度)	金額 135,236円 構成比 75.52%	金額 973円 構成比 0.54%	金額 42,856円 構成比 23.93%	金額 10,714円 構成比 5.98%	金額 32,142円 構成比 17.95%	

縮減の対象とする事務費は経常経費の決算状況(平成21年度)における人件費、借入金利息を除いた教育振興費に対し、本県の一般事業における事務費比率(25%)と同率を乗じて算出

2 実施時期

平成23年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	5 幼児教育相談等事業
		効果額(うち一般財源): 582百万円(582百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 73百万円(73百万円)

幼児教育相談等事業

幼稚園を対象とした子育て支援については、私立幼稚園経常費補助事業において別途措置(園児1人あたり1,900円)されていることから、県の補助金を廃止する。

1 見直し内容

幼児教育相談等に対する県補助金を廃止する。

2 実施時期

平成23年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	6 重度障害者医療費助成事業、7 乳幼児等医療費助成事業 こども医療費助成事業
		効 果 額(うち一般財源)： 3,363 百万円 (3,363 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源)： 8,256 百万円 (8,057 百万円)

重度障害者医療費助成事業及び乳幼児等医療費助成事業・こども医療費助成事業

自立支援医療制度における所得判定単位は、世帯構成員相互に支え合うことを前提に、医療保険における同一世帯を単位として、世帯合算により所得(市町民税所得割額)を判定している。医療費の経済的負担の軽減を目的とする重度障害者医療費助成事業、乳幼児等医療費助成事業・こども医療費助成事業においても、この趣旨に沿って、所得判定単位は、同一世帯を単位として世帯合算による方法に見直す。

1 見直し内容

(1) 所得判定単位の是正

自立支援医療制度の世帯構成員相互に支え合うという考え方にあわせ、「同一世帯内の最上位所得者」から「世帯合算」へ是正する。

2 実施時期

さらに検討を加え、平成 24 年度中の適切な時期からの実施をめざす。

【参考 現行制度概要】

区 分	重度障害者医療費助成事業	乳幼児等医療費助成事業									
対 象 者	障害程度が1級及び2級の身体障害者、重度(療育手帳A判定)の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者	小学校3年生までの乳幼児等									
所 得 制 限	市町村民税所得割税額 23.5 万円未満 世帯の最上位所得者を対象 (実施後：所得判定単位については、世帯合算)										
	低所得者基準 年金収入 80 万円以下もしくは、年金収入を加えた所得 80 万円以下										
一 部 負 担 金	外 来	1 医療機関等あたり、1 日 600 円(低所得者:400 円)を限度に月 2 回までの負担									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一 般</th> <th>低所得者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日限度額</td> <td>600 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>月額限度額</td> <td>1,200 円</td> <td>800 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一 般	低所得者	1 日限度額	600 円	400 円	月額限度額	1,200 円	800 円
		区 分	一 般	低所得者							
		1 日限度額	600 円	400 円							
月額限度額	1,200 円	800 円									
1 医療機関等あたり、1 日 800 円(低所得者:600 円)を限度に月 2 回までの負担											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一 般</th> <th>低所得者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日限度額</td> <td>800 円</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>月額限度額</td> <td>1,600 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一 般	低所得者	1 日限度額	800 円	600 円	月額限度額	1,600 円	1,200 円		
区 分	一 般	低所得者									
1 日限度額	800 円	600 円									
月額限度額	1,600 円	1,200 円									
入 院	定率 1 割負担 負担限度額：月額 2,400 円までの負担 (低所得者:1,600 円)	定率 1 割負担 負担限度額：月額 3,200 円までの負担 (低所得者:2,400 円)									
事 業 主 体	市町										
補 助 率	1 / 2										
経 過 措 置	現行の所得制限の基準を上回る旧制度の対象者については、平成 23 年 6 月までの間、現行負担額の 1.5 倍を乗じた一部負担金を継続										

区 分	こども医療費助成事業
対 象 者	小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童・生徒
所 得 制 限	市町村民税所得割税額 23.5 万円未満 (実施後：所得判定単位については、世帯合算)
対 象 医 療	入院
助 成 内 容	医療保険における自己負担額の 1 / 3
事 業 主 体	市町
助 成 割 合	自己負担額の 1 / 3 (市町にも自己負担額の 1 / 3 を期待)

(参考)

区 分	老人医療費助成事業
対 象 者	65 歳以上 69 歳以下の者
所 得 制 限	低所得世帯：住民税非課税世帯で世帯全員に所得なし (年金収入 80 万円以下かつ所得なし) 低所得世帯：住民税非課税世帯で年金収入を加えた所得 80 万円以下
一 部 負 担 金	負 担 割 合：定率 2 割負担 (低所得世帯 は定率 1 割負担) 負担限度額：廃止前の老人保健制度に準拠
助 成 内 容	医療保険における自己負担額の 1 / 3 (低所得世帯 は、自己負担額の 2 / 3)
事 業 主 体	市町
助 成 割 合	市町の財政力指数に応じて 1 / 2 または 2 / 3
経 過 措 置	現行の所得制限の基準を上回る旧制度の低所得世帯 の対 象者については、平成 23 年 6 月までの間、本人負担 2 割を 継続

3 子育て施策の充実

(1) こども医療費助成事業の拡充

こども医療費助成事業について、対象医療を通院にも拡大する。

(参考)

- ・こども医療費助成事業の通院への拡充
小学校 4 年生から 6 年生までの児童を対象
医療保険における自己負担額の 1 / 3 を助成 (うち県負担はその 1 / 2)
平成 23 年 10 月から実施

(2) 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策を強化するため、こども家庭センターにおける相談体制の強化や研修等の実施、こども家庭センター等の環境改善等を図る。

(参考)

- ・こども家庭センターの建替整備
- ・こども家庭センターへの心理担当職員の新規配置など、体制の充実
- ・市町職員、児童委員等を対象にした研修の実施

(3) 行政施策	ア．事務事業	8 民間社会福祉施設運営交付金
		効果額(うち一般財源): 164百万円(164百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 396百万円(396百万円)

民間社会福祉施設運営交付金

交付金対象とする加配職員数の上限を、国の加配基準との均衡を考慮し、職員配置基準に応じて設定することにより、簡便な交付金算定方法へと見直しを行う。

1 見直し内容

(1) 交付金算定方法

「職員配置基準人員×10%」と「加配人数」の低い方×800千円

(2) 激変緩和措置

各施設への交付額は平成22年度交付額の80%～100%の範囲内とする。

(3) 対象施設

県が設置認可権を有する民間社会福祉施設(介護保険施設、重症心身障害児施設を除く)
(現行どおり)

2 実施時期

平成23年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	9 重症心身障害児指導費交付金
		効果額(うち一般財源): 19 百万円 (19 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 191 百万円 (191 百万円)

重症心身障害児指導費交付金

平成 21 年 4 月から、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の算定に関する基準(以下「報酬単価」という)が引き上げられたことを踏まえ、基本額を引き下げるとともに、加算額をその 1 / 2 相当額引き上げる。

1 見直し内容

(1) 対象施設

重症心身障害児施設：7 施設(県内 4 , 県外 3)(現行どおり)

(2) 助成額

基本額

入所児童 1 人あたり月額 32,400 円 / 月
(従来助成額(36,000 円) - 報酬単価引上額(3,600 円))

加算額

入所者の重篤な障害特性に鑑みた看護の実施を図るため、県内施設において、1 対 1 の基準を超えて職員を配置する施設に対して、基本額引下額の 1 / 2 相当額を加算する。

入所児童 1 人あたり月額 7,800 円
(従来助成額(6,000 円) + 1,800 円)

(3) 今後の見直し

施設の運営状況等も踏まえつつ、報酬単価の見直しにあわせて、県費交付金助成額の見直しを行う。

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	10 障害者小規模通所援護事業
		効果額(うち一般財源): 30 百万円 (30 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 334 百万円 (334 百万円)

障害者小規模通所援護事業

市町に対する地方交付税措置と市町の実負担額との乖離を踏まえ、県の支援のあり方を見直す。

平成 25 年度以降については、地方交付税の措置状況を踏まえ、制度の見直しを行いつつ、引き続き実施する。

1 見直し内容

(1) 平成 23 年度～24 年度までの対応

市町が行っている基礎的補助額が、当該年度の地方交付税における基準財政需要額を下回る市町については、県補助を行わないこととする。

その他市町については、現行制度を継続する。

(2) 平成 25 年度以降の対応

基礎的補助額に対する補助基準額の算定を「(基準財政需要額から算出した標準事業費/人×延べ利用者数)から各市町交付税措置額を除いた額」とする。

区 分	現 行	見直し後
補助要件	小規模作業所 ・利用者：5 名以上 ・指導員：1 名以上 地域活動支援センター ・利用者：10 名以上 ・指導員：2 名以上 (うち専任 1 名)	同 左
補助基準額	・利用者 10 人の場合：6,313 千円 ・利用者 20 人の場合：7,312 千円 管理費 80,000 円/月 職員費 181,400 円/月 事業費 8,330 円/月・人 (20 名を上限)	「基準財政需要額から算出した標準事業費/人×延べ利用者数」から、各市町交付税措置額を除いた額
補助率	2 / 10	1 / 3 (ただし、現行補助基準に基づく県単独補助額を上限)
実施主体	市 町	同 左

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	11 市町ボランティア活動支援事業
		効果額(うち一般財源): 480 百万円 (480 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 60 百万円 (60 百万円)

市町ボランティア活動支援事業

市町や市町社会福祉協議会、NPO などが行うボランティアへの支援を総合的に行うため、「ひょうごボランティアプラザ」がボランティア基金により実施するボランティア助成事業に統合する。

1 見直し内容

(1) 事業の廃止

ひょうごボランティアプラザが実施するボランティア助成事業により支援を行うこととし、事業は廃止する。

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	12 老人クラブ活動強化事業
		効果額(うち一般財源): 310百万円(310百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 196百万円(196百万円)

老人クラブ活動強化事業

国庫補助事業における政令市・中核市の負担割合との整合を図るため、県単独助成の負担割合を見直す。

また、平成23年度から、県の事務費と同程度の節減を求める。

1 見直し内容

(1) 政令市・中核市の負担割合の見直し

国庫補助事業における政令市・中核市の負担割合は、2/3であることから、県単独助成について、県の負担割合を2/3から1/3に見直す。

(2) 補助基準額の見直し

補助基準額のうち事務費相当額について、県の事務費の削減率に準じて10%削減を要請し、月額4,500円を4,400円に見直す。

(現行基準額×事務費割合25%×削減率10%)

2 実施時期

平成23年度

(参考) 制度概要

	現 行	見直し後	参考:国庫補助
単位クラブ	@4,500円/月	@4,400円/月	@3,500円/月
一般市町	国 -	国 -	国 1/3
	県 2/3	県 2/3	県 1/3
	市町 1/3	市町 1/3	市町 1/3
政令市 中核市	国 -	国 -	国 1/3
	県 2/3	県 1/3	県 -
	市町 1/3	市町 2/3	市町 2/3

(3) 行政施策	ア．事務事業	13 地域経済活性化支援費補助
		効果額(うち一般財源)： 343 百万円 (343 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源)： 2,935 百万円 (2,935 百万円)

地域経済活性化支援費補助

事業者数の減少に伴って生じている、商工会議所の過員（補助対象外職員）の取扱いについて、市町合併が行われた商工会における取扱いとの均衡を図るなどの見直しを行う。

また、平成 23 年度から、県の事務費と同程度の節減を求める。

1 見直し内容

(1) 人件費に対する補助

補助対象人員数

商工会議所の過員（10 名）について、補助対象外とする。

地域手当

現行補助基準について、県職員基準を上回る部分を、県職員基準に引き下げる。

現行補助基準	10%、3%、0%
見直し後	8%、3%、0%
(参考：県職員基準)	(8%、5%、3%)

(2) 事業費に対する補助

事務費相当額について、県の事務費の削減率に準じて 10%削減を要請する。

(現行補助額 × 事務費割合 25% × 削減率 10%)

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	14 ひょうご・しごと情報広場事業
		効果額(うち一般財源): 232百万円(232百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 104百万円(104百万円)

ひょうご・しごと情報広場事業

ハローワークの機能が充実強化され、ハローワークと重複する機能があるとともに、特に若年者の就職状況が厳しいことを踏まえ、「若者しごと倶楽部」に事業を重点化する。

ただし、職業相談・情報提供に係るワンストップ機能は引き続き維持する。

1 見直し内容

(1) 事業の重点化

若年者の就職支援のため、若者しごと倶楽部運営事業に重点化する。

ただし、職業相談や情報提供機能は、若年者のみでなく、全年齢層を対象として引き続き実施する。

(2) 見直し後の事業内容

若者しごと倶楽部運営事業

学生や概ね 39 歳までの求職者や正規雇用を目指している者、Uターン就職希望者等に対し、きめ細かな就職支援を実施

- ・相談・情報提供
- ・ハローワークと連携した職業紹介
- ・若年者に特化した就職支援セミナーの開催
- ・年長フリーター等就職支援
- ・ひょうご・若者しごと倶楽部サテライト設置事業

総合相談・情報提供事業

職業相談を実施し、しごと全般に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて他の専門機関へ誘導

(3) 廃止する事業

ハローワークの機能が充実強化されることから、求職者全般を対象とした一般的な就職支援セミナーや中堅技術者等を対象として個別に求人企業とマッチングを行う産業施策連携職業紹介事業及び、50 歳代の求職者を中心としたシニアしごと倶楽部を廃止

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	15 森林技術者確保対策促進事業
		効果額(うち一般財源): 245百万円(245百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 43百万円(43百万円)

森林技術者確保対策促進事業

森林整備の中核的担い手を確保・育成するため、森林組合を対象として、月給制森林技術者の確保に必要な社会保障制度掛金の事業主負担の一部助成を行ってきた。

兵庫木材センターの開業(平成22年12月)に伴い、低コスト経営団地の基盤整備が進み、木材の安定供給体制の確立による森林組合の経営基盤強化が図られることを踏まえ、見直しを行う。

1 見直し内容

補助対象となる月給制森林技術者について、就業時40歳以下かつ就業後10年以内の者に限定する。(就業後10年:各種技能を習得し、作業班長クラスになるまでの育成期間)
ただし、低コスト木材生産事業の基盤整備が完了する平成27年度に、事業を廃止する。

2 実施時期

平成23年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	16 運輸事業振興助成費補助
		効果額(うち一般財源)： 780百万円 (780百万円)
		H22 予算額(うち一般財源)： 612百万円 (612百万円)

運輸事業振興助成費補助

全国団体において、各府県団体からの出えん金(各府県から府県団体への補助金の一部が財源)を原資に事業を実施しているが、仕組みが複雑で透明性を欠き、本県交付金に係る使途の妥当性とその効果検証が困難である。

見直しを実施している府県が増加し、また見直しを行っている府県においても削減率をさらに厳しくしている。

こうした他府県の見直し動向及び本県の財政状況を踏まえ、見直しを行う。

1 見直し内容

県トラック協会及びバス協会について、現行の削減(10%)を廃止し、全国団体出えん金相当額を減額

ただし、市町分は現行の削減(10%)を継続

(参考) 補助金状況(平成 21 年度決算ベース)

(単位：千円)

区 分	補助金 A	中央団体出えん金 B	B/A
トラック協会	557,046	139,262	25.0%
バス協会	43,139	8,627	20.0%
その他(市町分)	11,076	-	-
計	611,261	147,889	24.2%

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	17 コミュニティバス運行総合支援事業
		効果額(うち一般財源): 71百万円(71百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 50百万円(50百万円)

コミュニティバス運行総合支援事業

住民の生活交通の確保だけでなく、交通サービスの利便性向上のためにコミュニティバスが運行されるなど、コミュニティバス事業の多様化が進んでいる。

そのため、過疎等により公共交通機関が未整備で、コミュニティバスの運行存続が生活交通としての住民の足の確保に必要な地域に対しては、県支援の現状を維持するが、その他の地域については、県支援を見直す。

1 見直し内容

(1) 県支援を見直す地域

地域立法指定区域 1 又は中山間地域 2 を起終点又は経由する系統以外のコミュニティバス

1 地域立法指定区域

過疎地域(過疎法) 辺地(辺地法) 振興山村地域(山村振興法) 離島地域(離島振興法) 特定農山村地域(特定農山村法)

2 中山間地域

農林統計上の中間・山間農業地域

(2) 負担割合(市町実質負担額に対する県・市町の負担割合)

区 分	負担割合	
	現 行	見直し後
県支援現状維持系統	県 1 / 2 市町 1 / 2	県 1 / 2 市町 1 / 2
見直し系統	市町 1 / 2	県 1 / 3 市町 2 / 3

(3) 実施主体

市町(現行どおり)

(4) 補助要件

以下の全てを満たす生活交通路線(現行どおり)

市町が主体となって作成した運行計画等により運行

利用者を限定せず地域住民誰もが利用できるもの

市町が運行費用の一部又は全部を負担しているもの など

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	18 県立都市公園維持管理事業
		効果額(うち一般財源)：1,730百万円(1,730百万円)
		H22 予算額(うち一般財源)：2,227百万円(1,527百万円)

県立都市公園維持管理事業

県立都市公園の各公園の特性や施設の利用状況などを踏まえ、管理水準の適正化を図る。

1 見直し内容

(1) 維持管理手法の見直し

管理水準を大幅に引き下げる施設

公園施設毎の利用状況(大会の開催回数等)、収支、利用目的等を踏まえながら、特に料金収入又は利用率の著しく低い施設や、樹林地等が大半を占める公園の特定のエリアについて、管理水準を大幅に引き下げる。

また、地元団体等の方がより効率的な管理を行うことができる施設は、地元団体等に管理を委ねる。

ア 料金収入又は利用率の低い施設

- ・明石公園：ローンボウルスコート、球技場
- ・播磨中央公園：野球場、テニスコート、球技場、アーチェリー場、バラ園

イ 樹林地等が大半を占める公園のエリア

- ・甲山森林公園：樹林地(園路以外)
- ・播磨中央公園：フラワーゾーン
- ・赤穂海浜公園：林内園地、自由広場、四季の広場
- ・淡路島公園：樹林地(ハイウェイオアシスゾーン・交流ゾーン以外)
- ・一庫公園：樹林地
- ・有馬富士公園：樹林地
- ・丹波並木道中央公園：森の聖域ゾーン

管理水準の適正化を図る施設

上記以外の公園については、個別施設の利用状況等を考慮のうえ、管理水準の適正化を図る。

(主な見直し内容)

- ・三木総合防災公園：グランドゴルフ場・芝管理水準の適正化
- ・西猪名公園：球技場管理水準の適正化
- ・舞子公園：芝管理水準の適正化
- ・淡路佐野運動公園：樹木育成、花壇植栽管理水準の適正化
- ・赤穂海浜公園：オートキャンプ場の芝管理水準の適正化
- ・淡路島公園：オアシス館(省エネ対策による光熱水費の削減)

県立都市公園の廃止

地元利用率が高い、公園内の施設を地元市町が管理しているなど、地域性が強い小規模な都市公園は、県立施設としては廃止する。廃止後の取扱いは、地元の意向などを踏まえ、検討する。

なお、地元市町が希望する公園については移譲を行い、その際は、地元市町や県民の意向、意見を踏まえ、円滑に進むよう努める。

- ・神 陵 台 緑 地（所在地：神戸市）
- ・明 石 西 公 園（所在地：神戸市、明石市）
- ・西 武 庫 公 園（所在地：尼崎市）
- ・北播磨余暇村公園（所在地：多可町）

(2) 自主財源確保の推進策

新たにネーミングライツを導入するなど自主財源を確保するとともに、各施設の利用率、利用者の状況などの分析を行い、利用料金のさらなる適正化を図る。

区 分		対象施設
自主財源	ネーミングライツの導入	明 石 公 園：第1野球場 ほか
	広告掲載事業	明 石 公 園：第1野球場 淡路佐野運動公園：第1野球場 ほか
利用料金	障害者利用料金の適正化	都市公園の運動施設 ほか
	夜間照明料の適正化	三木総合防災公園：野球場、球技場、陸上競技場 西 猪 名 公 園：球技場

2 実施時期

平成 23 年度

(3) 行政施策	イ．投資事業	効 果 額(うち一般財源): 104,500 百万円(17,000 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 202,155 百万円(14,658 百万円)

[改革の基本方向]

阪神・淡路大震災からの復旧・復興を目指した結果、投資規模が高い水準となっていたことから、全国平均水準を目指し見直しを進めてきた。

今回の総点検においては、平成21年度決算の状況も踏まえ、地方の財源措置を保障する地方財政計画を基準とした事業費総額の見直しを行う。

県民の安全と安心の確保、多彩な交流の促進、少子高齢社会や老朽化する既存ストックへの対応など、県民生活に密接に関連する社会基盤整備を計画的・重点的に推進する。

「つくる」から「つかう」の視点を基本に、既存ストックの有効活用や事業評価の厳格な運用などにより、効率的・効果的な整備を進める。

建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保に努める。

1 事業費総額の見直し

(1) 考え方

平成 23 年度から平成 30 年度までの事業費は、本県の平成 2・3 年度の中間水準に毎年度の地方財政計画の伸びを反映させた水準を基本とする。

具体的には、地方財政計画を踏まえた事業費総額を算定したうえで、本県における国庫補助事業及び県単独事業の過去の平均シェアで按分し、それぞれの事業費（通常事業費）を設定する。

各年度の事業費は、上記で算出した通常事業費に、平成23年度経済雇用対策及び台風9号災害関連等事業費を増額して算定する。

また、直轄事業負担金の廃止に伴う影響については、国の方針が決定され次第反映させる。

(2) 投資事業費

基本の考え方

通常事業費(地方財政計画を反映させた事業費) + 経済雇用対策 + 災害関連等事業費

事業費総額(国庫 + 県単独)

(ア) 通常事業費

平成 22 年度における本県通常事業費 1,783 億円

(平成 2・3 年度中間水準の本県投資事業費) × (平成 4 年度から平成 22 年度までの地財伸びの累乗)

3,281 億円 × 0.543 = 1,783 億円

平成 23 年度 : 1,783 億円 × 平成 23 年度地方財政計画伸び(95.0%) = 1,695 億円

平成 24 年度以降: 地方単独事業も含めた国の公共投資の方針が現時点においては未定のため、平成 23 年度の水準で固定

通常事業費については、毎年度の地方財政計画を踏まえ見直す

(イ) 各年度の事業費

(単位: 億円)

区 分	H22当初	H23	H24	H25	H26 ~ 30	H23 ~ 30計
通常事業費	1,870	1,695	1,695	1,695	1,695/年	13,560
台風9号災害関連等	151	137	128	97	0/年	362
H23経済対策(前倒を含む)	0	38	0	8	0/年	30
事業費総額	2,021	1,870	1,823	1,784	1,695/年	13,952

台風 9 号災害関連等事業費 (H22: 151 億円、H23: 137 億円、H24: 128 億円、H25: 97 億円)

通常事業費は 5 億円単位で端数整理

国庫補助事業

(ア) 通常事業費

平成 23 年度地方財政計画において旧地域活力基盤創造事業分が地方単独事業から国庫補助事業へ移し替えられたことを踏まえ、通常事業費の総額に本県過去10年間の補助事業及び国直轄事業負担金の平均シェア(65%)を乗じて算出。

〔 平均シェア：本県の過去 10 年間の旧地域活力基盤創造事業分を補助事業に整理した場合の補助事業費の平均シェア(65%) 〕

平成23年度 : 1,695 億円 × 65%(過去 10 年間の平均シェア) = 1,100 億円

平成24年度以降：地方財政計画における旧地域活力基盤創造事業の取り扱いや、新たに創設された地域自主戦略交付金の取り扱いの詳細が現時点において不明なことから平成 23 年度水準で固定

(イ) 各年度の事業費

(単位:億円)

区 分	H22当初	H23	H24	H25	H26～30	H23～30計
通常事業費	1,252	1,100	1,100	1,100	1,100/年	8,800
台風9号災害関連等	91	100	90	60	0/年	250
事業費総額	1,343	1,200	1,190	1,160	1,100/年	9,050

H22当初通常事業分は、旧地域活力基盤創造事業費217億円を単独から補助に移し替えたもの

台風9号災害関連等事業費(H22:91億円、H23:100億円、H24:90億円、H25:60億円)

通常事業費は5億円単位で端数整理

県単独事業

(ア) 通常事業費

平成 23 年度地方財政計画において旧地域活力基盤創造事業分が地方単独事業から国庫補助事業へ移し替えられたことを踏まえ、通常事業費の総額に本県過去10年間の県単独事業の平均シェア(35%)を乗じて算出。

〔 平均シェア：本県の過去 10 年間の旧地域活力基盤創造事業分を補助事業に整理した場合の単独事業費の平均シェア(35%) 〕

平成23年度 : 1,695 億円 × 35%(過去 10 年間の平均シェア) = 595 億円

平成24年度以降：地方財政計画における旧地域活力基盤創造事業の取り扱いや、新たに創設された地域自主戦略交付金の取り扱いの詳細が現時点において不明なことから平成 23 年度水準で固定

(イ) 各年度の事業費

(単位:億円)

区 分	H22当初	H23	H24	H25	H26～30	H23～30計
通常事業費	618	595	595	595	595/年	4,760
台風9号災害関連等	60	37	38	37	0/年	112
H23経済対策(前倒を含む)	0	38	0	8	0/年	30
事業費総額	678	670	633	624	595/年	4,902

H22当初通常事業分は、旧地域活力基盤創造事業費217億円を単独から補助に移し替えたもの

台風9号災害関連等事業費(H22:60億円、H23:37億円、H24:38億円、H25:37億円)

通常事業費は5億円単位で端数整理

災害復旧・経済対策事業等

災害復旧事業や経済雇用対策の要請に係る臨時的・追加的な投資事業については、必要に応じて別途措置する。

(投資削減に伴う効果額)

a 投資事業費の減に伴う減 985 億円 (110 億円)

・投資事業費の減 123 億円/年(985 億円)
(投資総額の目標規模：1,815 億円 1,695 億円)

・うち投資充当一般財源の減 平均 14 億円/年(110 億円)

b 公債費の減 60 億円 (60 億円)

・通常債の減に伴う公債費(実質負担額)の減

平均 8 億円/年(60 億円)

効果額合計 a + b 1,045 億円 (170 億円)

() は一般財源

[参考] 投資事業費における地方財政計画、全国決算及び本県決算の状況

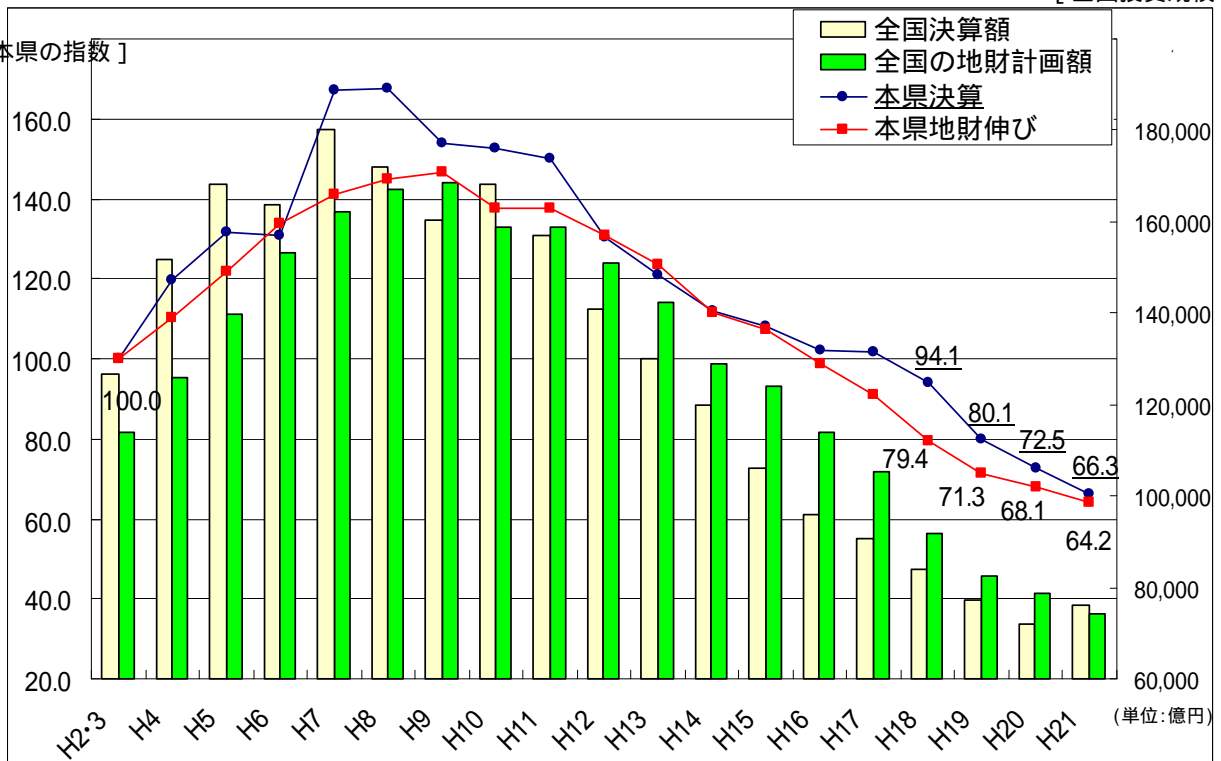
(1) 棒グラフ：全国決算額と地方財政計画額の推移

(2) 折れ線グラフ：本県の H2・3 中間水準を 100 とした場合の決算額及び地財措置額の推移を指数化したもの

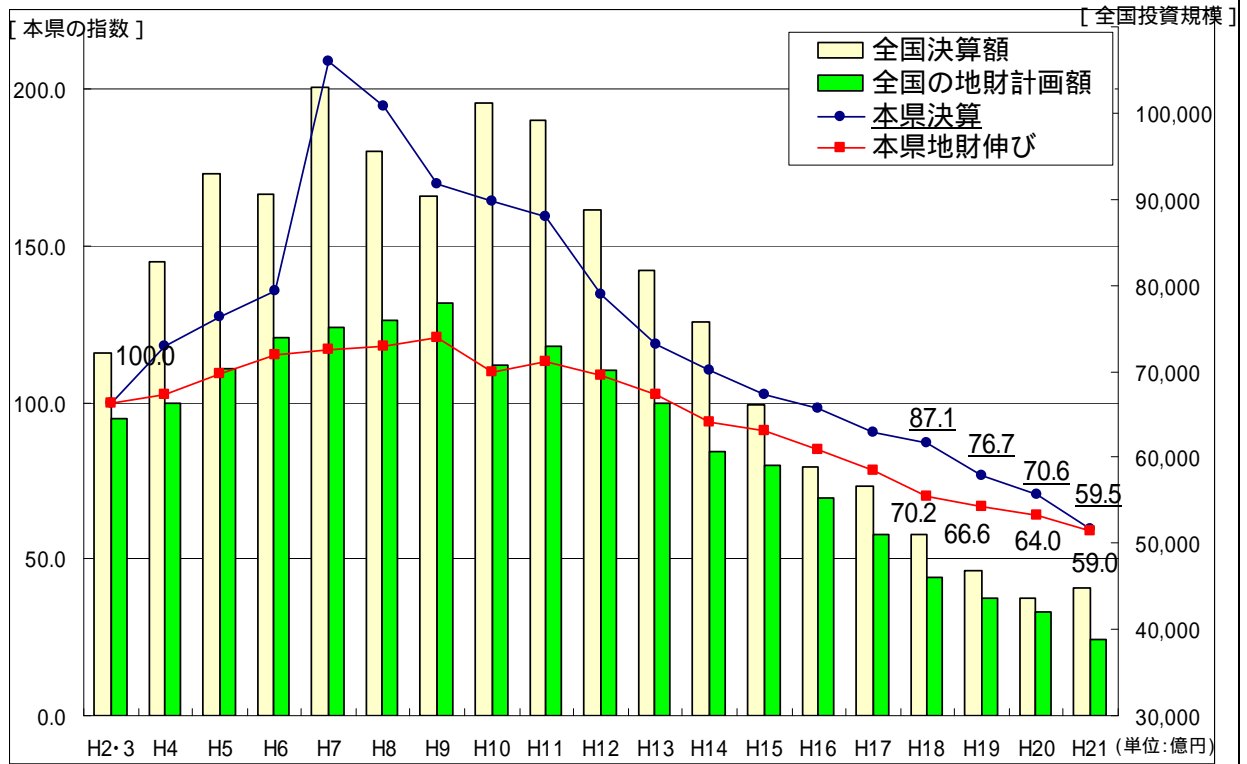
投資事業費総額

[全国投資規模]

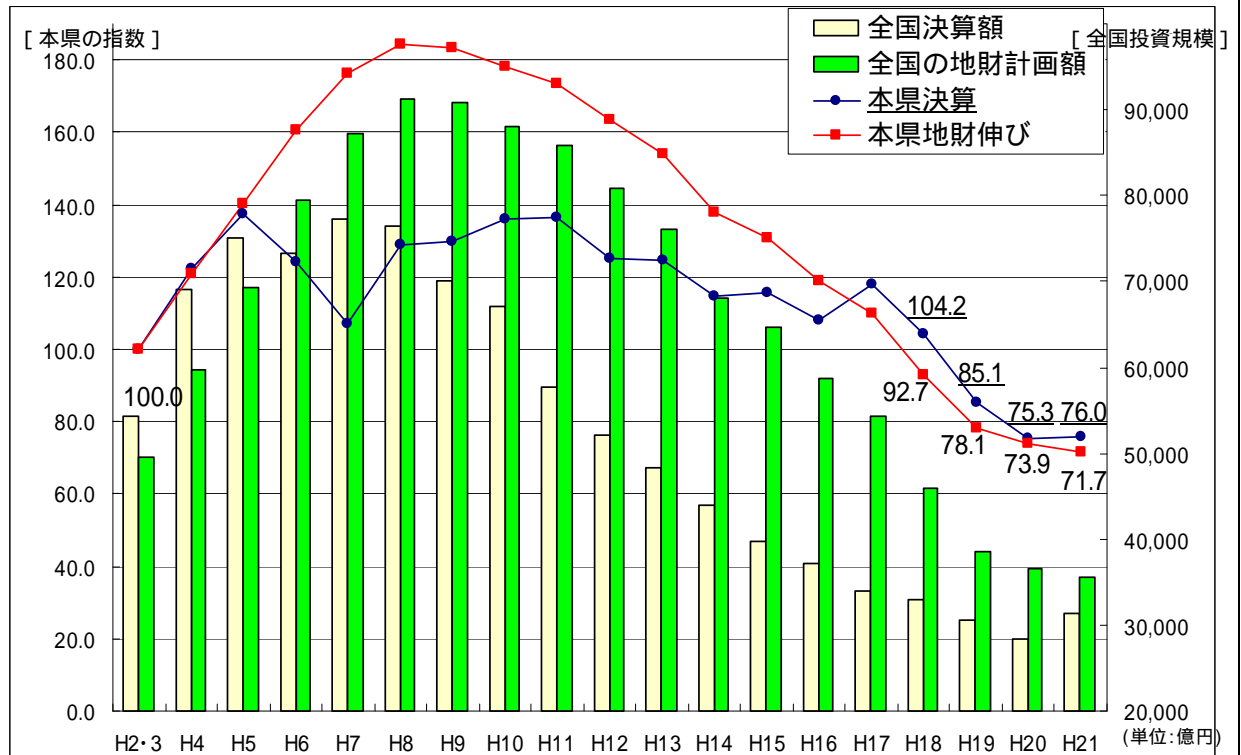
[本県の指数]



国庫補助事業及び国直轄負担金



地方単独事業



2 整備の基本的な考え方

県民の安全と安心の確保、多彩な交流の促進、少子高齢社会や老朽化する既存ストックへの対応など、整備の遅れている分野や時代の変化に対応すべき分野への選択と集中を図り、県民生活に密着した社会基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(1) 社会基盤整備

まもる ～ 頻発する自然災害に対する安全・安心の確保～

(再度災害防止対策)

ア 平成 21 年台風第 9 号災害や平成 16 年災害を踏まえた再度災害防止対策を平成 25 年度までに実施する。

[主な整備内容]

災害復旧助成事業、災害関連事業、災害復旧等関連緊急事業、治山激特事業、砂防激特事業、床上浸水対策特別緊急事業

(山地防災・土砂災害対策)

イ 山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画に基づき、流木・土砂の流出防止、災害時要援護者施設や人家の多い箇所への保全のため、治山ダム・砂防えん堤を重点整備するとともに、危険渓流を対象に流木・土石流災害を軽減させる緊急防災林整備など災害に強い森づくりを推進する。

[主な整備内容]

治山ダム・砂防えん堤の整備、森林整備 等

(総合的な治水対策)

ウ 頻発する豪雨災害に備え、上下流バランスに配慮した中上流部のネック箇所の改修や、巻堤などの堤防補強に取り組むとともに、ダムについては、検証結果を踏まえ、必要な整備を着実に推進する。

エ 流域全体の安全度を高めるため、河川整備に加え、流域貯留等を組み合わせた総合的な治水対策を推進する。

[主な整備内容]

河川改修、ダム整備、遊水地整備、流域貯留、ため池整備 等

(減災のためのソフト対策)

オ 県民への危険性の事前周知や警戒避難活動に役立つ危険情報の提供などの減災のためのソフト対策を推進し、地域の自助・共助の取組みを支援する。

[主な整備内容]

洪水危険情報通報システムの拡充による氾濫危険度情報の配信、河川監視カメラの設置、地域別土砂災害危険度情報の配信 等

(東南海・南海地震等への備え)

カ 今世紀前半に発生が懸念されている東南海・南海地震等に備え、津波対策及び既存の海岸施設や交通基盤の耐震化などを推進する。

[主な整備内容]

津波・高潮対策、橋梁補強、港湾の耐震化 等

つくる ～活力ある兵庫の基盤整備～

(県土の広域連携基盤の整備)

ア 将来の県土の骨格を形成し、広域的な地域間連携と交流を促進するため、ミッシングリンクを解消する基幹道路ネットワークの整備を推進する。

[主な整備内容]

基幹道路の整備 等

(一般道路・都市基盤の整備)

イ 地域間幹線道路や合併支援道路など地域の交流を支える道路や良好な市街地の形成を図る都市基盤整備などを推進する。

[主な整備内容]

国道・県道の整備、街路整備、連続立体交差事業、土地区画整理事業 等

(力強い農林水産業を支える基盤づくり)

ウ 担い手の効率的かつ安定的な農業生産を支えるため、地域の特性に応じたほ場整備等の農業生産基盤の整備を進めるとともに、効率的な木材生産と安定供給を図るための林道・作業道の路網整備を「ひょうご林内路網 1000km 整備プラン」に基づき計画的に進める。

[主な整備内容]

ほ場整備、林内路網整備 等

つかう ～生活の質を高める社会基盤の再構築～

(計画的・効率的な施設老朽化対策と維持管理)

ア 施設の老朽化が加速するなか、修繕・更新の総コストの低減と予算の平準化を図るため、アセットマネジメントの考え方を導入し、適時適切な修繕による施設の長寿命化を計画的に推進する。

イ 安全・安心な社会基盤施設を維持するため、舗装修繕、河川の堆積土砂撤去、設備点検などの日常的な維持管理を効率的に実施する。

[主な整備内容]

老朽化対策：橋梁、排水機場、下水道施設、農業水利施設 等
維持管理：舗装修繕、道路法面維持、除雪、護岸補修 等

(生活関連道路対策)

ウ 渋滞交差点の解消、通学路の歩道整備、市街地での自転車走行空間の確保など、県民生活に密接に関連する生活関連事業を着実に推進する。

エ 地域ニーズを的確に捉え、1.5車線の整備などの創意工夫により、すれ違い困難箇所、危険な交差点など日常生活に支障をきたしている生活道路対策を着実に推進する。

[主な整備内容]

歩道・自転車道整備、交差点改良等の渋滞対策、すれ違い困難箇所対策 等

(利用しやすい公共交通対策)

オ JR山陰本線の高速化等、鉄道の速達性、利便性を高め、地域間交流を支える鉄道の機能強化を推進する。

カ 路線バスの運行支援等、生活の足の確保や交通環境改善など、地域ニーズに応じた利用しやすい公共交通の確保を推進する。

[主な整備内容]

鉄道の利便性・安全性向上のための施設整備支援、路線バス等生活交通バスの運行支援 等

(港湾利用の促進)

キ 国際コンテナ戦略港湾阪神港と連携し、内航フィーダー航路の充実強化などにより、県管理港湾の利用を高める。

[主な整備内容]

物流の効率化・モーダルシフトの促進のための港湾施設整備 等

(良好な環境の保全・創造)

ク 良好な環境の保全・創造のため、河川・港湾・海岸環境の整備や農地・水・環境保全向上対策などを推進する。

[主な整備内容]

多自然河川・親水空間の整備、下水の高度処理、森林の適正管理、水産資源の増殖場整備、魚礁整備 等

まもる・つくる・つかうの占める割合(事業費ウエイト)

ア 平成21年台風第9号災害の教訓等を踏まえ、山地防災・土砂災害対策、河川改修の強化、災害に強い森づくりなど、県民の安全・安心を「まもる」分野に重きを置きつつ、計画的・効率的な施設の維持管理等に対応するため、「つくる」から「つかう」のシフトを推進する。

(参考)

区分	H23～25年度	H26～30年度	参考：過年度		
			H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(当初予算)
まもる	32%	32%	30%	30%	31%
つくる	30%	27%	37%	36%	33%
つかう	38%	41%	33%	34%	36%
計	100%	100%	100%	100%	100%

台風第9号災害関連事業を除く

(2) その他の投資事業

各年度の投資事業費総額のなかで、重点的・効率的な整備を進めるため、県施設の整備について、原則として、引き続き進捗調整を図る。

[進捗調整基準]

平成19年度で「計画(構想)」段階の県施設は、改革期間の前期(平成25年度まで)は着手しない。[平成26年度以降に着手延期]

平成19年度で「設計」段階の県施設については、引き続き国の中期財政フレーム期間中は建設着手を凍結

平成19年度で既に工事着手している県施設は、計画どおり実施

3 整備の進め方

(1) 整備分野の重点化

社会基盤整備プログラムなどを基に、できるだけ早期に効果が発現できるよう継続事業を優先するとともに、より一層の選択と集中を図る。

(2) 「つくる」から「つかう」の推進〔再掲〕

渋滞交差点解消プログラムや歩道整備などを推進し、既存ストックの有効活用の促進を図る。老朽化施設が急増することを踏まえ、橋梁等の施設の長寿命化計画の策定を進め、適時適切な修繕工事を実施するなど、計画的、効率的な施設の維持管理を推進する。

(3) 効率的・効果的な整備

1.5車線の整備など地域の実情を踏まえた創意工夫による整備、新技術・新工法の積極的活用やライフサイクルコストの縮減などによるコストの縮減を図る。

事業評価時に地域固有の課題や地域の協力体制等を加味するなど、一層の事業の重点化と事業のスピードアップを図る。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などを踏まえ、公共工事の品質確保に取り組む。

(4) 参画と協働による県土づくりの推進

河川整備計画などの長期計画や道路・河川事業などの計画・設計に住民参加を促進し、事業過程の透明性の確保や事業効果の早期発現に努める。

県民等とのパートナーシップによる道路や河川などの維持管理を、アドプトなどの取組みにより推進する。

4 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保

(1) 県内建設企業等の健全な育成

技術力・施工力・経営力に優れた社会に貢献する県内建設企業等が成長できる環境を整備し、引き続き建設企業等の健全な育成に努める。

建設工事発注基準の適正化

発注対応工事金額の見直しなどにより、引き続き建設工事発注基準の適正化に努める。

技術・社会貢献評価制度の見直し

ア 建設工事関係

(ア) 技術・社会貢献評価項目の見直し

建設機械の保有状況、協力雇用主が行う保護観察対象者等の雇用など、必要項目について新たに評価項目に追加するとともに、配点の改善を進める。

(イ) 入札参加要件となる技術・社会貢献評価点数の見直し

入札参加要件となる技術・社会貢献評価点数の引き上げなどを図る。

イ 測量・建設コンサルタント業務関係

(ア) 技術・社会貢献評価項目の見直し

評価項目を追加するとともに、配点の見直しを図る。

小規模事業などの受注機会の確保

規模が小さく不可欠な維持管理業務等を優先実施するとともに、工事の分離・分割により工期が短く早期完成が可能な小規模事業を確保する。

建設資材における県内産品の利用促進

県内産業や地場産業への経済効果を高めるため、本県発注の公共工事における主要建設資材について、県内産品の更なる利用促進を図る。

(2) 公共工事等の品質の確保

公共工事の品質確保・向上のため、ダンピング受注の排除等に向けた取り組みを引き続き行う。

低入札価格調査制度等の運用

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を引き続き適切に運用する。

総合評価落札方式の充実

評価項目、評価基準、加算点等の一層の改善を進め、充実を図る。

(3) 建設企業等の新分野進出への支援

農業、林業、漁業、医療・福祉及び環境の新分野へ進出する県内建設企業等を対象に、引き続き、新分野進出に必要な経費を補助するとともに、設備資金及び運転資金を融資する。

〔改革の基本方向〕

セーフティネットとしての将来の需要推計及び県と市町の役割分担のあり方を考慮し、建替え事業量を適正な戸数にする。

「つくる」から「つかう」の視点から現在あるストックの長寿命化に向けた取り組みを推進する。

県営住宅ストックの効率的、適切な管理を推進する。

都市再生機構（UR）借上県営住宅は、基本的には返還することとし、円滑な住み替えを推進する。

1 公営住宅の役割分担

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸住宅を供給する公営住宅について、県営住宅と市町営住宅との役割分担のあり方等を含めた「ひょうご 21 世紀県営住宅整備・管理計画」（平成 22 年度改訂）に基づき県営住宅の適切な整備・管理を推進する。

2 県営住宅ストックの長期有効活用を踏まえた県営住宅の建替・集約の推進

(1) 高層住宅の長期使用対策工事や、中層住宅の高耐久化及びエレベーター設置などを行う新型改修工事等を実施することにより、県営住宅の長期有効活用の取組みを推進する。

(2) 老朽化した県営住宅の更新を行う建替事業に合わせて県営住宅の集約を進めるとともに、県住跡地の売却を引き続き促進する。

〔改革期間中の建替事業量〕 (単位：百万円)

年 度		H20～24	H25～29	H30
建替戸数	単年度	300 戸	400 戸	500 戸
	期間計	1,500 戸	2,000 戸	500 戸
		4,000 戸		
事業費	単年度	4,350	5,800	7,250
	期間計	21,750	29,000	7,250
		58,000		

3 公営住宅法改正への対応

(1) 整備基準

国の省令で示される基準に追加して、バリアフリー化や緑化など県が先導して取り組んできた基準を追加することを検討する。

(2) 入居収入基準

若年子育て世帯等の入居を促進するため、国の政令で示される基準を参考に、県としての入居収入基準を検討する。

4 少子化対策等との連携の促進

- ・若年子育て世帯等の入居を促進し、県営住宅のミクストコミュニティ化を推進する。
- ・県営住宅の空き住戸を活用したグループホームの設置等を一層促進する。

5 使用料収入の確保

現年家賃収納率の目標（98.30%：対 H18 収納率比 0.24%アップを維持）達成継続を基本に、家賃収納率の一層の向上に向け引き続き取り組む。

（具体的な対策）

- ・ 県営住宅使用料の口座振替の促進
- ・ 既入居者に対する納付督促、指導の徹底
- ・ 生活保護を受けている入居者の県営住宅使用料について市町による代理納付の促進
- ・ 退去者が滞納している家賃の収納業務を民間債権回収会社に加え、平成 22 年度から弁護士にも委託

6 空き家対策

定時募集回数を拡大することにより早期入居を推進し、空家期間を短縮することで家賃収入の増加を図る。

（参考）県営住宅の募集回数等

区 分	～H19	H20	H21	H22～
募集回数	年 2 回	年 3 回	年 11 回	年 12 回
募集時期	4,10 月	4,9,1 月	5 月～3 月	毎月

7 民間活力による効率的な管理の推進

神戸、阪神北、中播磨地域について公募による指定管理を導入した。今後とも民間の参入が見込める地域については公募を実施する。なお、民間の参入が見込めない地域については、兵庫県住宅供給公社が引き続き管理する。

（参考）公募による指定管理の状況（¹ H18.4.1 現在、² H21.4.1 現在）

区 分	H18 年度～	H21 年度～
対象地区	明舞地区	神戸市西区・明舞地区、阪神北地区、中播磨地区
団地数	17 団地 ¹	153 団地 ²
戸 数	3,205 戸 ¹	19,455 戸 ²

8 UR 借上県営住宅の返還の検討

借上県営住宅は、基本的には返還することとし、期間満了時まで円滑に住み替えできるよう、入居者の意向を踏まえ、相談窓口の設置、移転費の取扱いなどの対策を検討する。

（借上期間は 20 年間であり、平成 28 年度から順次借上期間が満了）

（参考）UR 借上県営住宅戸数の推移

（単位：戸）

区分	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
戸別借上	593	1,360	2,190	2,289	2,263	2,171	2,110	2,024	1,962	1,903	1,841	1,776	1,686	1,589
棟借上	-	88	238	741	741	741	741	741	741	741	741	741	741	741
合計	593	1,448	2,428	3,030	3,004	2,912	2,851	2,765	2,703	2,644	2,582	2,517	2,427	2,330

（参考）UR 借上満了期間の状況

（単位：戸）

区 分	H28	H29	H30	H31	H32	合計
戸別借上	300	534	642	100	13	1,589
棟借上	-	88	150	503	-	741
合 計	300	622	792	603	13	2,330

9 公社借上県営住宅の返還の検討

借上県営住宅の期間満了時に円滑に返還できるように対策を検討する。

(借上期間は、公社管理開始後 20 年間であり、平成 24 年度から順次借上期間が満了)

(参考) 公社借上県営住宅戸数の推移

区 分	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
借上満了戸数	-	20	77	38	58	150	164	507
借上戸数 計	507	487	410	372	314	164	-	-

10 駐車場管理の適正化の推進

駐車場管理の適正化を図るため、有料化を早期に完了する。

(参考) 駐車場の整備状況

対象団地	H20~21年度(実績)	H22年度(見込)	H23年度(目標)	H23年度末累計 (+ +)	進捗率 /
62 団地	25 団地	12 団地	18 団地	55 団地	88.7%

(3) 行政施策	ウ．公的施設	効 果 額(うち一般財源)： 1,521 百万円 (1,521 百万円)
		H22 予算額(うち一般財源)： 10,563 百万円 (6,040 百万円)

[改革の基本方向]

民間施設の充実や施設の利用状況など施設を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県立施設として、その必要性が薄れた施設は廃止する。

廃止する施設のなかで地元市町が移譲を希望するものは移譲する。

県立施設として運営する施設については、サービス水準の向上とコスト縮減を図るため、施設の特性に応じて、公募による指定管理者拡大や運営体制等の見直しを行う。

1 施設の廃止等

(1) 廃止する施設

主たる施設に係る地元利用率が高く、市民利用が中心となっている施設

- ・但馬全天候運動場(所在地：養父市)

地元利用率が高い、公園内の施設を地元市町が管理しているなど、地域性が強い小規模な県立都市公園

- ・神陵台緑地(所在地：神戸市)
- ・明石西公園(所在地：神戸市、明石市)
- ・西武庫公園(所在地：尼崎市)
- ・北播磨余暇村公園(所在地：多可町)

市町が指定管理者として運営を行っており、県内において同種の施設が整備されている施設

- ・東はりま日時計の丘公園(所在地：西脇市)
- ・笠形山自然公園センター(所在地：多可町)

県庁周辺の貸館・会議室等を集約し、利用の効率化を図った後、余剰となった施設

- ・産業会館(所在地：神戸市)

(2) 廃止の時期

平成 23 年度末を目途に施設を廃止する。廃止後の取扱いは、地元の意向などを踏まえ、検討する。

(3) 市町への移譲

廃止する施設のなかで、地元市町が希望するものは移譲を行う。

その際は、さらに地元市町や県民の意向、意見を踏まえ、円滑に進むよう努める。

[参考：移譲済み施設]

- ・淡路香りの公園(所在地：淡路市)(平成22年4月1日)
- ・たんば田園交響ホール(所在地：篠山市)(平成23年3月)

2 運営の合理化・効率化

(1) フラワーセンターにおける民間ノウハウの導入

フラワーセンターについては、当面、現行の指定管理者である(財)兵庫県園芸・公園協会において、民間企業等と連携するなど民間ノウハウを活用することにより、施設の魅力アップや経営の効率化等を進めるとともに、施設の老朽化対策や運営方策について検討を進める。

(2) 人と防災未来センターの有効活用

国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点としての活用

- ・国際防災復興協力機構(I R P)
- ・国連国際防災戦略(I S D R)兵庫事務所

- ・国連人道問題調整事務所（OCHA）
- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）等

関係大学との連携強化

HAT神戸に集積した防災関係機関等の資源を最大限活用するため、人と防災未来センター内に大学の研究室を誘致し、ユニット方式で実施する県立大学の専門的な防災教育への支援を行うとともに、単位互換も視野に入れた授業連携や共同研究、共同セミナーなど関係大学との連携を強化する。

(3) 貸館・会議室の有効活用

県庁周辺の貸館・会議室等を集約し、利用の効率化を図る。産業会館は、平成23年度末を目途に廃止し、売却を行う。

(4) 施設維持費の削減等

ファシリティマネジメントの観点から運営の効率化、合理化を図り、施設維持費の削減を進めるとともに、自主財源の確保を図る。

- ・契約方法・内容の見直し
 - 契約部局の集約化、長期継続契約の実施、複数施設による一括契約(入札)の導入、電力・ガス契約における入札の実施、保守点検、清掃、警備等の委託契約の仕様(回数等)の見直し等
- ・利用率が低い施設については施設機能の一部廃止や施設の無料開放など管理運営形態の見直し
- ・NPO法人やボランティアの運営への参画
- ・指定管理者の自主事業の新設・拡大の推進
- ・利用料金の見直しや広告掲載など自主財源確保の推進

3 指定管理者制度の推進

(1) 指定管理者制度の導入促進

公募による指定管理者の選定

公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性を確保する一方で、施設の特性に応じ、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的で質の高い管理運営が期待できる施設は、原則として公募により指定管理者を選定する。

区分	施設名
導入予定	円山川公苑、舞子公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園
新たに検討	西はりま天文台公園（宿泊部門等）

[参考]

区分	施設名
導入済	県民会館、神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、ひょうご環境体験館、文化体育館、総合体育館、武道館、海洋体育館、三木山森林公園、奥猪名健康の郷、但馬ドーム、先端科学技術支援センター（センター棟、ゲストハウス棟）、有馬富士公園、一庫公園、甲山森林公園、丹波並木道中央公園

特定の団体等の指定による指定管理者の選定

次の施設については、公募によらず、指定管理者に特定の団体等を指定する。

なお、運営の状況を踏まえ、引き続き公募の是非を検討する。

- ・管理運営にあたり県行政との一体性が必要とされる施設
- ・高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設
- ・施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設

- ・隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設
- ・地域住民が管理運営に主体的に参画している施設

[新たに指定管理者制度を導入する直営施設]

- ・西播磨文化会館（所在地：たつの市）
- ・但馬文教府（所在地：豊岡市）
- ・淡路文化会館（所在地：淡路市）

文化会館等が担ってきた各地域における生涯学習や地域づくり活動、伝統文化などの芸術文化事業の支援について、高齢者大学などの生涯学習機会の提供やリーダー養成などの活動支援を担う（財）兵庫県生きがい創造協会において一体的に推進するため、同協会を平成23年4月から指定管理者として指定し、地域の拠点としての機能強化を図る。

[指定管理者を見直す施設]

- ・いえしま自然体験センター

（所在地：姫路市）（現指定管理者：（公財）兵庫県青少年本部）

地域との結びつきが強く、住民主体の地域づくりの推進や地域特性を生かした質の高い運営が期待できることから、地域住民等を主体とする特定の団体等を指定管理者に指定する。

[参考：指定管理者の見直しを行った施設]

- ・兔和野高原野外教育センター（所在地：香美町）

指定管理者：（公財）兵庫県青少年本部から香美町へ（平成22年4月実施）

- ・丹波年輪の里（所在地：丹波市）

指定管理者：（財）兵庫県勤労福祉協会から（財）兵庫丹波の森協会へ（平成21年4月実施）

(2) 公募に関するガイドラインの見直し

指定管理期間の見直し

- ・指定管理期間について、3年を原則としつつ、指定管理者の管理運営ノウハウの蓄積・向上、経営の安定化を図るため、施設特性に応じて5年とするなど弾力的な運用を図る。

指定管理者選定の評価基準の見直し

- ・より効率的で県民サービスの向上につながる質の高い管理運営を図るため、公募により指定管理者を選定する評価基準を価格とサービス水準の均衡に配慮したものに見直しを行う。

(3) 管理運営の評価

指定管理者の業務の改善及びサービスの一層の向上に資するため、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

- ・指定管理者による自己評価
- ・施設所管課による総合評価（外部有識者による評価）
- ・評価結果の公表、指定管理者制度の効果分析

(4) 透明性・公平性の確保

指定管理者の公募について、より一層の透明性・公平性を確保するため、選定方法や評価基準・配点など、できるだけ多くの情報を事前に公表するとともに、選定委員会における議事内容を公表する。

より効率的で質の高い管理運営の提案が選定されるよう、施設の管理運営状況、選定委員会での意見等を踏まえ、評価方法等の見直しを行う。

特定の団体等を指定管理者とする場合は、それぞれの施設の設置目的、実情に応じた指定方法となっているか、専門的な知識を有する有識者などの意見等を踏まえるなど透明性・公平性の確保に特に留意することとする。

(3) 行政施策	工．試験研究機関	効果額(うち一般財源): 369百万円(369百万円)
		H22 予算額(うち一般財源): 1,365百万円(729百万円)

[改革の基本方向]

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図る。

限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、組織の機能再編や外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的な運営体制を整備する。

外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動に取り組むとともに、評価システムの充実など、効率的・効果的な経営手法の拡充を図る。

1 業務の重点化

事業者や消費者等のニーズに対応し、研究成果が地域産業の振興や県民の安全・安心に直結する研究課題等に重点化を図る。また、研究成果の普及と技術移転を図るため、大学や他の研究機関と連携しながら、コーディネート、情報提供、指導相談等を強化する。

(1) 農林水産技術総合センター

産地間競争に勝ち抜くため、農林水産物のブランド化に直結した技術開発へ重点化を図るとともに、食、自然環境の両面から県民生活の安全・安心を支える技術開発へ重点化を図る。

(2) 工業技術センター

企業ニーズ把握と成果志向型の企業支援を強化するとともに、兵庫の強みであるものづくり基盤技術等について、戦略的な研究開発、技術移転等を推進する。

(3) 健康生活科学研究所

健康危機に対応するための試験研究及び県民の関心の高いテーマに関する苦情原因究明テストへの重点化を行い、県民のくらしの安全・安心に関わる諸課題に一元的に対応する。

(4) 福祉のまちづくり研究所

立地環境を活かし、大学や民間等で代替不可能な介護ニーズに即した先導的、実践的研究開発を重点的に推進するとともに、企業等とのタイアップの推進により、研究成果等の普及を促進する。

2 組織体制等の見直し

(1) 組織の主な統合再編

試験研究が効果的に行えるよう、重点化分野への機能集約を図るなど、県民ニーズや行政課題に的確に対応できる効率的・効果的な研究体制を整備する。

(2) 弾力的な研究体制の整備

任期付研究員の活用、外部研究者の受入等を推進し、研究課題に機動的に対応するための弾力的な研究体制を整備するとともに、産学官の連携による共同研究、大学等が中心として行うプロジェクト型研究への参画を引き続き進める。

(3) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、平成30年度には概ね3割削減を目指す(対平成19年度比)。

前期3年間の削減実績を踏まえ、中期3年間に概ね1割の定員の削減を行う。

区分	前期 (H20～H22 実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)	期間計 (H20～H30)
研究員	約 11%	10%	6%	30%
行政職・その他	約 16%			
計	約 14%			

(4) 研究アドバイザーの設置

主要研究課題について「評価専門委員会」による外部評価を実施することに加え、研究員による研究活動に対する高度かつ専門的な助言を行うため、各試験研究機関に研究アドバイザーを引き続き設置する。

3 外部資金の積極的獲得

国等の競争的資金、産学官連携プロジェクト、企業等との共同研究などの外部資金の積極的獲得に取り組み、試験研究費の充実確保に努める。

獲得した外部資金のうち目標を上回る額については、試験研究の充実に充てることを原則とする。

4 効率的・効果的な運営手法の拡充

包括外部監査における指摘を踏まえ、業務の数値目標の設定、研究課題の追跡評価、各試験研究機関の機関評価、行政コスト計算書の作成などを実施する。

(1) 数値目標の設定

各試験研究機関の役割をより明確化するため、業務や外部資金獲得の数値目標を設定する。

(2) 評価システムの充実

追跡評価の実施

研究終了から数年経過した研究課題について、成果の実用化、施策化や普及状況等を把握し、今後の研究課題の選定等への反映を図るため、追跡評価を実施する。

機関評価の実施

試験研究機関の総合的な評価を行うため、各試験研究機関に設置する外部委員による機関評価を実施し、試験研究機関ごとに中期の事業計画を策定する。

(3) 行政コスト計算書の導入

各試験研究機関における活動の透明性を高めるとともに、コスト意識を醸成し、より効率的な運営に資するため、各試験研究機関ごとに行政コスト計算書を作成する。

5 地方独立行政法人化の検討

地方独立行政法人化の利点とされる弾力的な人員配置、透明性の確保、目標による管理と評価等について、任期制研究員の採用や企業からの非常勤研究員の受入等外部人材の活用拡大、行政コスト計算書の作成・公表、外部委員会による研究評価システムの運用等を通じて具体化を図る。

今後とも、各試験研究機関について、それぞれの使命・役割や導入した府県の成果を踏まえつつ、制度の利点・課題を見極め、移行の可否又は同制度の利点を活かす運営形態のあり方について、引き続き検討する。

6 試験研究機関間による広域連携の推進

関西広域連合における広域連携を推進しつつ、県内及び近畿府県の枠組みを超えた公立の試験研究機関、独立行政法人、大学との協力体制を強化し、情報交換、施設・機器の相互利用、共同研究の実施など、互いの強みを生かした広域的な連携をさらに推進する。

[改革の基本方向]

消費者や生産者のニーズを的確に捉え、生産性の向上や安全・安心な食品の供給等に寄与する技術開発と研究成果の迅速な普及を進めるため、現行の研究分野の重点化を図る。

農林水産物の高付加価値化や安全安心に直結した技術開発に対応するため、内部組織の機能再編、統廃合等を図り、弾力的かつ効率的な研究開発体制を整備する。

1 業務の一層の重点化

(1) 農林水産物のブランド化に直結した技術開発

付加価値を高め、産地間競争に勝ち抜ける農林水産物の育種、栽培・飼養管理技術の開発の推進

(2) 食、自然環境の両面から県民の安全安心を支える技術開発

安全安心な食料の提供、豊かな自然環境の維持保全や災害に強い森づくりなど県民生活の安全安心を支える技術開発の推進

[試験研究課題]

現 行		重点化の方向
<p>ひょうごの「農」を生かす社会の実現を支える技術開発として、重点的に取り組む5分野</p> <p>食の安全・安心を支える技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な農畜産物生産技術 ・地産地消を進める生産現場直轄型技術 <p>ひょうごのブランド力を支える技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力をつける生産・流通・加工技術 ・品種育成、増殖・診断技術 ・担い手支援技術 <p>循環型社会を支える技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境維持保全、農のゼロエミッション技術 <p>森林資源を育成・保全する技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森林空間創出技術 ・県産木材の利用促進技術 ・自然災害に強い森づくりの技術 <p>豊かな海と水産資源を再生する技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚場環境の再生、水産資源管理技術 ・漁業被害防止技術 	}	<p>ブランド化に直結した技術開発</p> <p>県産農林水産物の付加価値の向上、競争力強化のための技術開発</p> <p style="font-size: 1.2em;">〔産地間競争に勝ち抜くため、研究資源を農林水産物のブランド化に関する技術開発に集中〕</p> <p>[具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業・酒米・黒大豆等の県特産品 ・畜産・但馬牛の種畜・育種・肥育 ・水産・増養殖技術 <hr/> <p>安全安心を支える技術開発</p> <p>県民生活の安全安心を支える技術開発</p> <p style="font-size: 1.2em;">〔県産農林水産物の安全性確保及び自然環境の保全・再生に関する技術開発に重点化〕</p> <p>[具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業・カドミウムリスク低減技術 ・林業・森林災害への対抗強化技術 ・水産・瀬戸内海の漁場環境保全

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 弾力的・効率的な研究開発体制の整備

試験研究が効果的に行えるよう重点化分野へ機能を集中し、効率的な体制を整備するとともに、限られた研究資源の重点的・集中的な活用および試験研究に対する理解促進に向けたさらなる情報発信を行う。

[具体例]

- ・酒米・黒大豆をはじめ県特産品に関する試験研究
- ・県畜産物を代表する但馬牛の種畜、育種、肥育の試験研究
- ・災害に強い森づくりに寄与する試験研究
- ・瀬戸内海の環境再生に寄与する試験研究

(2) 研究機能の重点化に対応した体制整備

職員数の見直し

中期3年間(平成23～25年度)は一般行政部門に準じた削減を行う。

(単位：人)

区 分	H19年度	H22年度 (実績)	H30年度目標 (対H19年度)
研究員	112	105	OB職員の活用、補助的業務の委託等により、職員総数で概ね3割減
行政事務職	32	29	
農業大学校教員、普及指導専門員	34	28	
漁業調査・取締船管理等船員	18	18	
動植物の栽培管理・飼養管理等技術員	94	81	
計	290	261	

人材育成・活性化

- ・限られた人員の中で後継研究員の着実な育成を図るため、研究分野ごとに複数研究員体制(兼務含む)の整備を図る。
- ・再任用制度の活用により、研究員の培ってきた知識・経験の効率的な継承・移行を図る。

(3) 運営手法の見直し

研究課題評価の見直し

現行の評価システムについて見直しを行う。

- ・施策目標の達成度をより重視した評価への改善
- ・研究課題を「施策連動型」「シーズ開発型」に分類の上、タイプに適した評価手法の設定

ニーズの把握・成果の普及の徹底

- ・要望団体や生産者の試験研究への参画促進(課題化 技術開発 普及までの協力)
- ・研究部門と普及部門の連携強化による生産者への研究成果の普及や情報提供の徹底

保有資産の有効活用

- ・オープンラボとしての施設活用を図る。
- ・保有する知的財産の許諾契約の締結を促進するため、通常実施権等のほか、専用実施権や独占的实施権などの方法も含めた効果的な活用を図る。

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

件数はH13年度以降の累計

区 分	H18年度	H21年度	H27年度(目標)
開発技術数	224件	339件	430件
普及技術数	196件	290件	310件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

研究費総額(約387百万円)の2割相当額の獲得を目標とする。

- ・共同研究体制が前提となる競争的資金の獲得に向け、大学・民間企業等との広域連携を進め、共同研究の誘致体制の強化を図る。
- ・受託事業や受託研究を設定し、受託収入の獲得を進める。

4 関西に所在する試験研究機関(独立行政法人、大学、府県)との広域連携の一層の推進

関西広域連合における広域連携のあり方にも留意しつつ、独立行政法人・大学・他府県試験研究機関との互いの強みを生かした連携を推進する。

また、共同研究や役割分担により成果が期待できる研究分野については、産官学間のコーディネート機能を持つ国研究機関(近畿中国四国農業研究センター)等を活用し、連携範囲の拡大を図る。

[改革の基本方向]

中小企業に対する技術支援の中核拠点として、高度なニーズに対応できる先端研究開発機器や産学連携・交流機能を有する開放型の研究開発施設を整備し、産学官連携、技術高度化支援などの機能強化を図る。

工業技術センターの整備に併せて、機械金属工業技術支援センター(三木市)を廃止し、機械金属工業技術支援センターの本所への機能集約、NIRO(新産業創造研究機構)や大学との連携体制の強化を図る。

企業ニーズの把握を徹底し、成果志向を強めた企業支援に重点化を図りつつ、企業間や産学官のネットワークを強化し共同研究等を推進することにより、中小企業の競争力向上を図る。

1 工業技術センターのリニューアル

(1) 新研究棟(技術交流館(仮称))等の整備

本館棟を技術交流館(仮称)として建て替えるとともに、開放研究棟及び実験作業棟等を改修する。

建物名称	強化する機能等	主な整備概要	供用開始
技術交流館 (仮称)	技術高度化支援機能	・研究分野別に開放型研究室(オープンラボ)の設置 ・床耐荷重・振動を考慮した研究室	平成24年度
	産学官連携機能	・大学連携室 ・産学官交流室 ・プロジェクト研究室 ・セミナー室	
	技術相談支援・ランチ機能	・ハローテクノ(総合相談窓口) ・支援機関の集中配置 ・展示スペース ・技術相談室	
研究本館 (仮称)	研究環境の確保	・研究員の研究室・事務室 ・耐震改修、空調等設備改修	平成25年度
試作実験館 (仮称)	技術高度化支援機能	・実験、試作、計測、評価を行う大型・重量設備の配置	平成23年度

整備までの間においても、ソフト事業の実施等によりサービス機能を高め、中小企業への技術支援水準を確保する。

(2) 機械金属工業技術支援センターの廃止・本所組織の見直し

工業技術センターの整備に併せて、機械金属工業技術支援センターを本所へ機能集約する。

本所への最新鋭機器の集中的な整備による技術支援の高度化

機械金属分野の枠を超えた多分野にわたる複合的な技術ニーズに対する対応強化

三木金物の活性化の支援

機械金属工業技術支援センターの本所への機能集約に併せて、本所における部の再編など組織を見直す。

2 企業ニーズや戦略性を踏まえた業務の重点化

(1) 企業ニーズ把握の徹底と成果志向型の企業支援の強化

ハローテクノ(総合相談窓口)企業訪問等を通じた年間約10,000件の相談の中から、工業技術センター内の業界・企業ニーズ集約会議や外部評価専門委員会による研究課題評価を活用したニーズの絞り込みを行い、地域発のイノベーションの創出や産地ブランド確立など成果志向を強めた研究により企業支援の重点化を図る。

(2) 戦略的な研究開発の推進

産業全体への高い波及性と今後成長が期待される産業や兵庫の強みであるものづくり基盤技術について、戦略的な研究開発、技術移転等を推進する。

ものづくり基盤技術の高度化

ものづくり産業の強みを発揮する高強度化、軽量化、低コスト化等の高付加価値製品開発を目指した基盤技術の高度化を図る。

- ・ゴム・高分子材料の性能向上のための研究開発

成長分野における研究開発

環境・エネルギー分野など成長分野における新規性かつ優位性のある社会ニーズに対応した研究開発を推進する。

- ・廃棄物から省エネ型燃料を製造するための研究開発
- ・直感的な振り付けが可能な等身大人型ロボットの開発

地場産業の高度化

繊維や皮革など地場産業のブランド力強化を目指した研究開発を推進する。

- ・短納期、廃棄物削減を目指した地場産業競争力向上のための研究開発

(3) N I R O (新産業創造研究機構)、大学との連携強化

高度化・多様化する企業ニーズに対応した技術相談、技術移転等のコーディネートに一体的に取り組むため、新研究棟の整備に併せて、N I R O等の支援機関を一体的に配置し、連携体制を強化する。

兵庫県立大学工学部との連携協定に基づく人事交流、共同研究を継続するとともに、最先端の超微細加工技術の研究開発とその成果還元を目指した「ナノ・マイクロ構造科学研究センター」(県立大学が書写キャンパス及び新研究棟内に設置予定)に参画する。また、新研究棟に「大学連携室」を設置して産学官連携を推進する。

さらに、神戸大学、京都工芸繊維大学との連携協定による共同研究を推進する。

- ・兵庫県立大学との共同研究：顔認証技術により、高齢者介護施設での徘徊をいち早く検知するシステムの開発
- ・神戸大学との共同研究：環境負荷が高い水銀を使わない紫外光源の開発
- ・京都工芸繊維大学との共同研究：エジプト綿を用いた播州織りの試作に向けた研究開発

3 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 弾力的な研究体制・職員数の見直し

新たなニーズや高度化する課題に対応していくため、プロジェクト研究には任期付研究員や特別研究員を充て外部人材を活用する。また、技術相談にきめ細かく対応できるよう、外部のアドバイザーの活用を図る。

(2) 職員数の見直し

中期3年間(平成23~25年度)は一般行政部門に準じた削減を行う。

(単位：人)

区 分	H19 年度	H22 年度 (実績)	H30 年度目標 (対 H19 年度)
研 究 員	64	58	研究員は業務の重点化、任期付研究員の活用により削減を図り、その他の職員は運営体制の見直し等により概ね3割減
行政職・その他	13	10	
計	77	68	

4 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区 分	H19～H21 実績	H23～H25 目標
技術相談件数 (年平均)	9,817 件	9,800 件
技術移転件数 (年平均)	101 件	100 件
利用企業数 (年平均)	1,914 社	1,900 社
5 回以上利用企業数 (年平均)	545 社	540 社

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

研究費総額(過去5年間平均約74百万円)の8割相当額(59百万円)の獲得を目標とする。

5 関西に所在する試験研究機関(独立行政法人、大学、府県)との広域連携の一層の推進

(1) 関西広域連合の動向を踏まえた公的試験研究機関の広域連携のあり方について検討

- ・地域イノベーション創出協議会事業を継承するかたちで、各試験研究機関が保有する設備機器や企業等の技術情報の共有化を目指す。
- ・皮革分野は和歌山県・大阪府からの依頼実績もあることから、分野ごとの広域連携などを検討する。

(2) 県外大学、産業技術総合研究所との連携

大学シーズ等を活かした共同研究等に取り組むほか、産業技術総合研究所関西センターが運営する「近畿地域産業技術連携推進会議」により、研究成果発表会、知財ビジネスマッチングフェア、研究者向け研修会の開催など公設試験研究機関のネットワークを活用して実施。

〔改革の基本方向〕

県民のくらしの安全・安心に関わる感染症や消費者問題などの諸課題に対し、「健康科学研究センター」と「生活科学総合センター」がそれぞれの専門性を発揮しつつ、共同で調査・研究や原因究明に取組み、情報の分析・提供など相互に連携することにより、相談から試験分析・調査研究、事業者指導、情報発信等までの総合力を高める。

1 県民の安全・安心確保のための試験研究の推進

(1) 健康科学研究センター

健康危機対応の中核的機関として、県民の安全・安心を確保するための試験研究を重点的に行い、新たな検査手法の開発や、検査の迅速化に努めるなど、新型インフルエンザ、食品や医薬品による健康被害等の健康危機の発生に際して迅速に対応する。

(2) 生活科学総合センター

消費者行政に関する中核的機関として、県民の安全・安心を確保するため、自主企画研究から苦情原因究明テストへの重点化をはじめ、県民の関心の高いテーマに関する苦情原因究明テストに絞り効率化を図る。

県内全市町に消費生活センターが設置され、消費生活相談等は一義的に市町が担うことから、市町・地域の消費者団体等からの専門的・広域的な事案に対する相談対応の体制強化や、人材育成、商品テストや事業者指導などの取組みの充実を図る。

(3) 両センターの連携の推進

連携推進による業務の効率化

- ・健康科学研究センターの高度な試験分析力を活用し、生活科学総合センターの実施する商品テストの高度化、効率化を推進する。
- ・生活科学総合センターの情報発信力を活用した健康科学研究センターの研究成果の普及促進を図る。

合同の調査・研究の実施

両センターの若手職員で構成する調査・研究グループによる、県民の関心の高いテーマに関する調査・研究を実施する。

- ・健康食品中の有効成分含有量に関する調査・研究等

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 外部人材の活用による研究体制の活性化

研究アドバイザーを積極的に活用し、研究所が有しない最新の知見の入手や技術指導の実施等により、研究の高度化、効率化を推進する。

(2) 職員数の見直し

中期3年間(平成23～25年度)は一般行政部門に準じた削減を行う。

(単位：人)

区 分		H19年度	H22年度 (実績)	H30年度目標 (対H19年度)
健康科学研究 センター	研究員	23	15	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減
	行政職・その他	14	11	
	小 計	37	26	
生活科学総合 センター	研究員	0	0	
	行政職・その他	21	19	
	小 計	21	19	
合 計	研究員	23	15	
	行政職・その他	35	30	
	計	58	45	

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

健康科学研究センター

- ・残留農薬等の新規検査可能項目数 年間 30 項目
- ・感染症等の迅速検査手法新規導入数 年間 5 種類

生活科学総合センター

- ・技術相談件数 年間 500 件
- ・苦情原因究明テスト件数 年間 30 件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

健康科学研究センター

研究費総額(約7百万円)の1割相当額以上の獲得を目標とする。

- ・大学や他の試験研究機関との共同研究を推進する。
- ・健康科学研究センターの有する知見を必要とする企業のニーズを発掘し、共同研究を推進する。

4 関西に所在する試験研究機関(独立行政法人、大学、府県)との広域連携の一層の推進

感染症の発生等、健康危機は県の枠を超えて広域化する傾向にあることから、広域的な連携を推進

- ・地方衛生研究所全国協議会近畿支部(2府4県加盟)活動を推進し、近畿地方衛生研究所間における研究成果の共有、情報交流を促進する。
- ・神戸大学との共同研究(兵庫県におけるインフルエンザウイルスの流行実態に関する研究)に引き続き取り組むなど、大学との連携を推進する。

[改革の基本方向]

介護やリハビリテーションの機能が集積する立地環境や、フィールドテストが行える環境を活かし、大学や民間等で代替不可能な研究開発を重点的に推進する。

企業等とのタイアップによる共同研究や技術交流の推進、福祉用具展示ホール等の活用や各種展示会への出展を通じた情報発信の強化、研究成果の普及を促進する。

1 高齢者・障害者等の自立支援のための研究開発・情報発信の強化

(1) 先導的、実践的な研究開発の推進

介護やリハビリテーションの機能が集積する研究施設の立地環境を活かし、大学や民間等で代替不可能な介護ニーズに即した先導的、実践的研究開発を重点的に推進する。

- ・障害者、高齢者のコミュニケーション支援に関する研究
- ・高齢者・障害者の個別ニーズに対応した福祉用具等の開発

(2) 企業等とのタイアップの推進

企業等とのタイアップによる最新福祉機器の展示など、福祉用具展示ホール等を活用した情報発信を強化する。

福祉のまちづくり研究所、西播磨総合リハビリテーションセンター、但馬長寿の郷及び企業等と連携し、共同企画・事業等を実施する。

研究成果を製品化に結びつけるため、企業等との共同研究や技術交流を推進する。

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 研究部門と研修部門との連携強化

- ・研究テーマに弾力的に対応する研究グループ制を活用し、研究部門と研修部門との連携を深め、介護やリハビリテーションの現場ニーズにあった研究開発を推進する。
- ・研究所の先進的な研究成果を介護・リハビリ研修の内容に反映させ、現場の課題解決に活用する。

(2) 外部人材の活用による研究体制の活性化

- ・研究員の新規採用は任期制化、企業等からの任期付研究員の受入による、研究内容に応じた人材を活用する。
- ・大学等からの研修生の受入などを通して、情報交換や技術交流を促進する。

(3) 職員数の見直し

中期3年間(平成23～25年度)は一般行政部門に準じた削減を行う。

(単位：人)

区 分		H19年度	H22年度 (実績)	H30年度目標 (対H19年度)
福祉のまちづくり研究所	研究員	8	8	業務の重点化、運営体制の見直しにより職員総数を概ね3割減
	行政職・その他	6	5	
	小 計	14	13	
家庭介護・リハビリ研修センター	研究員	0	0	
	行政職・その他	11	6	
	小 計	11	6	
合 計	研究員	8	8	
	行政職・その他	17	11	
	計	25	19	

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

- ・製品化件数 行革期間中 15 件以上
- ・共同研究件数 行革期間中 35 件以上

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

研究費総額（約 16 百万円）の 3.5 割相当額以上の獲得を目標とする。

- ・大学や他の試験研究機関との共同研究の推進による科研費等の競争的資金の獲得を推進する。
- ・福祉のまちづくり研究所の有する知見・技術を必要とする企業のニーズを発掘し、共同研究を積極的に推進する。

4 大学や民間企業等との連携の一層の推進

研究所が取り組む研究開発等において、大学、他府県や民間企業等と研究テーマに応じた連携を推進する。

(3) 行政施策	才・教育機関	県立大学
----------	--------	------

[改革の基本方向]

知識基盤社会の到来や 18 歳人口の減少が進む中、より高度な人材の育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズに対応するため、各学部・研究科等の個性・特色を生かして教育・研究・社会貢献等の各分野に積極的に取り組み、自律的かつ効率的な大学運営を行う。

1 県立大学運営の基本方針

(1) 教育

幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探求能力とグローバルリテラシー（国際対話能力）を備えた、地域や国際社会で活躍できる創造性と自律性を有する人材を育成する。

(2) 研究

S Pring-8 など県内の高度な研究基盤や、コウノトリや震災復興など地域特性を生かした先導的・創造的な研究を、様々な分野の研究機関等との連携の中で進め、最先端の知識と技術の蓄積と地域社会への還元を行う。

(3) 社会貢献

先端的な研究や地域資源等を生かした創造的な教育研究などの成果を、産学連携や地域課題の解決、県民の生涯学習ニーズなどに最大限活用し、県民生活の向上、地域の振興など地域社会の発展に貢献する。

(4) 県政との連携

県との密接な連携のもと、地域における「知の拠点」としてその高いポテンシャルを活かし、政策形成や施策展開において重要な役割を担う。

2 具体的な取組内容

(1) 教育・研究の充実・強化

時代や社会のニーズに的確に対応した教育・研究の推進

- ・世界的な経済危機を乗り越えて、新しいグローバル経済社会をリードする国際キャリアパーソン（グローバル企業、公務員、NPO職員）を育成するため、経済学部「国際キャリアコース」を開設する。
- ・最先端の超微細加工技術の研究開発とその成果還元を目指し、東北大学と連携の上、工学研究科に「ナノ・マイクロ構造科学研究センター」を開設する。
- ・情報セキュリティに関する世界最高レベルの高度な知識・技術の習得を目指し、応用情報科学研究科に、米国カーネギーメロン大学と連携した「ダブルディグリー（双方学位）・プログラム」を開設する。
- ・意欲ある優秀な学生を確保するため、新たな奨学金の開拓や学生納付金のあり方、附属学校の充実等の方策について検討する。

県政と連携し、地域資源等を活用した特色ある教育・研究の推進

- ・京速コンピュータ「京」を活用し、シミュレーションの実践的技術者・研究者を育成するため、「大学院シミュレーション学研究科」を開設する。
- ・震災の教訓を国内外に発信するため、コンピュータシミュレーション学や災害看護学等大学の有する特色ある教育資源や防災関連機関が集積する兵庫の特色を活かした防災教育を、当面は学部を横断して総合的・体系的に科目が履修できるユニット方式により開始するとともに、引き続き学科設置に向けた検討を進める。

- ・地域経済社会の活性化に貢献する人材（地方自治体職員、民間の地域金融担当者等）の養成、キャリアアップを図るため、経済学研究科に「地域公共政策専攻」を開設する。
- ・助産所を有する病院と連携のうえ、助産ケアや人材育成など教育・研究を行うバースセンターについて検討する。
- ・山陰海岸ジオパークの魅力をさらに向上させるためコウノトリの郷公園内での新たな研究科設置に向けた検討を進める。
- ・自然・環境科学研究所（西はりま天文台公園等）への大学院機能の附与を検討する。

教育・研究組織の見直し

社会ニーズに対応し、特色ある教育研究をより一層進めるために、学部、学科、コース等の再編や附置研究所の見直しを行う。

外部資金、競争的資金の確保

- ・産学連携機構のコーディネーターや各教員の活動強化により、受託研究費、共同研究費、寄付講座等の一層の獲得を目指す。
- ・競争的資金を獲得するため、テーマ選定、申請・プレゼンテーション技法の向上を図る委員会等を設置する。
- ・資金獲得実績等に応じた研究費加算や表彰等処遇への反映を行う。

(2) 社会貢献の積極的展開

産学連携から地域連携、社会連携へ

- ・産学連携の分野、地域、対象（市町・NPO等）の拡充を図るとともに、国や県の試験研究機関、病院、防災関連機関等との連携により、大学の総合力を発揮する。
- ・産学連携本部を企業等の利便性が高い姫路駅前へ移転するとともに、工業技術センターとの連携により神戸・阪神地区の企業との産学連携を強化する。
- ・企業とのマッチングや情報収集を強化するため、産業支援機関や金融機関などの外部人材の活用等により、コーディネート機能の充実を図る。
- ・大学の知的資源を活かした地域課題解決の支援や地域資源の大学教育への活用を一層推進するため、「地域創造センター（仮称）」の設置を検討する。

生涯学習の支援、社会人向け教育の充実

- ・大学の専門教育、研究資源を活用した社会人のリカレント教育、高度な教養教育などの生涯学習機会を提供する。
- ・科目等履修生、聴講生、研究生等の活用による教育研究機会、昼夜開講制度等の活用による社会人に対する就学機会を提供する。

(3) 自主的・自律的な管理運営体制の確立

教職員体制の見直し

- ・教員定数は、平成 30 年度までに 10%程度削減するとともに、削減した定数の 1/2 に相当する 5 %程度を新規事業枠として設け、大学院シミュレーション学研究科やナノ・マイクロ構造科学研究センターの設置など、新たな教育研究ニーズへの対応に活用する。
- ・教育、研究、社会貢献、学内業務等の活動に対する教員評価を導入し(平成 20 年度から試行) 評価結果を処遇等へ反映させる。
- ・教員任期制（一部教員に導入済）について、適用範囲の拡大、更新基準の厳格化など制度の充実を図る。
- ・教育・研究の活性化に資する人材（客員教員、研究員）について、外部資金等も活用し、確保を図る。

- ・事務局職員は、平成 25 年度までに概ね 15%の削減を行うとともに、教育研究内容の見直しや教員体制等に応じた適正配置を行う。

事務局職員	前期 (H20～H22実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)
	約 6%	9%	大学の今後のあり方に基づく適正配置

評価システム等の確立

- ・県立大学評価委員会及び認証評価機関による評価や評価結果の公表など、評価システムの確立による質の向上を図る。
- ・外部意見を大学運営に反映させるため、経済団体・マスコミ等との意見交換、企業へのアンケートの実施等を行う。

本部機能等の神戸学園都市キャンパスへの移転

本部事務局等は、当面の措置として、神戸学園都市キャンパスに移転（平成 23 年 4 月～）する。

3 中期計画の策定

教育・研究・社会貢献の各分野における学生や地域にとって魅力ある大学づくりを目指した具体的方策を定める中期計画を、3年ごとに大学設置者である県と協議のうえ策定し、学内一体となって計画的に推進する。

4 公立大学法人への移行

県立大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図り、学生や地域にとって魅力ある大学づくりを推進することを目的として、平成 25 年度を目途に、公立大学法人への移行を検討する。その際は、個性・特色を生かした大学のあり方や、自律性の確保、効率的な運営について十分な検討を行う。

[改革の基本方向]

今後の生徒数の動向等を考慮しつつ、生徒の多様な学習ニーズに対応した教育の充実を図るため、平成 21 年度から平成 25 年度までの高校教育改革の方向と推進計画を示した「第二次実施計画」に基づき、魅力ある学校づくりの推進、望ましい規模の確保と配置の適正化、入学者選抜制度・方法の改善、定時制・通信制高校の活性化と望ましい配置の推進など、県立高等学校教育改革を進める。

1 取組内容

(1) 魅力ある学校づくりの推進

魅力あるひょうごの高校づくりの推進

理数教育や国際教育、スペシャリストの育成など各学校の特色化を促進し、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進する。

特色ある専門学科の設置

生徒のニーズがあり、特色ある学びを継続・発展させている国際文化系、自然科学系などのコースは国際、理数などの専門学科への改編を推進する。

国際文化系コース 国際文化情報科

自然科学系コース 総合理学科、理数科 等

職業教育を主とする学科の改編

職業教育を主とする学科は、全県的な学科の配置バランスを考慮し、地域の事情や生徒のニーズに対応した学科の改編や統合を検討する。

(職業教育を主とする学科)

- ・農業に関する学科
- ・工業に関する学科
- ・商業に関する学科
- ・水産に関する学科
- ・家庭に関する学科 等

中学校と高等学校の連携の推進

中学校と高等学校の連携による魅力ある学校づくりに取り組む観点から、連携型中高一貫教育を推進する。

(2) 県立高校の望ましい規模と配置

通学区域

昭和 39 年の見直し以降の教育環境の変化を背景に、生徒の多様な選択肢確保の観点から望ましい在り方を検討するため設置した「通学区域検討委員会」からの最終報告に基づき、自由学区も含めた望ましい学区のあり方を、地域の実情も踏まえながら検討する。

小規模校及び分校

- ・小規模校であることを活かした教育を行う特色ある学校として必要な場合には、1 学年 2 学級以下の小規模校として存続する。
- ・すべての学年が 1 学級となった学校は、地域と連携してその活性化方策を研究するとともに、連携型中高一貫教育校などの特色ある学校として存続するか、近隣校と統合するかを検討する。
- ・分校の在り方については、小規模校として存続する必要性、学区内の生徒数の推移や本校及び近隣校との学級数のバランスを考慮し対応する。

望ましい規模と配置

高等学校の配置については、望ましい規模(普通科 6 ~ 8 学級[生徒数の減少が続く地域は 3 学級以上]、総合学科 4 学級以上、職業教育を主とする学科の単独校 3 学級以上)を基本とし、通学区域毎に普通科と専門学科との学級数のバランスや専門学科の配置状況を踏まえ検討する。

(3) 入学者選抜制度・方法の改善

複数志願選抜・特色選抜の成果と課題を検証しながら、全県的に導入を推進する。ただし、但馬地域など広い地域に学校が点在している学区へ導入する際には、地域の実情を踏まえて検討する。

(4) 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置

- ・多部制単位制高等学校については、働きながら学ぶ生徒や中途退学者の学び直し、自分のペースで学びたい生徒など幅広いニーズをもつ生徒に対応するための設置を推進する。その際、二部制の設置も検討するとともに、近隣の定時制高等学校を募集停止し、多部制単位制高等学校に統合することを検討する。
- ・定時制・通信制高等学校のさらなる活性化の推進策を検討する。

2 体制の見直し

法令等により配置基準が定められている教職員は、基準に基づき適正配置を行う。

3 運営の効率化

知事部局に準じて事務費及び学校施設維持運営費、教職員旅費を削減する。

[改革の基本方向]

平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間に取り組む方策について取りまとめた「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき特別支援教育を推進するとともに、計画策定後の児童生徒数の増加等に対応するため、規模過大校解消に向けた対策を検討する。

1 取組内容

(1) 県立特別支援学校の整備推進

- ・大規模化している知的障害特別支援学校の過大解消を図るとともに自立に向けた職業教育など後期中等教育充実のため、阪神地域に高等特別支援学校を整備する。
- ・高等学校への分教室設置による交流及び共同学習の促進など、高等学校との連携を推進する。
- ・知的障害特別支援学校児童生徒数の増加に対応するため、市町教育委員会と連携のうえ、今後の児童生徒数の推移の状況や国の制度改革等を見据え、高等学校への分教室設置も含めた規模過大校解消に向けた対策を、地域の実情を踏まえて検討する。

(2) 学校における LD、ADHD 等の理解と支援

幼・小・中・高等学校における体制の充実

- ・現行の小・中学校特別支援学級制度の維持・充実を図るとともに、LD、ADHD 等への対応を含め、通級指導教室など体制の充実を図る。
- ・市町が配置する特別支援教育支援員が、教員と緊密な情報交換等を行いながら、LD、ADHD 等の児童生徒への適切な対応を図ることができるよう、県として支援員への指導助言や資質向上のための取組みを充実する。

(参考)

- ・特別支援教育支援員への相談・支援等を行う特別支援教育支援員アドバイザーの設置
- ・特別支援教育支援員アドバイザーによる地区別研修会の実施

特別支援学校における体制の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育の充実を図るとともに、地域の幼・小・中・高等学校の要請に応じて、必要な助言又は支援を行う特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。

地域における体制の充実

- ・「ひょうご学習障害相談室」をはじめとする教育機関と福祉、医療、労働などの関係機関等との適切な連携により、地域連携支援体制の充実を図る。
- ・「ひょうご学習障害相談室」と新たに設置される予定の「こども発達支援センター（仮称）」（清水が丘学園に併設）との連携方策を検討する。

(3) 特別支援教育にかかる教職員の専門性の向上

研修体制の整備

- ・教職員の特別支援教育に関する理解を深める研修を実施するとともに、校内特別支援教育推進の要となる特別支援教育コーディネーターの計画的な養成を図る。
- ・県立特別支援教育センター等の研修内容・方法の充実による研修体制の充実を図る。

専門性の確保

- ・特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図るとともに、専門性を有した特別支援学校教員の採用枠の拡大を行い専門性の確保を図る。

2 体制の見直し

法令等により配置基準が定められている教職員は、基準に基づき適正配置を行う。

3 運営の効率化

知事部局に準じて事務費及び学校施設維持運営費を削減する。

[改革の基本方向]

地域整備事業は、平成 30 年度末分譲進捗率約 90%を目指し、既開発団地の分譲促進等に取り組む。

水道用水供給事業は、料金の低減化を図るとともに、安全・安心な水を供給し、工業用水道事業は、安定的な給水を確保し、経営の健全性を維持する。

1 企業庁の果たすべき役割

地域の活性化を先導する産業用地や良質な住宅地を提供するとともに、安全・安心な水道用水や安定的工業用水を供給することにより、生活・産業基盤の重要な一端を支える。

2 企業庁経営の基本方針

上記のような公共的役割を十分認識しつつ、土地需要や水需要の動向など社会経済情勢を踏まえ、経営体質・基盤の強化に努め、健全経営の維持・確保を図る。

(1) 総合経営計画(後期 6 カ年)の推進

第 2 次行革プランによる改革内容については、「企業庁経営ビジョン」(平成 16～25 年度)の具体的な行動計画として策定した「企業庁総合経営計画」の後期 6 カ年計画(平成 20～25 年度)を推進し、着実な実現を図る。

なお、平成 26 年度以降は次期経営ビジョンを新たに策定し、改革を推進する。

(2) 地域整備事業

平成 30 年代前半の街の熟成(平成 30 年度末分譲進捗率約 90%)を目指し、既開発団地の分譲を推進する。

なお、平成 20 年秋以降の世界的金融危機の影響による事業環境の悪化等を踏まえ、企業ニーズ等を的確に把握しながら、分譲年次計画を見直すとともに、分譲戦略を再構築し、分譲を促進する。

また、新規開発の抑制、事業進度の調整及び工事コストの縮減等費用の抑制により、経営の健全性を確保する。

(3) 水道用水供給事業

県による水道用水供給事業を維持するとともに、料金収入の確保、工事コスト縮減等の費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持する。また、各市町の水需要の将来見通しを踏まえた計画給水量に見直し、適正規模の施設計画に変更するとともに、料金の低減化及び施設の耐震化、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽管路等の計画的更新を推進し、安心・安全な水の供給を図る。

(4) 工業用水道事業

料金収入の確保、工事コスト縮減等の費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持する。また、施設の耐震化、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽管路等の計画的更新を推進し、安定的な給水確保を図る。

(5) 電気事業

電気事業については、関西電力(株)に原発電所を譲渡し、廃止した(平成 22 年 3 月 31 日)。

3 地域整備事業

(1) 新規開発の抑制

人口減少等による土地需要の縮小傾向等に鑑み、引き続き、新たな住宅・産業団地の開発には、原則として着手しない。

(2) 事業進捗の調整

産業用地への需要動向が不透明であること等から、播磨科学公園都市2・3工区等(1,164ha)及びひょうご情報公園都市2～4工区(184ha)は、引き続き事業進捗の調整を行う。

(3) 既開発団地の分譲促進

事業環境の悪化等を踏まえ、分譲年次計画を見直すとともに、平成30年度末分譲進捗率約90%の達成に向け、各地区の特性等に応じた分譲戦略を再構築し、分譲を促進する。

[分譲計画の目標](平成20～25年度)

区分	分譲面積	分譲収入	企業数、住宅数	分譲計画面積に対する進捗率
産業用地	約50ha	約150億円	25社	平成19年度末：58% 平成25年度末：74% +16%
住宅用地	約20ha	約150億円	700戸	平成19年度末：75% 平成25年度末：83% +8%

「総合経営計画」の後期計画の実施年度である平成20～25年度の目標

【保有土地の分譲状況等の内訳】

(単位：ha)

区分	分譲計画面積	H22年度末分譲見込面積	今後の分譲面積(-)	後期6力年(H20～25年度)				
				分譲面積			H25末累計(+)	
				H20～22(実績・見込)解約分差引後	H23～25(計画)	後期6力年計		
潮芦屋	住宅用地	28.4	15.6	12.8	4.0	6.0	10.0	21.6
	業務用地	60.3	50.4	9.9	7.9	0.8	8.7	51.2
	小計	88.7	66.0	22.7	11.9	6.8	18.7	72.8
尼崎臨海	産業用地	15.4	14.7	0.7	1.4	0.7	2.1	15.4
神戸三田公園都市	住宅用地	154.0	143.3	10.7	4.0	3.2	7.2	146.5
	業務用地	111.5	95.1	16.4	0.1	13.7	13.8	108.8
	小計	265.5	238.4	27.1	4.1	16.9	21.0	255.3
西宮浜	産業用地	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1
播磨科学公園都市	産業用地	86.9	57.6	29.3	[5.6] 3.0	12.8	15.8	70.4
	住宅用地	36.0	12.2	23.8	0.4	1.7	2.1	13.9
	業務用地	110.1	59.9	50.2	7.1	0.0	7.1	59.9
	小計	233.0	129.7	103.3	[5.6] 10.5	14.5	25.0	144.2
ひょうご情報公園	産業用地	52.5	23.5	29.0	[1.8] 1.0	16.2	17.2	39.7
	業務用地	4.2	0.0	4.2	0.0	1.8	1.8	1.8
	小計	56.7	23.5	33.2	[1.8] 1.0	18.0	19.0	41.5
網干	業務用地	15.3	15.3	0.0	0.0	0.0	0.0	15.3
津名地区	産業用地等	145.6	88.4	57.2	5.6	11.7	17.3	100.1
分譲土地合計	産業用地(分譲率)	302.5	182.7(60.4%)	119.8	[7.4] 7.4	41.4	48.8	224.1(74.1%)
	業務用地(分譲率)	301.4	224.3(74.4%)	77.1	18.7	16.3	35.0	240.6(79.8%)
	住宅用地(分譲率)	218.4	171.1(78.3%)	47.3	8.4	10.9	19.3	182.0(83.3%)
	計(分譲率)	822.3	578.1(70.3%)	244.2	[7.4] 34.5	68.6	103.1	646.7(78.6%)

別途、事業進捗の調整を行う土地
播磨科学公園都市2・3工区等1,163.6ha
ひょうご情報公園都市2～4工区184.2ha

H20～22年度(実績・見込)欄は、実績から[]外書きの解約分を差引後の面積
また、津名地区の産業用地等の(実績・見込)5.6haのうち3.6haは業務用地

地区ごとの付加価値・魅力を高め、地域に合わせた競争力のある分譲戦略を構築する。

ア 潮芦屋：計画人口 9,000 人、3,000 戸

多様なライフスタイルを創出する安全安心でウォータフロントを活かした魅力ある住宅街区・集客施設づくりを推進する。

- ・センターゾーン 期商業施設の開業やフリーゾーン(集客施設等)の整備などまちの付加価値の高まりやインセンティブ制度を活かした段階的・効果的な分譲推進
- ・地球環境にやさしい省エネ仕様の環境配慮型住宅ゾーン(エコタウン)の一括民卸等による効率的な住宅用地分譲の推進
- ・購入者層の拡大を図るための、購入者ニーズに合った 200 m²程度の宅地供給
- ・民間ノウハウ・企画力を活かしたマーケティングなど民間事業者との共同による住宅用地分譲の促進

イ 神戸三田国際公園都市：計画人口 40,000 人、10,442 戸

教育と文化が暮らしに豊かさをもたらす住宅街区・集客施設づくりを推進する。

(ア) カルチャータウン

- ・商業施設や生活利便施設等の整備(地区センター)による賑わいの創出
- ・民間ノウハウ・企画力を活かしたマーケティングなど民間事業者との共同による住宅用地分譲の促進、環境配慮型住宅の一括民卸等の効率的な分譲手法の検討
- ・民間事業者の選定に際し地場工務店等の新規参入を促し、販売体制を強化
- ・初期負担の少ない定期借地権付住宅地や新たな事業者の参画を得て兵庫村の分譲を再開するなど、多様な住宅ニーズに対応した住宅用地分譲の推進
- ・学園ゾーンは、研究所、オフィスに加え社会福祉施設、物流施設等にも対象を拡大し、弾力的な誘致活動を実施
- ・無電柱化など景観美に配慮するとともに、ゆとりある敷地を確保するなど、高品質でゆとりのある住環境を提供

(イ) フラワータウン(業務用地のみ 住宅用地は分譲終了)

- ・物流系等の対象業種の拡大による業務施設用地についての分譲促進

ウ 播磨科学公園都市：計画人口 5,100 人、1,800 戸

(ア) 産業用地

先端技術・地域技術を活用したものづくり産業の集積を促進する。

- ・SPring-8、ニュースバルに加え、X線自由電子レーザー及びこれの情報処理のための京速コンピュータ「京」など、世界的な科学技術の拠点としての高いポテンシャルを踏まえた企業誘致の推進
- ・研究開発型企业、西播磨をはじめ県内外の企業、関西方面への進出を目指す中国・九州地方の企業をターゲットにした誘致促進
- ・企業立地促進法に基づく支援策(立地補助、税の軽減等)の活用による企業誘致の促進

(イ) 住宅用地

多様で魅力ある住宅の分譲を促進する。

- ・初期負担の少ない定期借地権付住宅地と土地買取の選択制や、バリアフリー住宅、省エネ住宅等への助成制度の活用による分譲促進
- ・地場工務店の参画を得て、個性を感じさせる設計など大手メーカーにない選択肢により顧客層を拡大し、分譲を促進
- ・立地企業と連携した都市内勤務者向け社宅・住宅の分譲推進
- ・民間ノウハウ・企画力を活かした広告宣伝・イベントでのPRなど民間事業者との共同による住宅分譲の促進、大区画の卸売分譲の検討

エ ひょうご情報公園都市

高速交通基盤を活かし大都市に近接したものづくり・流通関連産業の集積を促進する。

- ・企業ニーズを踏まえ、進出企業の早期操業が可能となるよう粗造成を前倒しするなどオーダーメイド方式による産業用地（E工区）の整備を行うとともに、整備と並行して誘致活動を推進

オ 津名地区(志筑・生穂・佐野地区)

環境立島の理念を活かした環境配慮型企业等の誘致を促進する。

- ・「津名地区エコ企業立地促進制度」を活用した環境貢献・配慮型企業の誘致を推進
- ・企業立地促進法に基づく支援策(立地補助、税の軽減等)の活用による企業誘致の促進

地価変動、競合する工業団地の分譲価格等を踏まえ、地区ごとの付加価値・魅力の高まり等に応じた適正な分譲価格を設定する。また、ターゲットを絞った企業訪問、現地視察会の実施、ホームページ及びメール通信等による効果的なPR活動により、積極的な誘致を行う。

(4) 費用の抑制

オーダーメイド方式による産業用地整備により、造成初期投資を抑制する。

まち全体の水需要に応じた浄水施設の整備や区画道路の見直しなどインフラ等整備計画の見直しにより、経費の節減を図る。

効率的な管理運営や一括民卸により、維持管理経費の削減、PR経費の抑制等を図る。

4 水道用水供給事業

(1) 県水道用水供給事業の継続

不安定水源を持つ市町等に対し、安全・安心な水道用水を広域的・安定的に供給するため、県による水道用水供給事業を継続して実施する。

なお、県内の他の水道用水供給事業者及び水道事業者との統合については、施設の設置場所が離れている等の理由から、施設統廃合等による経費軽減などの統合のメリットが期待できないため、当面現状の事業体制・形態を維持する。

(2) 健全経営の維持

料金収入の確保

市町の水需要の将来見通しを踏まえた給水量に見直すとともに、引き続き料金収入確保のための取組みを推進する。

〔目標：H19=96.7百万 m^3 /年 H25=102.9百万 m^3 /年、H30=106.0百万 m^3 /年〕

ア 安全・安心な水道用水の供給、おいしい水づくり等付加価値の向上により、給水量を確保する。

イ 地下水等の不安定水源に依存する市町に対して県水転換を積極的に働きかけ、給水量を確保する。

費用の抑制

ア 水道管路等の老朽化による修繕・更新等の集中に対応し、中長期的な経営効率性の確保を目的とするアセットマネジメント推進計画の着実な推進を図り、維持更新コストを縮減する。

イ 強化プラスチック防水塗装の採用など工法の改善等により、施設整備のライフサイクルコストの縮減を図る。

ウ 低金利債への借換等により、資金調達コストの軽減を図る。

エ 浄水場の運転管理業務等の閉庁日・夜間全面委託を推進する。

計画給水量及び施設整備計画の見直し

市町の水需要の将来見通しを踏まえた計画給水量に見直し、適正規模の施設整備計画に変更する。変更後の計画は、平成 23 年 4 月から適用する。

項目	現行計画	変更後	増減	備考	
目標年度	平成 27 年度	平成 35 年度			
計画給水量 (m ³ /日)	750,700	480,400	270,300		
受水団体	17 市 6 町 1 企業団	17 市 5 町 1 企業団	1 町	市川町撤退	
施設	水源施設 (箇所)	8	7	1	長池を取り止め
	浄水場 (箇所)	6	5	1	船木を取り止め
	管路延長 (km)	304	316	12	船津小野送水管新設など
全体事業費 (億円)	4,052	3,770	282		
うち今後の事業費	550	268	282		

企業債残高の削減

資金調達コストの軽減を図るため、経営収支等を踏まえ企業債償還計画を見直すとともに、引き続き新規発行を抑制し、企業債残高の削減を図る。

H19 年度末	H25 年度末	H30 年度末
約 990 億円	約 530 億円	約 305 億円

新行革プランと比べ、平成 25 年度末で約 70 億円、平成 30 年度末で約 45 億円縮減

(3) 水道料金の低減化

企業債金利負担の低減、管理経費コスト削減等により、改定時期を 1 年前倒しし、平成 23 年 4 月から水道料金を低減する (平均供給単価 20 円/m³引下げ、現行：152 円/m³ 132 円/m³)。

(4) 災害に強い施設整備・危機管理対策の実施

地震対策としての水道管・水管橋の耐震補強工事や水害対策として浄水場での浸水防止擁壁工事等災害に強い施設整備を推進するとともに、新型インフルエンザ等に対する危機管理対策を推進する。

(5) アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新

- ・施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応するため、アセットマネジメント推進計画に基づき、施設事故のリスクを軽減して安定的な水の供給を維持するとともに、効率的かつ計画的な施設の修繕・更新を行う。
- ・各施設の劣化傾向を把握する点検・診断方法やデータベースの整備に取り組むなど、本計画の持続的・着実な遂行に向けたフォローアップを実施する。
- ・更新費用の財源確保を図るため、建設改良積立金を創設する。

(参考) アセットマネジメント推進計画

計画期間	平成21年度～平成60年度	
計画内容	施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用事業収支を考慮した更新時期の平準化計画の継続的な推進とフォローアップ	
対象施設	管路施設	延長：259km 口径：150～1,500mm
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備、薬品注入設備等
	土木・建築施設	5 浄水場系の沈砂池、浄水池、管理本館等
対象施設の使用目標年数	管路施設	ダクタイル管 60年～100年、鋼管 50年～70年
	電気・機械設備	電気設備 9年～32年、機械設備 15年～34年
	土木・建築施設	土木施設 70～100年、建築施設 60～80年
費用総額	40年間で約2,100億円 (年平均約53億円)	

5 工業用水道事業

(1) 健全経営の維持

料金収入の確保

ア 受水企業との契約水量の減少等を踏まえた給水量に見直す。

〔目標：H19=250.7 百万 m^3 /年 H25=240.5 百万 m^3 /年、H30=246.0 百万 m^3 /年〕

イ 受水企業への増量要請や企業訪問等による新規水需要の開拓など、引き続き料金収入確保のための取組みを推進する。〔H30=246.0 百万 m^3 /年のうち新規需要開拓 15.5 百万 m^3 /年〕

費用の抑制

ア 工水管路等の老朽化による修繕・更新等の集中に対応し、中長期的な経営効率性の確保を目的とするアセットマネジメント推進計画の着実な推進を図り、維持更新コストを縮減する。

イ 低金利債への借換等により、資金調達コストの軽減を図る。

ウ 市川、揖保川工水連絡管の整備工事の繰延など、水需要に対応した施設整備の見直しを行う。

企業債残高の削減

企業債の計画的償還、新規発行の抑制により、企業債残高の削減を図る。

平成 19 年度末	平成 25 年度末	平成 30 年度末
約 160 億円	約 100 億円	約 85 億円

(2) 災害に強い施設整備

地震対策としての工水管・水管橋の耐震補強工事や水害対策としてポンプ場での浸水防止擁壁工事等災害に強い施設整備を推進する。

(3) アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新

- ・施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応するため、アセットマネジメント推進計画に基づき、施設事故のリスクを軽減して安定的な水の供給を維持するとともに、効率的かつ計画的な施設の修繕・更新を行う。
- ・各施設の劣化傾向を把握する点検・診断方法やデータベースの整備に取り組むなど、本計画の持続的・着実な遂行に向けたフォローアップを実施する。

(参考) アセットマネジメント推進計画

計画期間	平成21年度～平成60年度	
計画内容	施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用事業収支を考慮した更新時期の平準化計画の継続的な推進とフォローアップ	
対象施設	管路施設	延長：150km 口径：100～1,800mm
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備等
	土木・建築施設	3ポンプ所系の沈砂池、管理本館等
対象施設の使用目標年数	管路施設	ダクタイル管 60年～100年、鋼管 50年～70年
	電気・機械設備	電気設備 9年～32年、機械設備 15年～34年
	土木・建築施設	土木施設 70～100年、建築施設 60～80年
費用総額	40年間で約1,200億円（年平均約30億円）	

6 組織・人員等の見直し

各事業の進捗状況等を踏まえ、所期の設置目的を達成した組織は廃止・統合するなど、業務量等に応じた簡素で効率的な組織体制を構築する。

前期 (H20～H22実績)	中期 (H23～H25)	後期 (H26～H30)	期間計 (H20～H30)
約 15%	5%	10%	30%

7 地方独立行政法人化等の検討

地方独立行政法人化については、対象事業が水道事業等に限定されていることや起債発行に制約があること、同法人制度が持つ評価すべき取組みは公営企業でも既に導入済み又は導入可能であること等から、コストをかけて法人化するメリットがないため当面行わず、料金収入確保や費用抑制等の取組みを進め、健全経営を維持する。

(参考)

1 経費削減効果の目標(平成20～25年度)

[工事費減に伴うコスト縮減額精査、実績等による資金調達コスト軽減額精査]

項目	内容	効果額(億円)
組織・定員の見直し	・職員定数の削減 20%	19
事業の見直し	・播磨科学公園都市の水道施設工事の繰延 ・大川瀬導水路の整備工事の繰延 ・市川、揖保川工水連絡管の整備工事の繰延 ほか	81
工事コストの縮減	・「公共事業コスト縮減のためのガイドライン」によるコスト縮減 ・入札方法の改善	12
資金調達コストの軽減	・借換、繰上償還に伴う支払利息の削減	34
事務経費の見直し	・管理経費の削減(30%(H20))、PR経費の抑制 ほか	20
合 計		166

平成26年度以降の目標については、次期総合経営計画(平成26年度～)において設定予定

2 事業別財務状況の見込み

(1) 地域整備事業

ア 経営収支見込み

(前提)・分譲率：平成30年度末90%目途
 ・分譲単価：最近の処分単価を基に算定
 ・借入金利：年2.5～3.0%

(単位：億円)

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
収益的収支	収入 (うち分割による未収額等)	66 (12)	127 (11)	87 (15)	81 (12)	96 (28)	84 (4)	138 (16)	117 (16)	111 (16)	115 (14)	59 (12)
	支出 (うち土地売却原価等)	63 (51)	118 (106)	83 (68)	79 (66)	93 (81)	77 (67)	136 (125)	115 (102)	108 (95)	109 (98)	53 (42)
	当期損益	3	9	4	2	3	7	2	2	3	6	6
資本的収支	収入	316	93	69	62	47	91	41	93	89	38	177
	支出 (うち企業債償還金)	403 (259)	225 (139)	154 (70)	196 (104)	124 (70)	219 (148)	192 (144)	150 (93)	182 (127)	117 (61)	271 (212)
	差引	87	132	85	134	77	128	151	57	93	79	94
過年度分割未収額回収	18	14	14	53	20	17	25	15	10	12	24	
資金残高	177	163	149	124	123	82	67	113	112	135	101	
= 前年度資金残高 - + + + +												
企業債残高	1,155	1,103	1,099	1,037	995	923	810	804	767	743	708	

イ 貸借対照表の見込み

(単位：億円)

平成25年度末	
資産の部	負債の部
1 固定資産 924	4 固定負債 93
(1)有形固定資産等 258	(1)長期未払金等 93
(2)投資等 666	5 流動負債 25
2 未成事業資産 929	(1)預り金等 25
3 流動資産 117	負債の部 計 118
	資本の部
	6 資本金 1,633
	(1)自己資本金 290
	(2)借入資本金 1,343
	(うち企業債 923)
	7 剰余金 219
	(1)資本剰余金 10
	(2)利益剰余金 209
	資本の部 計 1,852
資産の部 合計 1,970	負債・資本の部 合計 1,970

(単位：億円)

平成30年度末	
資産の部	負債の部
1 固定資産 872	4 固定負債 63
(1)有形固定資産等 236	(1)長期未払金等 63
(2)投資等 636	5 流動負債 34
2 未成事業資産 708	(1)預り金等 34
3 流動資産 150	負債の部 計 97
	資本の部
	6 資本金 1,439
	(1)自己資本金 310
	(2)借入資本金 1,129
	(うち企業債 708)
	7 剰余金 194
	(1)資本剰余金 10
	(2)利益剰余金 184
	資本の部 計 1,633
資産の部 合計 1,730	負債・資本の部 合計 1,730

(2) 水道用水供給事業
ア 経営収支見込み

(前提)
・給水量：H20～23＝協定水量
H24～＝H22実施水需要調査を基に算定

(単位：億円)

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収益的収支	収 入	154	153	156	139	140	140	140	140	140	140
	支 出	135	138	141	127	128	128	129	129	128	126
	(うち減価償却費等)	(67)	(72)	(77)	(60)	(63)	(64)	(69)	(69)	(69)	(68)
	当期損益	19	15	15	12	12	12	11	11	12	14
資本的収支	収 入	173	42	9	2	5	0	7	12	17	31
	支 出	249	122	99	93	92	81	97	95	95	101
	(うち企業債償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)
	差 引	76	80	90	91	87	81	90	83	78	70
資金残高	97	104	106	87	75	70	60	57	60	72	
= 前年度資金残高+ + +											
企業債残高	915	833	753	675	601	530	467	414	369	335	305

イ 貸借対照表の見込み

(単位：億円)

平成 25 年度末			
資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	2,252	3 固定負債	43
(1)有形固定資産等	2,252	(1)引当金等	43
		負債の部 計	43
2 流動資産	110	資 本 の 部	
		4 資本金	1,505
		(1)自己資本金	975
		(2)借入資本金	530
		(うち企業債)	530)
		5 剰余金	814
		(1)資本剰余金	764
		(2)利益剰余金	50
		資本の部 計	2,319
資産の部 合計	2,362	負債・資本の部 合計	2,362

(単位：億円)

平成 30 年度末			
資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	2,140	3 固定負債	45
(1)有形固定資産等	2,140	(1)引当金等	45
		負債の部 計	45
2 流動資産	136	資 本 の 部	
		4 資本金	1,324
		(1)自己資本金	1,019
		(2)借入資本金	305
		(うち企業債)	305)
		5 剰余金	907
		(1)資本剰余金	791
		(2)利益剰余金	116
		資本の部 計	2,231
資産の部 合計	2,276	負債・資本の部 合計	2,276

(3) 工業用水道供給事業
ア 経営収支見込み

(前提)
・給水量：H22 契約水量を基に算定

(単位：億円)

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収益的収支	収 入	37	33	33	33	33	33	34	34	34	34
	支 出	29	27	28	29	28	27	27	27	27	27
	(うち減価償却費等)	(14)	(13)	(12)	(13)	(13)	(12)	(12)	(13)	(13)	(12)
	当期損益	8	6	5	4	5	6	7	7	7	7
資本的収支	収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出	23	24	20	19	16	11	11	17	12	8
	(うち企業債償還金)	(12)	(14)	(12)	(10)	(7)	(5)	(4)	(4)	(3)	(3)
	差 引	23	24	20	19	16	11	11	17	12	8
	資金残高	29	24	21	19	21	28	36	39	47	58
	= 前年度資金残高+ + +										
	企業債残高	150	136	124	114	107	102	98	94	91	88

イ 貸借対照表の見込み

(単位：億円)

平成 25 年度末	
資 産 の 部	負 債 の 部
1 固定資産 556	3 固定負債 45
(1)有形固定資産等 556	(1)引当金等 45
	負債の部 計 45
2 流動資産 73	資 本 の 部
	4 資本金 326
	(1)自己資本金 172
	(2)借入資本金 154
	(うち企業債 102)
	5 剰余金 258
	(1)資本剰余金 252
	(2)利益剰余金 6
	資本の部 計 584
資産の部 合計 629	負債・資本の部 合計 629

(単位：億円)

平成 30 年度末	
資 産 の 部	負 債 の 部
1 固定資産 536	3 固定負債 47
(1)有形固定資産等 536	(1)引当金等 47
	負債の部 計 47
2 流動資産 106	資 本 の 部
	4 資本金 321
	(1)自己資本金 189
	(2)借入資本金 132
	(うち企業債 85)
	5 剰余金 274
	(1)資本剰余金 252
	(2)利益剰余金 22
	資本の部 計 595
資産の部 合計 642	負債・資本の部 合計 642

(4) 電気事業
ア 経営収支

(単位：百万円)

区 分		H20年度	H21年度	H22年度～
収益的 収支	収 入	263	380	-
	支 出	260	455	-
	(うち減価償却費等)	(64)	(243)	-
	当期損益	3	75	-
資本的 収支	収 入	0	477	-
	支 出	53	327	-
	(うち企業債償還金)	(42)	(321)	-
	差 引	53	150	-
	資金残高	1,227	1,545	-
= 前年度資金残高+ + +				
	企業債残高	321	0	-

イ 貸借対照表

(単位：百万円)

平成 21 年度末			
資 産 の 部		負 債 の 部	
1	固定資産	1	3
	(1)有形固定資産等	1	(1)流動負債
			47
			(1)未払金等
			47
2	流動資産	1,592	負債の部 計
			47
			資 本 の 部
			4
			資本金
			1,620
			(1)自己資本金
			1,620
			5
			剰余金
			74
			(1)資本剰余金
			1
			(2)欠損金
			75
			資本の部 計
			1,546
	資産の部 合計	1,593	負債・資本の部合計
			1,593

残余資産及び負債は、資産運用事業会計へ引継ぎ

〔改革の基本方向〕

県立病院は高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、地域医療の確保も行う。

そのため、診療機能の高度化・効率化や自立した経営の確保を図るための経営改革の推進等の取り組みについて、毎年度、進捗状況を点検し、その結果を公表するなど、適切にフォローアップしつつ、病院構造改革の一層の推進を行う。

また、総合リハビリテーションセンター中央病院及び西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院を病院事業に移管し、他の県立病院との連携を推進することにより、経営基盤の強化を図るとともに、より一層質の高い医療を提供する。

1 県立病院の果たすべき役割

(1) 高度専門・特殊医療を中心とした政策医療の提供

全県や二次医療圏域における拠点的病院として高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供する。

(2) 他に中核となる医療機関がない地域における地域医療の確保

県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、他の医療機関と連携して、地域医療の確保も行う。

2 病院構造改革の基本方針

(1) 「病院構造改革推進方策(改訂版)」と「県立病院改革プラン」の推進

県立病院を取り巻く環境の変化やこれまでの取り組みの結果明らかになった課題を踏まえ策定した「病院構造改革推進方策(改訂版)」(平成 21 年 1 月)並びに「県立病院改革プラン」(平成 21 年 5 月)に基づき、毎年度、実施計画を定める。

なお、その進捗状況については、医療関係者、学識経験者、住民代表等からなる外部委員会の意見も踏まえたうえで、進捗状況を点検し、その結果を公表するなど、適切にフォローアップしつつ、病院構造改革の一層の推進を図る。

(2) より良質な医療の提供

診療機能の高度化・効率化

医療技術の進歩、疾病構造の変化や医療提供体制の状況等を踏まえ、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を提供するため、診療機能の高度化・効率化を進める。

県立病院の建替整備

診療機能の充実、施設の老朽化や療養環境の向上に対応するため、厳しい経営状況も踏まえながら、建替整備を計画的に推進する。

(3) 自立した経営の確保

経営改革の推進

自立した経営基盤の確立を図るため、より一層の収入の確保及び費用の抑制を行うなど経営改革を推進し、平成 22 年度に病院事業全体での当期純損益の黒字化を図る。

また、平成 23 年度以降も病院事業全体として黒字を維持して経営の安定化を図るとともに、医療機器の整備等の適切な投資を行い、より良質な医療の提供を目指す。

(4) 運営体制・基盤の確立

医師確保対策の推進

県立病院の医師の診療科及び地域における偏在・不足状況を解消し、安定した医療提供体制を確立するため、総合的な医師確保対策を推進する。

定員・給与の見直し

診療機能の高度化、診療報酬改定等に応じた定員の適正配置に努めるとともに、病院運営の一層の効率化を図るため、医療サービスの水準の維持に配慮しつつ、定員・給与の見直しを進める。

病院事業の経営形態のあり方検討

自立した経営基盤の下でより良質な医療を継続して提供するため、当面は地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、地方独立行政法人など本県病院事業に相応しい経営形態のあり方を検討する。

3 具体的な取組内容

(1) 診療機能の高度化・効率化

医療機関の機能分担と地域医療連携のもとで、県立病院に求められる高度専門・特殊医療を提供するため、診療機能の高度化を図り、公立病院、公的病院等との再編・ネットワーク化を図る。

診療機能の高度化

ア 診療機能の充実

(ア) がん医療

- ・全県及び地域がん診療拠点病院並びに兵庫県指定がん診療連携拠点病院としての診療機能を充実する。
- ・粒子線治療や緩和ケア医療等がんの特殊医療を充実する。

(イ) 循環器疾患医療

脳疾患、心疾患の全県及び地域の拠点的病院としての急性期医療機能を充実する。

(ロ) 生活習慣病医療

内分泌・代謝性疾患医療等の全県的拠点機能を充実する。

(ハ) 救急医療

東播磨及び西播磨救急医療圏域における3次救急医療を充実するとともに、新たに西宮病院及び尼崎病院・塚口病院統合新病院に救命救急センターを、建替整備に併せて淡路病院に地域救命救急センターを整備する。

(ニ) 小児救急医療

小児中核病院の拡充等小児3次救急医療を充実する。

(ホ) 周産期医療

総合、地域周産期母子医療センター機能を充実する。

(ヘ) 精神医療

児童・思春期等の精神科専門医療を充実する。

(コ) その他政策医療

神経難病医療、腎疾患医療、感染症医療、災害医療、リハビリテーション医療等を充実する。

イ クリティカルパスの充実等

より一層の効果的かつ効率的な医療提供を図るため、DPC分析ソフトの活用等により、クリティカルパスの充実等を行う。

診療機能の効率化

ア 再編

高度専門・特殊医療をさらに充実し、病院運営の一層の効率化を図るため、統合再編を行う。

- ・ 尼崎病院と塚口病院において、総合的な診療機能を生かし、救急医療、小児医療、周産期医療等の充実を図るため、「尼崎病院と塚口病院の統合再編基本計画」に基づき、統合再編を行う。

イ ネットワーク化

医療資源を有効に活用し、県民に対してより良質な医療を効率的かつ効果的に提供するため、他の医療機関との連携体制を強化する。

- ・ 西宮病院と西宮市立中央病院、芦屋市立病院の役割分担を明確にするため、協議の場を設置するなど、相互の連携を強化する。
- ・ 柏原病院と柏原赤十字病院の連携により、一体的に医療を提供する。

各県立病院の役割を踏まえた診療機能

及び を踏まえた各病院の役割と診療機能の基本的方向は次のとおりである。

病院名	全県機能	2次医療圏域機能
尼崎・塚口病院 (統合再編)	成育医療、小児医療、小児3次救急医療、周産期医療、神経難病医療	3次救急医療、がん医療、心疾患医療、呼吸器医療、感染症医療(2類)、エイズ医療等
西宮病院	腎疾患医療(腎移植等)	3次救急医療、がん医療、脳血管疾患医療、糖尿病医療
加古川医療センター	生活習慣病医療、緩和ケア医療、感染症医療(1類)	3次救急医療、災害医療、感染症医療(2類)、神経難病医療
光風病院	精神科3次救急医療、精神科専門医療(児童・思春期等)	
こども病院	小児医療、小児3次救急医療、周産期医療	
がんセンター	がん医療	
姫路循環器病センター	脳血管疾患医療、心疾患医療	3次救急医療、認知症医療
粒子線医療センター	粒子線医療	
災害医療センター	災害医療、3次(高度救命)救急医療	
総合リハビリテーションセンター 中央病院	リハビリテーション医療	
西播磨総合リハビリテーションセンター 西播磨病院	リハビリテーション医療	認知症医療

淡路病院	他に中核となる医療機関がない地域においては他の医療機関等と連携しながら、地域医療を確保	がん医療、脳血管疾患医療、心疾患医療、3次救急医療、災害医療、周産期医療、小児救急医療等
柏原病院		がん医療、3次的救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療等

平成23年度に、総合リハビリテーションセンター中央病院及び西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院を知事部局から移管(指定管理者:(社福)兵庫県社会福祉事業団)

(2) 県立病院の建替整備

計画的な建替整備

県民に対し良質な医療を提供していくためには、高度専門医療等の医療機能の充実や施設の老朽化、狭隘化等への対応が必要であることから、厳しい経営状況及び一般会計の負担を踏まえつつ、計画的な建替整備を行う。

跡地利用

移転跡地については、厳しい財政状況を踏まえ売却することを基本とする。売却等に当たっては、病院移転に伴う地域医療への影響や地元の意向を踏まえたうえで、必要に応じて医療機関の誘致等に努める。

【平成 30 年度までの整備計画】

病院名	種 別	供用開始	備 考(予定)
淡路病院	移転整備 (洲本市塩屋)	平成 25 年度	平成 22～24 年度 建設工事
尼崎病院・塚口病院	統合再編整備 (尼崎市東灘波町)	平成 26 年度	平成 24～26 年度 建設工事
こども病院	建替整備	平成 29 年度まで (平成 24 年度策定の 基本計画に明示)	平成 23～24 年度 建替整備調査、 基本構想・基本計画
柏原病院	建替整備	平成 30 年度 (着工)	平成 28 年度 基本構想・基本計画

姫路循環器病センター、がんセンターについても、平成 30 年度以降、順次建替を行う。

(3) 医師確保対策の推進

地域や診療科における医師の不足・偏在を解消するため、医師の確保・育成、勤務環境の充実、女性医師への対応など、総合的な医師確保対策を推進する。

医師の確保・育成

ア 県立病院麻酔科医総合研修システム等により、麻酔科医師を独自に養成する。

イ 地域医師修学資金制度や医師修学資金制度の活用により、県立病院の医師の地域、診療科偏在化の改善を図る。

ウ 指導医を養成・確保することにより、若手医師の研修基盤の充実及び医療水準の高度化を図る。

エ 関係大学等との連携を強化するとともに、公募の実施や任期付採用制度を積極的に活用する。

オ 神戸大学と連携した医師育成システム等により、柏原病院における医師確保を図る。

魅力ある環境の整備

ア 医療秘書の設置により、医師の業務負担の軽減を図る。

イ 給与の見直し等による処遇改善を検討する。

女性医師の確保

ア 女性勤務医に対する柔軟な勤務形態を整備する。

イ 女性医師バンクの活用により、女性医師を確保する。

(4) 経営改革の推進

自立した経営基盤の確立を図るため、より一層の収入の確保及び費用の抑制を行うなど経営改革を推進し、平成 22 年度に病院事業全体での当期純損益の黒字化を図る。

また、平成 23 年度以降も病院事業全体として黒字を維持して経営の安定化を目指す。

主要な経営指標について具体的な数値目標を設定し、より実効性及び透明性の高い経営改革を進め、収益の確保を図るとともに、収益に見合った費用への抑制に努める。

ア 収益確保

(ア) 高度専門・特殊医療の充実、医師の確保、地域医療連携の推進等により患者確保を図る。

(イ) 建替整備による診療機能の充実、手術件数の増加、平均在院日数の短縮等により、診療単価の向上を図る。

(ロ) 診療報酬改定に適時的確に対応するとともに、適切な診療報酬請求を推進する。

(ハ) 高度専門・特殊医療等の医療機能を充実させるために、医療機器の整備・施設改修等必要な投資を適切に行う。

イ 費用抑制

(ア) 定員・給与を見直し、職員給与費を抑制する。

(イ) 同種同効の安価材料への統一化等により、診療材料費を抑制する。

(ロ) 後発医薬品の使用拡大、本庁・病院一体による価格交渉の実施等により、薬品費を抑制する。

(ハ) 医療機器保守の県立病院一括契約化等事務改善等により、経費を節減する。

一般会計からの負担金のうち、高度専門・特殊医療及びその他の政策医療の提供に要する経費にかかるものについては、現行水準を基本に、適時適切に見直しを行う。

また、病院の建設整備にかかるものについては、一般会計の財政状況を踏まえ減額調整を行う（後年度精算）。

【病院事業全体の経営見通し】

区 分		H19 年度 (実績)	H21 年度 (実績)	H25 年度 (中間目標)	H30 年度 (目標)	-	-
経営 指標	病床利用率	81.4%	82.4%	84.8%	88.3%	+1.0%	+6.9%
	職員給与費比率	62.5%	57.6%	56.2%	54.9%	4.9%	7.6%
	経常収支比率	95.0%	98.8%	102.1%	102.8%	+3.8%	+7.8%
当期純損益		45 億円	10 億円	+21 億円	+28 億円	+35 億円	+73 億円

職員給与費比率は、総務省地方公営企業決算状況調査の算出方法による

(5) 定員・給与の見直し

自立した経営の実現に向け、職員給与費比率の改善を図る必要があることから、定員及び給与制度の見直しを行う。

医療職員の適正配置

医師等の医療職員については診療機能の高度化、診療報酬基準の改定等に応じた適正配置を行う。

定員の見直し [平成 30 年度までの削減数：約 300 人（正規職員）]

ア 嘱託化、委託化を推進し、医療技術職員（検査、放射線等）の定員の概ね 2 割（対平成 19 年度比）を削減する。

イ 看護業務の嘱託化等の見直しにより、外来部門の看護師定員の概ね 3 割（対平成 19 年度比）を削減する。

ウ 事務職、技能労務職等職員の定員の概ね 3 割（対平成 19 年度比）を削減する。

・ 前期 3 年間の削減実績を含め、中期 3 年間（平成 23～25 年度）の期限までに定員の概ね 2 割を削減する。

給与の見直し

給料月額の見直し等給与の見直しを図る。

4 附帯事業

(1) 看護専門学校事業

県内において、近年、看護師養成学校(3年課程)や看護大学が増加していることなどに伴い、県立病院の新規採用看護師に占める県立看護専門学校卒業生の割合は減少しており、病院事業に従事する看護師を養成するという設置当初の役割が低下しつつあることから、県全体の看護需給の見通しや県全体の看護師養成・確保といった観点も考慮しつつ、見直しを行う。

(2) 東洋医学研究事業

東洋医学研究所、東洋医学研究所附属診療所

東洋医学の研究領域は極めて広範にわたる中で、現行の研究体制のもとでは十分な成果が期待できないこと等を踏まえ、尼崎病院において診療・臨床研究の機能を継承する方向で検討し、現研究所は廃止する。具体的には、尼崎病院と塚口病院の統合再編による新病院の開設にあわせ検討を行う。

東洋医学研究所附属柏原鍼灸院

丹波圏域内において民間の鍼灸院が増加している中で、柏原鍼灸院の患者数が減少していることから、平成22年度限りで廃止する。

5 病院事業の経営形態のあり方検討

自立した経営のもとで県民に対して高度専門・特殊医療等を継続して提供するため、本県病院事業に相応しい経営形態のあり方を引き続き検討する。

(1) 地方独立行政法人制度については、導入事例も少なく実績が十分検証できていないこと等を踏まえ、引き続き検討を行う。

(2) 当面(県立病院改革プランの終期である平成25年度まで)は地方公営企業法の全部適用を維持し、当期純損益の黒字化に向けた経営改善や、診療機能の充実、再編・ネットワーク化を推進するなど病院構造改革に取り組む。

(参考)

1 病院事業全体の経営見通し

区 分		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度	H23年度	H24年度
収益的 収支	指 標						
	病床利用率	81.4	80.3	82.4	83.4	84.4	84.5
	職員給与費比率	62.5	62.1	57.6	56.7	55.9	56.1
	経常収支比率	95.0	95.6	98.8	100.1	102.6	102.6
	収 入						
	収 益(A)	832	841	877	951	985	997
	(うち一般会計繰入金)(B)	(110)	(109)	(113)	(122)	(135)	(139)
支 出							
費 用(C)	877	881	887	950	961	972	
(うち減価償却費等)(D)	(36)	(41)	(32)	(38)	(38)	(39)	
当期純損益(A-C)	45	40	10	+1	+24	+25	
資金収支(E=A-C+D)	9	1	22	39	62	64	
資本的 収支	収 入(F)	189	120	186	218	128	240
	(うち一般会計繰入金)(G)	(0)	(0)	(42)	(42)	(50)	(52)
	(うち一般会計繰入金調整)(H)	(0)	(0)	(0)	(0)	(15)	(12)
	(うち一般会計出資金)(I)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(3)
	(うち一般会計借入金)(J)	(10)	(9)	(1)	(2)	(0)	(0)
	支 出(K)	199	130	212	245	171	282
	(うち一般会計借入金返済)(L)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
差引(資金収支)(M=F-K)	10	10	26	27	43	42	
一般会計負担額の合計(B+G+H+I+J+L)	120	118	156	168	172	182	
退職手当債の発行(N)	13	13	14	0	0	0	
退職手当債の償還(O)	0	3	5	8	8	8	
総資金収支(P=E+M+N+O)	6	1	5	4	11	14	
内部留保資金残高(Q=P+Q[前年度])	5	6	11	15	26	40	

収益的収支は、建替整備に伴う資産減耗費を除いた額で記載(平成21、22、25、26、29年度)。指標はリハビ
資本的収支の一般会計繰入金については、一般会計の収支状況を勘案して減額調整(後年度精算)。

2 各県立病院の経営目標

区 分		尼崎・塚口			西 宮	加 古 川	淡 路	
		尼崎	塚口	合計				
指 標	病床利用率	H21 (A)	92.9	68.4	83.7	88.9	81.4	89.3
		H25 (B)	92.0	73.0	84.9	91.0	88.7	81.9
		H30 (C)	-	-	93.0	91.0	88.7	89.0
		差引(B-A)	0.9	+4.6	+1.2	+2.1	+7.3	7.4
		差引(C-A)	-	-	+9.3	+2.1	+7.3	0.3
	職員給与費比率	H21 (A)	47.3	68.1	52.9	57.3	67.9	65.3
		H25 (B)	49.9	65.1	54.1	56.6	54.9	66.3
		H30 (C)	-	-	54.6	57.2	55.8	59.2
		差引(B-A)	+2.6	3.0	+1.2	0.7	13.0	+1.0
		差引(C-A)	-	-	+1.7	0.1	12.1	6.1
	経常収支比率	H21 (A)	104.4	90.6	100.2	98.1	90.8	100.6
		H25 (B)	106.1	99.6	104.2	104.9	100.0	98.0
		H30 (C)	-	-	102.5	104.6	101.7	102.0
		差引(B-A)	+1.7	+9.0	+4.0	+6.8	+9.2	2.6
		差引(C-A)	-	-	+2.3	+6.5	+10.9	+1.4
当期純損益	H21 (A)	+6	5	+1	2	6	0	
	H25 (B)	+9	0	+9	+5	+0	2	
	H30 (C)	-	-	+6	+4	+2	+2	
	差引(B-A)	+3	+5	+8	+7	+6	2	
	差引(C-A)	-	-	+5	+6	+8	+2	

(単位：%、億円)

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
84.8	85.0	87.8	88.3	87.6	88.3
56.2	56.6	55.7	55.2	55.6	54.9
102.1	101.6	102.8	102.6	102.2	102.8
1,005	998	1,052	1,057	1,051	1,060
(141)	(141)	(145)	(145)	(145)	(145)
984	983	1,023	1,030	1,029	1,032
(39)	(42)	(49)	(49)	(48)	(50)
+21	+15	+29	+27	+22	+28
60	57	78	76	70	78
222	252	133	132	109	73
(50)	(67)	(55)	(61)	(60)	(52)
(13)	(57)	(36)	(32)	(28)	(40)
(47)	(71)	(0)	(0)	(0)	(0)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
264	349	171	208	179	151
(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
42	97	38	76	70	78
225	222	164	174	176	156
0	0	0	0	0	0
5	3	0	0	0	0
13	43	40	0	0	0
53	10	50	50	50	50

リテーション病院を除く。

(単位：%、億円)

光風	柏原	こども	がん	姫路	粒子線	災害	合計
71.6	61.3	89.6	87.3	69.4	81.3	87.8	82.4
74.6	85.6	91.0	88.8	76.1	90.0	89.0	84.8
79.5	85.6	91.0	92.0	76.1	92.2	89.0	88.3
+3.0	+24.3	+1.4	+1.5	+6.7	+8.7	+1.2	+2.4
+7.9	+24.3	+1.4	+4.7	+6.7	+10.9	+1.2	+5.9
116.0	96.4	65.5	47.4	43.8	21.8	58.3	57.6
101.7	77.7	64.3	47.6	44.0	19.9	57.7	56.2
91.0	72.0	63.0	46.2	43.7	20.4	57.9	54.9
14.3	18.7	1.2	+0.2	+0.2	1.9	0.6	1.4
25.0	24.4	2.5	1.2	0.1	1.4	0.4	2.7
92.3	72.6	102.8	102.4	103.9	98.7	101.2	98.8
98.5	84.6	104.9	104.3	104.7	104.9	100.0	102.1
105.7	91.4	102.8	105.1	104.2	104.0	100.0	102.8
+6.2	+12.0	+2.1	+1.9	+0.8	+6.2	1.2	+3.3
+13.4	+18.8	+0.0	+2.7	+0.3	+5.3	1.2	+4.0
3	10	+3	+3	+4	0	0	10
1	6	+5	+5	+5	+1	0	+21
+2	3	+3	+6	+5	+1	0	+28
+2	+4	+2	+2	+1	+1	0	+31
+5	+7	0	+3	+1	+1	0	+38

〔改革の基本方向〕

社会経済情勢の変化や公社等経営評価委員会からの提言等を踏まえ、公社等のあり方の検証、担うべき行政サービスや事業の見直しなどさらなる改革を進める。

公益法人制度改革を踏まえ公益社団・財団法人への移行を推進する。

運営の効率化や経営改善を徹底するとともに運営の透明性の向上を図る。

1 基本方針

従来は公共の対象領域であった分野にも民間事業者の参入が進むなど、公社等を巡る環境も大きく変化していることから、引き続き、公社等が担う行政サービスの必要性を絶えず検証し、団体の統廃合や経営改善の促進、県の財政支出・人的支援の見直しを図る。

(見直しの基準)

1. 社会経済情勢の変化、設置目的の達成、事業実施期間の満了等により、存在意義が乏しくなった団体は廃止する。
2. 設置目的が民間や他団体と類似・関連しており、統合により効率的・効果的な運営が期待できる団体は統合する。
3. 主要事業の採算性や需要が低下し、今後も回復が見込まれない団体等は、経営方針を転換し、事業や体制の抜本の見直しを行う。
4. 一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当な団体は、県の財政的・人的支援を可能な限り抑制し、経営の自立化を図る。
5. 公社等を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体が果たすべき役割に立ち返って、事業の重点化、執行体制の見直しを図る。この場合、県から公社等への事業委託等の見直しを併せて行う。
6. 地方財政健全化法の将来負担比率に、土地開発公社・地方道路公社等の負債の額及び第3セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した実質負担見込額が算入されることを踏まえ、これまで以上に県行政の実施機関の面からの運営の合理化・効率化を促進する。

2 取組内容

(1) 社会経済情勢の変化等を踏まえた改革の推進

県関与の見直し

・(財)兵庫県勤労福祉協会

憩の宿事業について民間宿泊施設の充実などを踏まえ、協会の公益事業と切り離し、中小企業の福利厚生施設としての機能を維持しながら、労使団体等を中心に新しく設立される法人に円滑に経営を移管する。

・(財)兵庫県職員互助会、(財)兵庫県学校厚生会

福利厚生団体を巡る状況の変化を踏まえ県負担金を廃止する。

・新西宮ヨットハーバー(株)

放置艇対策の進展や民間マリーナの充実などを踏まえ、民間企業が主体となった経営体制に移行を進めるなど、県関与のあり方を抜本的に見直す。

事業執行体制の見直し

・(財)兵庫県生きがい創造協会

生涯学習等の一体的な推進を図るため、高齢者大学など生涯学習機会の提供やリーダー養成など活動支援を行っている同協会に、県立文化会館等の指定管理を行う。

・(公財)兵庫県青少年本部

いえしま自然体験センターについて、地域特性を活かした質の高い運営が期待できることから、地域住民等を主体とする団体に指定管理業務を委ねる。

- ・(財)兵庫県園芸・公園協会

県立都市公園の管理水準の見直し等に対応するため、施設管理の合理化・効率化を徹底する。

県と市町等の役割分担を踏まえた事業の見直し

- ・(財)兵庫県生きがい創造協会

県民ニーズに対応するため、いなみ野学園における講座の統合など、見直しを行う。

実施事業の意義の明確化

- ・(公財)兵庫県国際交流協会の海外事務所

担うべき役割や事業を検証し、明確化するとともに、経済交流の促進を図る観点からそのあり方を検討し、その事業効果を含め県民にわかりやすく情報発信を行う。

- ・(財)兵庫県芸術文化協会のピッコロ劇団

劇団活動を通じた演劇のすそ野拡大に向けた取組みや劇団の意義を情報発信する。

(2) 公益法人制度改革への対応

実施事業の公益性を明確にし、職員に対する福利厚生事業を実施している(財)兵庫県職員互助会、(財)兵庫県学校厚生会を除き、移行期限である平成25年11月までに公益社団・財団法人への移行を推進する。

時 期	公 社 等
H21.4.1移行済	兵庫県青少年本部
H22.4.1移行済	ひょうご震災記念21世紀研究機構、阪神・淡路大震災復興基金、兵庫県住宅再建共済基金、ひょうご産業活性化センター、兵庫県国際交流協会、ひょうご豊かな海づくり協会
H23年度 移行予定	兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県生きがい創造協会、兵庫県芸術文化協会、兵庫県人権啓発協会、ひょうご科学技術協会
H24年度 移行予定	兵庫県勤労福祉協会
H25年11月まで に移行予定	兵庫丹波の森協会、兵庫県健康財団、計算科学振興財団、兵庫みどり公社、ひょうご環境創造協会、兵庫県営林緑化労働基金、兵庫県園芸・公園協会、兵庫県住宅建築総合センター、兵庫県体育協会

(3) 運営の合理化・効率化

引き続き、団体が担っている県の事務事業等を見直すとともに、事業執行の効率化やOB職員の活用により、県の財政支出及び派遣職員の削減を図る。

また、情報公開の推進、監査体制の強化など、運営の透明性の向上等を図る。

職員数の見直し

ア 県派遣職員の見直し

県派遣職員数については、事務事業・組織の徹底した見直し等により現行派遣職員数の概ね50%の削減を行う。前期3年間(平成20~22年度)の27%に続き、中期(平成23~25年度)に概ね8%、後期(平成26~30年度)に概ね15%の削減に取り組む。

なお、この措置にあわせ概ね20%程度のOB職員の活用により振り替えを行うこととし、公社ごとに求められる知識・技能を精査の上、人件費の合理化や即戦力となる人材確保を図っていく。

イ 公社等プロパー職員の見直し

一般行政部門に類似する業務への従事職員については、退職不補充を基本に、県の一般行政部門に準じ、平成30年度までに概ね30%の職員削減に取り組む。

ただし、公社経営に直結する収益部門等の従事職員については、経営状況を踏まえた適正配置を行う。

区 分	前 期 (H20～H22実績)	中 期 (H23～H25)	後 期 (H26～H30)	期 間 計
県派遣職員	約 27%	8%	15%	50%
プロパー職員	約 2%	3%	5%	10%
うち一般行政類似部門	約 17%	8%	5%	30%

県OB職員の活用：知能・技能等公社ごとの要請に応じて、概ね20%程度のOB職員を活用

(参考) 前期3年間の実績

区 分	H19年度	H22年度(実績)
県派遣職員	598人	437人(26.9%)
プロパー職員	2,115人	2,083人(1.5%)
うち一般行政類似部門	805人	670人(16.8%)
小 計	2,713人	2,520人(7.1%)
県OB職員の活用	108人	149人(+38.0%)
計	2,821人	2,669人(5.4%)

県OB職員は常勤職員を記載。H22 O B職員は対H19比+41人(598人のうちの6.9%)を活用

給与の見直し

ア 役員報酬の見直し

行財政構造改革の趣旨を踏まえ、現行の抑制措置を基本とした検討を行う。

(ア) 理事長等の常勤の役員報酬の見直し

・給与の減額については、防災監の減額措置を基本(給料月額 7%減額、地域手当 2%引下げ、期末手当 3%減額)

・期末手当の役職に応じた加算の減額については1/2減額

・平成22年4月から、給料について、県の再任用職員との均衡を考慮して見直し

[標準給料月額]	(H20.4～)	(H22.4～)
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000円	465,000円
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000円	418,000円
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000円	372,000円

(参考) 役員報酬の見直し状況(年収額ベース)

(単位：万円)

区 分	H14年度まで (A)	H15～17年度	H18～19年度	H20～21年度	H22年度～ (B)	(A)-(B)
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	794	276 (26%)
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	691	228 (25%)
中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	621	223 (26%)

(イ) 非常勤監事

月額報酬を15%減額

[標準給料月額]

240,000円 204,000円

イ プロパー職員の給与の見直し

(ア) 給与制度が県に準拠している団体

- ・引き続き県職員に準じた見直しを実施する。
- ・収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から、必要に応じて見直しを図る。

[参考]

平成20年4月から給料の減額や期末・勤勉手当の減額など、県職員に準じた見直しを実施

(イ) 給与制度が県と異なっている団体

- ・(社福)兵庫県社会福祉事業団、(財)兵庫県勤労福祉協会
独立採算を徹底するなど、自主的な経営基盤を確保する観点から、引き続き見直しを図る。
- ・ひょうご埠頭(株)、(株)夢舞台
各団体の経営状況に応じた見直しを図る。

ウ 毎年度の具体的内容

ア及びイを基本に、社会経済情勢等の変化を踏まえ、毎年度具体的に定める。

組織の見直し

県所管課との間の役割分担を踏まえ、公社等と県所管課の組織体制の効率化を図る。

- ・公社等と所管課の職員の併任方式などの活用((公財)兵庫県青少年本部と青少年課、(財)兵庫県芸術文化協会と芸術文化課など)
- ・管理、事業部門のスリム化

県の財政支出の見直し

ア 財政支出の見直し

県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成30年度の県一般財源は86億円程度となる見込みである。

[県の財政支出の見直し(見込み)]

(単位：百万円)

区分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H25年度 (うち一般財源)	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委託料	43,271 (9,643)	23,960 (6,700)	44.6% (30.5%)	28,100 (8,900)	27,800 (8,600)	42.9% (40.1%)	5,400 (4,600)
補助金	5,393 (4,710)	3,787 (2,790)	29.8% (40.8%)				
基金充当額	5,637	4,252	24.6%	3,500	3,200	43.2%	
計	54,301 (14,353)	31,999 (9,490)	41.1% (33.9%)	31,600 (8,900)	31,000 (8,600)	42.9% (40.1%)	

(参考) 前期3年間の実績

区分	H19年度 (うち一般財源)	H22年度 (うち一般財源)	H22/H19 増減率
委託料	43,271 (9,643)	25,007 (7,004)	42.2% (27.4%)
補助金	5,393 (4,710)	4,040 (3,124)	25.1% (33.7%)
基金充当額	5,637	4,523	19.8%
計	54,301 (14,353)	33,570 (10,128)	38.2% (29.4%)

イ 損失補償等債務額の縮減

地方財政健全化法に基づく県の将来負担比率への影響を低減するため、公社等の経営改善を進め、県の損失補償等債務額の縮減を図る。

〔公社等に係る将来負担額（平成21年度決算）〕

（単位：百万円）

公 社 等	将来負担額	説 明
兵庫県土地開発公社	18,550	負債 - (設立団体からの借入金 + 県債務負担行為予定額 + 国依頼土地価額 + 現金・預金等 + 分譲・賃貸事業用資産等)
兵庫県道路公社	6,406	借入金残高 - (設立団体からの借入金 + 今後見込まれる収支差額 + 道路事業損失補てん引当金 充当可能額)
(社)兵庫みどり公社	31,080 (区分 E)	県が損失補償を付した債務を法人の財務、経営状況を勘案して、以下の5ランクに区分して算入 A：正常償還見込債務 (算入率10%) B：地方団体要関与債務 (算入率30%) C：地方団体要支援債務 (算入率50%) D：地方団体実質管理債務 (算入率70%) E：地方団体実質負担債務 (算入率90%)
兵庫県住宅供給公社	2,805 (区分 A)	
計	58,841	平成21年度決算における将来負担比率(366.4%)への影響は6.8%

運営の透明性の向上等

引き続き、情報公開・情報提供の推進や公認会計士等による外部監査の導入など、運営の透明性の向上及び契約手続等の適正化を指導する。

ア 情報公開の推進

行政改革推進法の趣旨を踏まえ、業務・財務等に関する文書に加え、県からの財政支援・人的支援に係る事項についても、情報公開・情報提供を推進し、透明性の確保に努める。

県においても、これらの事項についてホームページ等において一元的に情報提供を行う。

イ 監査体制の強化

公益法人制度改革を踏まえ、法人が公益目的事業を行うために必要な経理的基礎が備わるよう、収支決算額が10億円以上の団体等について、外部監査を導入する。それ以外の団体についても、監事を公認会計士、税理士又は経理事務に精通した者が務めるなど、監査体制の強化を図る。

ウ 契約手続の適正化

県の入札制度改革を踏まえ、公社等と他の事業者との契約手続について、一般競争入札の適用範囲の拡大等を図り、透明性・競争性の確保と効率的な運営を図る。

3 継続的なフォローアップの強化

社会情勢等の変化、その役割の検証を踏まえ、さらなる見直しに取り組む。また、公社等経営評価委員会により、短期・中期・長期の公社経営の課題等に応じた専門的な助言指導や毎年度の決算を踏まえた点検・評価を行うとともに、毎年度の予算編成等を通じた事務事業や組織体制等の見直し、会計指導を徹底する。

[対象団体] (計 3 3 団体)

1 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する法人 (1 5 団体)

団 体 名	
<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)兵庫県青少年本部 ・ (公財)兵庫県住宅再建共済基金 ・ (公財)ひょうご産業活性化センター ・ (公財)兵庫県国際交流協会 ・ (財)兵庫県営林緑化労働基金 ・ 兵庫県道路公社 ・ 兵庫県住宅供給公社 ・ (財)兵庫県体育協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)阪神・淡路大震災復興基金 ・ (財)ひょうご科学技術協会 ・ (財)兵庫県勤労福祉協会 ・ (社)兵庫みどり公社 ・ 兵庫県土地開発公社 ・ (財)兵庫県住宅建築総合センター ・ (株)夢舞台

2 1 以外で対象とする法人 (1 8 団体)

基 準	団 体 名
1 県の実質的な出資又は出捐の割合が1/3以上の団体 (10 団体)	(財)兵庫県芸術文化協会 (社福)兵庫県社会福祉協議会 (財)兵庫県人権啓発協会 (財)兵庫県健康財団 (社福)兵庫県社会福祉事業団 (財)計算科学振興財団 (財)ひょうご環境創造協会 (財)兵庫県まちづくり技術センター ひょうご埠頭(株) 新西宮ヨットハーバー(株)
2 県の実質的な出資又は出捐の割合が25%以上1/3未満の団体で、県から常勤役員を派遣し、財政支出があるもの (3 団体)	(財)兵庫県生きがい創造協会 (公財)ひょうご豊かな海づくり協会 但馬空港ターミナル(株)
3 県の実質的な出資又は出捐の割合が25%未満の団体で、県からの派遣常勤役員が50%以上かつ県からの派遣職員が5人以上のもの (3 団体)	(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 (財)兵庫丹波の森協会 (財)兵庫県園芸・公園協会
4 県の職員を対象とした福利厚生事業を行う団体 (2 団体)	(財)兵庫県職員互助会 (財)兵庫県学校厚生会
5 地方財政健全化法の将来負担比率の算定基礎となる損失補償債務額等を有するもの	(社)兵庫みどり公社(再掲) 兵庫県土地開発公社(再掲) 兵庫県道路公社(再掲) 兵庫県住宅供給公社(再掲)

ただし、次の団体を除く

ア 県から常勤役職員の派遣も財政支出もない団体

イ 県が団体運営に主導的な役割を果たしていない団体(民間企業が出資割合の過半数を占める特例子会社、指導監督を県警本部長が補助執行している警察関係公益法人等)

[改革の基本方向]

「憩の宿」は、民間宿泊施設の充実など社会経済情勢の変化を踏まえ、他の法人に経営を移管する。

労働相談事業やひょうご仕事と生活センター事業など勤労者福祉施策の充実強化を図り、公益事業に重点化する。

1 取組内容

(1) 「憩の宿」経営の分離

「憩の宿」については、中小企業の福利厚生施設としての機能を維持しながら、民間宿泊施設の充実など社会経済情勢の変化を踏まえ、協会の公益事業と切り離して他の法人に経営を移管する。

移管先の法人としては「憩の宿」の設置当初の目的（勤労者が低廉な価格で利用できる保養休養施設の提供）を踏まえ、労使団体等を中心に新しく設立される法人とし、円滑な経営移管を進める。また移管時期は平成24年度とする。

- ・ 県は新法人への出資は行わない。
- ・ 県は施設を有償（一部）で貸し付ける。
- ・ 必要な修繕は新法人が行う。

城崎大会議館については、民間との役割分担を踏まえて宿泊機能を平成23年度末に廃止する。施設については豊岡市へ移譲等を行う方向で協議・調整を行う。

(2) 勤労者福祉施策の充実強化

政労使の協調と一体的な取組みにより、中小企業勤労者の福祉向上に資する以下の施策を引き続き推進する。

労働相談事業

労使連携による専門的な労働相談の拠点としての機能充実に取り組む。

ひょうご仕事と生活センター事業

「仕事と生活のバランス」を全県的に推進するため、以下の事業に取り組む。

- ・ 啓発・情報発信：ポータルサイトの運営、情報誌の発行、調査研究
- ・ 相談・実践支援：ワンストップ相談、相談員等の派遣、研修企画・実施
- ・ 企業顕彰：「仕事と生活のバランス」について先進的な取組みを実施している企業の表彰
- ・ 企業助成：育児・介護等離職者再雇用助成事業、中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業

中小企業従業員共済事業

ア 勤労者のニーズを踏まえたサービス内容の見直しによる会員の確保に努める。

イ 県内8市が実施している共済事業との連携・協力方策について検討する。

勤労者福祉融資事業

効果的な広報や制度の見直し等を検討する。

調査研究事業

昭和50年代以降の労働運動史に関して、関係者の高齢化が進んでいることから、ヒアリング調査を実施し、編纂事業に取り組む。

ひょうご労働図書館

県内唯一の労働分野の専門図書館として、時代の変化に対応した新しい働き方など勤労者のニーズに応じた情報を迅速かつ的確に提供する。

(3) 県立施設の管理運営の効率化

中央労働センター、姫路労働会館

中央労働センターについて、改修工事に伴い利便性の向上するエントランスホール周辺スペースを活用し、勤労者福祉に資する文化作品展の開催等を充実させるなど、利用率の向上に努めるほか、運営の効率化を図る。

但馬ドーム

指定管理者として但馬ドームの設立趣旨を踏まえた利用率の向上策を実施する。

(4) 公益法人制度改革への対応

平成24年度に憩の宿経営を分離し、業務を公益事業に重点化した上で速やかに公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

県立施設の管理運営の効率化等により、県派遣職員等及び県支出額を縮減する。

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣の約10%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県派遣職員	7人	5人(28.6%)	約70%削減
プロパー職員	56人	43人(23.3%)	約80%削減
小 計	63人	48人(23.8%)	(約80%削減)
県OB職員の活用	3人	4人(+ 33.3%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	66人	52人(21.3%)	(約75%削減)

憩の宿経営の移管に伴う減を含む

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	51 (49)	66 (64)	+ 29.4% (+ 30.6%)	40 (40)	36.5% (34.4%)	100 (0)
補 助 金	12 (12)	144 (24)	+ 1100.0% (+ 100.0%)			
基金充当額	322	316	1.9%	200	37.9%	
計	385 (61)	526 (88)	+ 36.6% (+ 44.3%)	240 (40)	37.7% (34.4%)	

[改革の基本方向]

負担金を廃止する府県が増加している状況を踏まえ、県負担金は平成24年度に廃止する。

なお、職員が安心して、かつ、意欲を持って公務に従事できるよう、地方公務員法第42条の規定に基づく福利厚生事業は県として実施する。

1 取組内容

(1) 平成23年度

負担金充当事業：健康対策事業等に限定

掛金事業・自主事業：職員ニーズに応じ事業を見直し

(2) 平成24年度以降

県負担金が廃止されることから、職員の掛金等で職員ニーズに応じた事業を展開する。

2 県派遣職員等及び県負担金の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

事業の見直しに伴い、事業規模に見合った適正な人員の配置を図る。

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	7人	5人(28.6%)	約60%削減
プ ロ パ ー 職 員	6人	5人(16.7%)	約30%削減
小 計	13人	10人(23.1%)	(約50%削減)
県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)
計	13人	10人(23.1%)	(約50%削減)

(2) 県負担金の見直し

平成22年度当初予算で、負担金等を支出している府県が8団体に止まるなど福利厚生団体をめぐる状況の変化を踏まえ、段階的に縮減を図ってきた県負担金は平成24年度に廃止する。

あわせて、事業者として県が実施する福利厚生事業について検討する。

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度～
掛 金 比 率(対給料月額)	5/1000	5/1000	5/1000	5/1000	5/1000
負担金比率(対給料月額)	2/1000	1.5/1000	1.25/1000	1.0/1000	0.0/1000
掛 金 : 負 担 金 比 率	1 : 0.4	1 : 0.3	1 : 0.25	1 : 0.2	1 : 0.0
負 担 金 額 (百 万 円)	116	82	67	51	0

[改革の基本方向]

負担金を廃止する府県が増加している状況を踏まえ、県負担金は平成24年度に廃止する。

なお、教職員が安心して、かつ、意欲を持って公務に従事できるよう、地方公務員法第42条の規定に基づく福利厚生事業は県として実施する。

1 取組内容

「第3次経営改革中期計画」を策定（平成22年度中）し、以下の見直しを行う。

(1) 平成23年度

負担金充当事業：生涯福祉事業等を見直し

掛金事業・自主事業：教職員ニーズに応じ事業を見直し

(2) 平成24年度以降

県負担金が廃止されることから、教職員の掛金等で教職員ニーズに応じた事業を展開する。

2 県派遣職員等及び県負担金の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について計画的に削減

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県派遣職員	8人	5人(37.5%)	約50%削減
プロパー職員	223人	201人(9.9%)	約30%削減
小 計	231人	206人(10.8%)	(約30%削減)
県OB職員の活用	0人	0人(-)	(-)
計	231人	206人(10.8%)	(約30%削減)

(2) 県負担金の見直し

平成22年度当初予算で、負担金等を支出している府県が8団体に止まるなど福利厚生団体をめぐる状況の変化を踏まえ、段階的に縮減を図ってきた県負担金は平成24年度に廃止する。

あわせて、事業者として県が実施する福利厚生事業について検討する。

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度～
掛金比率(対給料月額)	10/1000	10/1000	10/1000	10/1000	10/1000
負担金比率(対給料月額)	4/1000	3/1000	2/1000	1/1000	0/1000
掛金：負担金比率	1:0.4	1:0.3	1:0.2	1:0.1	1:0.0
負担金額(百万円)	689	484	315	157	0

〔改革の基本方向〕

施設の運営についての県関与のあり方を抜本的に見直すとともに、経営改善の徹底により単年度収支は黒字を維持する。

1 取組内容

(1) 県関与の抜本的見直し

ボートパーク整備による放置艇対策の進展や民間マリーナの充実等を踏まえ、民間企業が主体となった経営体制への移行を進めるなど、県関与のあり方を抜本的に見直す。

(2) 経営改善の徹底

経営改善の徹底

諸手当の見直し等による人件費の縮減や、出資を受けている民間会社等からノウハウの提供を受けること等により、経営改善を徹底する。

艇置数の維持

景気低迷によりプレジャーボート保有数が減少している中でも、平成21年度末における艇置数は維持する。

区 分	H20	H21	H22～30
艇置数(隻)	471	465	465
収容率(%)	67.3	66.4	66.4

県借入金の解消と累積損失の縮減

経営改善を徹底することにより単年度収支は黒字を維持し、累積損失の縮減を進めるなかで、県からの借入金(平成21年度末:848百万円)については平成29年度末解消を図る。

(3) 県施策と連動した水域利用の適正化

不法係留艇の受入など、水域利用の適正化にも努める。

〔今後の収支見通し〕

(単位：百万円)

区 分	H20(類)	H21(類)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備考
収 益	626	611	594	594	594	594	594	594	594	594	594	
費 用	637	605	588	590	589	589	586	547	542	538	533	
当期損益	11	6	6	4	5	5	8	47	52	56	61	
累積損益	2,224	2,218	2,212	2,208	2,203	2,199	2,191	2,143	2,091	2,036	1,975	
県借入金残高	898	848	788	718	638	518	398	268	138	0	0	精査中

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の推移

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	1人	2人(+100.0%)	± 0.0%
プロパー職員	6人	6人(± 0.0%)	± 0.0%
小 計	7人	8人(+14.3%)	(± 0.0%)
県OB職員の活用	1人	0人(皆減)	(± 0.0%)
計	8人	8人(± 0.0%)	(± 0.0%)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位:百万円)

区 分	H19 年度 (うち一般財源)	H23 年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30 年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	27 (0)	21 (0)	22.2% (± 0.0%)	20 (0)	25.9% (-)	0
計	27 (0)	21 (0)	22.2% (± 0.0%)	20 (0)	25.9% (-)	(0)

[改革の基本方向]

平成21年度に改組した趣旨を踏まえ、高齢者に限らずあらゆる世代の県民の学習・生きがい創造ニーズに対応した事業を展開し、全県的な生涯学習全般を積極的に支援する。

文化会館等が担ってきた各地域における生涯学習、芸術文化、地域づくり活動の支援について、高齢者大学などの生涯学習機会の提供やリーダー養成などの活動支援を担う協会において一体的に推進するため、県立文化会館等の運営を同協会に移管する。

1 取組内容

(1) 市町・民間団体等との役割分担を踏まえた学習機会の提供

新たな学習ニーズに応える学習機会の提供

市町・民間団体等との役割分担の明確化を図りながら、県民の学習ニーズに対応するため、いなみ野学園等の講座内容の見直しを行い、受講料の引き下げと合わせ、新たな学習ニーズに応える学習機会を提供する。

- ・受講料と4年制カリキュラムにおける講座内容の見直し
- ・大学院講座と地域活動指導者養成講座の統合

県内高齢者大学全体のレベルアップ支援

- ・高齢者学習研究協議会を活用し、いなみ野学園・阪神シニアカレッジの運営ノウハウを地域高齢者大学（県下5か所）や市町高齢者大学に提供する。

高齢者大学OBの地域づくり活動への参画支援

- ・学習成果を社会に生かす取組みとして、県民交流広場等を舞台に高齢者大学OBが地域づくり活動に参画できるよう、地域活動グループの情報発信やマッチング機能を強化する。

(2) 嬉野台生涯教育センターの充実（指定管理者として管理運営（平成21年4月～））

青少年本部との関係や民間団体等との役割分担も踏まえながら、引き続き、生涯学習全般の支援機能の充実・強化を図る。

生涯学習情報プラザの機能充実（平成21年4月協会へ移管）

- ・県内の学習機関が連携した学習情報の提供・相談の充実
- ・地域づくり活動の核となる人材養成の強化

兵庫教育大学との連携による拠点機能の充実

- ・生涯学習指導者の養成など事業の共同企画・実施
- ・兵庫教育大学と県立教育研修所と共同での学習プログラムの研究開発
- ・大学の学生・教職員の教育・研究活動に必要な機会や場の提供

青少年本部等との連携強化・役割分担

- ・野外活動リーダー等人材養成事業での青少年本部との連携強化や施設の相互利用を促進
- ・青少年本部との関係や民間団体等との役割分担を踏まえた生涯教育事業等の実施

民間団体等の利用促進

- ・中小企業等の研修などへの利用促進

(3) 県立文化会館等の運営移管

文化会館等が担ってきた各地域における生涯学習や地域づくり活動、伝統文化などの芸術文化事業の支援について、高齢者大学などの生涯学習機会の提供やリーダー養成などの活動支援を担う協会において一体的に推進するため、平成23年4月から県立文化会館等の運営を同協会に移管し、地域の拠点としての機能強化を図る。

(4) 公益財団法人への移行

平成23年度に公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣の25%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H21)
県派遣職員	3人	21人(+600.0%)	約30%削減
プロパー職員	9人	8人(11.1%)	約55%削減
小 計	12人	29人(+141.7%)	(約40%削減)
県OB職員の活用	20人	26人(+ 30.0%)	(県派遣の約25%をOB化)
計	32人	55人(+ 71.9%)	(約10%削減)

平成30年度目標：平成21年度の嬉野台生涯教育センター（H20:18人）及び生涯学習プラザ事業（H20:4人）移管後の職員数と比較した目標値

(2) 県支出額の見直し（見込み）

（単位：百万円）

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	5 (1)	195 (178)	+3800.0% (+17700.0%)	400 (300)	+ 67.4% (+ 33.3%)	100 (100)
補 助 金	234 (224)	231 (223)	1.3% (0.4%)			
計	239 (225)	426 (401)	+ 78.2% (+ 78.2%)	400 (300)	+ 67.4% (+ 33.3%)	

[改革の基本方向]

行政と民間の協働による青少年健全育成運動を推進するため、青少年団体やNPO等と連携した多様な青少年活動を推進するとともに、青少年を取り巻く今日的な課題解決に向けた先導的・専門的事業を実施する。

いえしま自然体験センターについて、新たに指定管理者となる地域住民等を主体とする団体等の支援を行う。

「ひょうご出会いサポートセンター」の充実を図る。

1 取組内容

(1) 多様な活動主体と連携した協働事業の推進

青少年活動に必要な資源、ノウハウ等の仲介・調整

「ひょうご若者応援団」を設置し、青少年団体等が必要とする資源や技術、ノウハウ等を提供者との間で仲介するほか、事業の協働を調整する。

また、地方青少年本部と連携し、地域のニーズに応じた事業を地域の様々な実施主体と協働して実施する。

青少年育成活動の担い手の育成

青少年育成活動等の担い手となる人たちの学習と実践の場となっている「こころ豊かなづくり500人委員会」について、各地域500人委員会OB会等の参画を得て実行委員会を設置し、効率的・効果的な地域リーダーの養成を図る。

交流・ネットワークの場の提供

多様な団体、グループ、企業、行政等が必要に応じて結びつき、役割分担や協働を行うことができるよう、「ひょうごユースケアネット推進会議」等、交流・ネットワークの場を提供する。

(2) 先導的な体験学習の推進

子どもの遊び場、若者の居場所づくり活動の支援

「子どもの冒険ひろば」や「若者ゆうゆう広場」などの先導的な取組みの成果を踏まえ、各ひろば間の相互協力やひろばを支える人材の確保など、子どもの遊び場、若者の居場所づくりの活動を支援する。

いえしま自然体験センターの指定管理者の変更及び支援

平成23年度までは引き続き指定管理者として効率的な運営を行う。平成24年度以降は、地域住民等を主体とする団体等を指定管理者とすることとし、その安全かつ円滑な施設運営への支援を行う。

(3) 課題を抱える青少年への専門的な支援

神出学園の管理運営

不登校の青少年等による自らの進路発見への支援を充実するとともに、非常勤講師の活用や維持管理費の見直しにより、業務執行の効率化を図る。

山の学校事業の実施

自然の中での体験活動と共同生活を通じて、たくましく生きる力を培い、自らの進路を拓くことを支援してきたが、在籍者数が低迷していることを踏まえ、3年連続して在籍者数が定員の半以下となる状況が生じた場合には、事業を廃止する。

青少年自立支援プログラムの拡充

ア 神出学園、山の学校で蓄積したノウハウを生かし、学外生に対する青少年自立支援プログラムを拡充する。

イ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく地域協議会（ユースケアネット推進会議）の指定支援機関として中心的役割を担うことから、青少年の自立支援、ひきこもり等の課題に対応する。

(4) 新たな社会問題に即応する先導的事業の推進

インターネット上の有害情報対策の推進

地域、学校、事業者、行政等が一体となり、青少年がインターネットと正しく向き合う方法、有害情報を制限するフィルタリング活用等の普及啓発を図る。

「ひょうご出会いサポートセンター」の充実

このとりの会事業とひょうご出会いサポート事業との一体的運営など、運営の効率化を進めながら、「地域出会いサポートセンター」を新たに県内10地域に設置し、お見合い紹介活動の実施、各種出会いイベントの拡充、職場交流会の本格実施等、実効ある事業を推進する。

(5) 事業の展開を支える組織基盤の充実

専門的人材の確保やスキルアップ、外部人材の登用等により、組織基盤の充実を図る。

円滑な運営と充実した活動の展開のため、企業等から資金を導入するなど、自主財源を拡大する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	46人	40人(13.0%)	約40%削減
プロパー職員	14人	12人(14.3%)	約10%削減
小 計	60人	52人(13.3%)	(約30%削減)
県OB職員の活用	3人	3人(± 0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	63人	55人(12.7%)	(約20%削減)

(2) 県支出額の見直し（見込み）

（単位：百万円）

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委 託 料	314 (314)	200 (200)	36.3% (36.3%)	300 (300)	32.1% (32.1%)	100 (100)
補 助 金	128 (128)	86 (86)	32.8% (32.8%)			
基金充当額	120	236	+96.7%			
計	562 (442)	522 (286)	7.1% (35.3%)	300 (300)	46.6% (32.1%)	

[改革の基本方向]

県立都市公園の管理水準の見直し等に対応するため、施設管理の合理化・効率化を徹底する。

都市公園施設へのネーミングライツの導入、企業広告の獲得に努める。

国営明石海峡公園（淡路地区）の管理受託とあわせ、周辺施設との一体的な運営を推進する。

1 取組内容

(1) 県立都市公園等の管理運営の効率化

施設管理の効率化の徹底

県立都市公園の管理水準の見直し等に対応するため、施設管理の合理化・効率化を徹底する。

[維持管理手法の見直し内容]

ア 管理水準を大幅に引き下げる施設

公園施設毎の利用状況（大会の開催回数等）収支、利用目的等を踏まえながら、特に料金収入又は利用率の著しく低い施設や、樹林地等が大半を占める公園の特定のエリアについて、管理水準を大幅に引き下げる。

また、地元団体等の方がより効率的な管理を行うことができる施設は、地元団体等に管理を委ねる。

(ア) 料金収入又は利用率の低い施設

- ・明石公園：ローンボウルスコート、球技場
- ・播磨中央公園：野球場、テニスコート、球技場、アーチェリー場、バラ園

(イ) 樹林地等が大半を占める公園のエリア

- ・甲山森林公園：樹林地(園路以外)
- ・播磨中央公園：フラワーゾーン
- ・赤穂海浜公園：林内園地、自由広場、四季の広場
- ・淡路島公園：樹林地(ハイウェイオアシスゾーン・交流ゾーン以外)
- ・一庫公園：樹林地
- ・有馬富士公園：樹林地
- ・丹波並木道中央公園：森の聖域ゾーン

イ 管理水準の適正化を図る施設

上記以外の公園については、個別施設の利用状況等を考慮のうえ、管理水準の適正化を図る。

(主な見直し内容)

- ・三木総合防災公園：グランドゴルフ場・芝管理水準の適正化
- ・西猪名公園：球技場管理水準の適正化
- ・舞子公園：芝管理水準の適正化
- ・淡路佐野運動公園：樹木育成、花壇植栽管理水準の適正化
- ・赤穂海浜公園：オートキャンプ場の芝管理水準の適正化

三木総合防災公園の運営

球技場等の利用促進を図るために、施設の設置目的に沿った民間団体等への業務委託を推進する。

フラワーセンターの運営

民間企業等との連携など民間ノウハウの活用やランドスケープの見直しなどを通じた施設の魅力アップ、経営の効率化を図る。なお、施設の老朽化対策も必要なことから、当面、協会の指定管理による運営を継続する。

指定管理の公募化に対応した運営体制の構築

指定管理の公募に対応しながら、引き続き競争力を備えた運営体制の構築を図る。

区 分	公 園 名	
協会を指定管理者に指定	三木総合防災、明石、西猪名、淡路佐野運動、淡路島	
県立施設としては廃止、地元市町が希望するものは移譲	神陵台緑地、明石西、西武庫、北播磨余暇村	
民間のノウハウを活用した運営手法の検討	フラワーセンター	
公 募	H22年度公募実施	一庫、有馬富士、丹波並木道中央
	H23年度公募実施	甲山森林
	条件が整ったものから順次公募	舞子、赤穂海浜、播磨中央

収入確保策の検討

ア 野球場等への企業広告の掲載

野球場等の有料施設に公募により企業広告を掲載し、収入を確保する。

イ ネーミングライツ導入の推進

三木総合防災公園ブルボンビーンズドームに続いて、サッカー場、野球場等への導入を図る。

広報・PRの拡充

公園の持つ四季折々の魅力や自然環境をより多くの県民に知ってもらおうとともに、有料施設等への利用者拡大を図るため、広報・PRの充実を図る。

災害時等救助・救援活動の拠点機能の充実

防災拠点として位置づけられた三木総合防災公園、播磨中央公園、西猪名公園、赤穂海浜公園等については、災害時にその機能が十分に発揮できるよう指定管理者として適切な管理を行う。

住民等の参画による公園づくり

公園の計画、整備、管理運営等への県民の主体的な参画を呼びかける仕組みづくりについて、公園ごとに管理運営協議会を設置し意見を求めるとともに、植栽管理ボランティア、公園案内ボランティア等県民の自発的な取組みを支援する。

(2) 国営明石海峡公園（淡路地区）の管理運営

- ・国営明石海峡公園の管理受託（平成22年6月～）については、集客力の向上をめざし、入園料収入の新たなイベント開催の原資としての活用や、入園料収入の企画割引、開園時間の延長等を管理受託者が自由に行えるよう、引き続き構造改革特区提案等により国に要請していく。
- ・また、淡路夢舞台など周辺施設との連携を図ることにより、北淡路地域の活性化に寄与する。

(3) 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：都市公園の運営体制を見直すことにより、県派遣職員を必要最小限に抑制

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減
給与制度の見直しについても検討

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県派遣職員	25人	12人(52.0%)	約70%削減
プロパー職員	56人	66人(+ 17.9%)	約30%削減
小 計	81人	78人(3.7%)	(約40%削減)
県OB職員の活用	2人	2人(± 0.0%)	(県派遣の約20%をOB化)
計	83人	80人(3.6%)	(約30%削減)

平成21年度に淡路島公園等の旧淡路花博記念事業協会からの移管に伴い、プロパー職員数が増加

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委 託 料	1,646 (1,239)	1,412 (1,312)	14.2% (+ 5.9%)	1,500 (1,400)	12.2% (+ 7.6%)	900 (800)
補 助 金	62 (62)	86 (86)	+ 38.7% (+ 38.7%)			
基金充当額	412	368	10.7%			
計	2,120 (1,301)	1,866 (1,398)	12.0% (+ 7.5%)	1,800 (1,400)	15.1% (+ 7.6%)	

3 収支見直し

協会が9公園を受託した場合、改革効果が平年度化する平成29年度以降は安定運営が可能となる。

(単位：百万円)

区 分	H20(実績)	H21(実績)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収 入	指定管理料	787	778	912	796	796	796	796	796	796	796
	利用料金	271	259	256	265	265	265	265	265	265	265
	補助金	83	86	77	77	77	59	59	59	59	59
	計	1,141	1,123	1,245	1,138	1,138	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
支 出	人件費	565	571	643	643	635	635	635	620	604	597
	その他維持費	575	563	645	538	538	520	520	520	520	520
	計	1,140	1,134	1,288	1,181	1,173	1,155	1,155	1,140	1,124	1,117
収支差	1	11	43	43	35	35	35	20	4	3	19

[改革の基本方向]

県内の中核的民間国際交流組織として、市町国際交流団体や外国人支援団体などのN G Oと協働した先導的事業等を効果的・効率的に推進し、多様性がメリットを生む多文化共生社会の実現をめざす。

母語・日本語教育の支援充実などにより、外国人県民への学習・生活支援事業を強化する。

海外事務所については、県内企業の海外展開や草の根レベルの友好交流の支援など、現地事務所ならではの活動を展開しつつ、経済交流の促進を図る観点からそのあり方を検討し、その実施意義や存在意義、効果等の情報発信に努める。

1 取組内容

(1) 多文化共生社会に向けた外国人県民支援事業の強化

外国人児童生徒への学習支援事業の強化

地域の団体やN G O等との連携をより一層強化し、外国人児童生徒のために各地において、日本語習得や母語学習、教科学習の支援を図り、学習環境の充実を図る。

母語・日本語教育の支援

地域の団体やN G O等との連携強化により、県内各地域で外国人県民のための日本語教室への支援を充実するほか、未設置地域を中心に、新たに日本語教室の開設支援や母語習得支援を実施する。

外国人県民への生活支援事業の強化

県内各地で、市町やN G Oと連携した外国人県民相談を行うほか、ホームページでの多文化生活ガイドを充実させるなど、外国人県民への生活相談や基本的な生活関連情報提供等を強化する。

(2) 国際交流・協力事業の推進

訪日教育旅行の促進

学校交流コーディネーターの設置や県の環境教育、グリーンツーリズム等を活用し、広東省をはじめ、香港、台湾、韓国からの訪日教育旅行を促進する。

外部資金を活用した事業展開

JICA青年研修事業など、外部資金を活用した事業展開を図る。

外国人留学生支援の見直し

民間等の私費奨学金制度が充実している(1,015人 21,559人)ことから、留学生の状況等を勘案し、引き続き協会の奨学金支給人員の縮小を検討する。

(3) 国際交流基盤の効率的な活用

海外事務所について

ア 今後の展開

- ・海外事務所については、事業の必要性を検証しつつ、ニーズを踏まえて県内企業の海外展開や外国企業誘致等の経済交流、観光プロモーションなどの観光振興、草の根レベルの友好交流の支援など、現地事務所ならではの活動を展開しつつ、効率的な運営を行う。

- ・中国・アジアの発展を踏まえ、アジアにおける海外ネットワーク充実の必要性を検討する。

イ 県民への情報発信の強化

海外事務所が担うべき役割や事業を検証し、明確化するとともに、その事業効果を含め、県民にわかりやすく情報発信を行う。

海外移住と文化の交流センターとの連携強化

海外移住と文化の交流センターを活用し、在住外国人が自国文化を発信し地域社会と相互理解を深める取組みをNPOとの協働により実施する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県派遣職員	29人	20人(31.0%)	約50%削減
プロパー職員	10人	1人(90.0%)	皆減
小 計	39人	21人(46.2%)	(約60%削減)
県OB職員の活用	0人	3人(-)	(県派遣の約20%をOB化)
計	39人	24人(38.5%)	(約50%削減)

平成20年度末で淡路夢舞台国際会議場の指定管理が終了

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委託料	611 (611)	286 (286)	53.2% (53.2%)	300	56.8%	300 (200)
補助金	83 (83)	32 (29)	61.4% (65.1%)	(300)	(56.8%)	
基金充当額	318	218	31.4%	200	37.1%	
計	1,012 (694)	536 (315)	47.0% (54.6%)	500 (300)	50.6% (56.8%)	

平成30年度の委託料の減には、淡路夢舞台国際会議場の指定管理の終了に伴う減(183百万円)を含む

[改革の基本方向]

民間文化団体とのネットワーク等を活かし、企業協賛金、個人寄附などの獲得にも努めながら、芸術文化の拠点施設の運営、人材育成、創造・発信、普及・啓発等をより効果的かつ効率的に実施する。

1 取組内容

(1) 芸術文化振興事業の実施

事業の重点化

芸術文化のすそ野の拡大につながる事業や採算ベースにのりにくい芸術文化の振興・普及に資する部門に重点を置いた事業の展開

・「ふれあいの祭典 - 県民文化普及事業」、新進アーティストへの支援事業など多彩な団体とのネットワークの活用

芸術文化団体とのネットワークを活かした効果的・効率的な事業の展開

・ジャンルを越えた伝統文化の団体が一堂に会して開催する「伝統文化体験フェア」
・県内舞台芸術団体と公立文化施設等とのコーディネートを行う「県民芸術劇場」など文化施設との連携

各種文化事業の実施を通じてネットワークを培ってきた施設と連携した事業の展開

・「陶芸美術館」「考古博物館」「県立美術館」「歴史博物館」等の施設や人材を活用し、学習機会や情報を提供する「兵庫県生活文化大学」など

(2) 芸術文化拠点施設の運営

芸術文化センター

ア 経営効率を高めながら、開館記念期間（平成17～19年度）に匹敵する質・量の事業を実施

・芸術監督プロデュースオペラ・コンサート、芸術文化センター管弦楽団定期演奏会など

イ 県立施設として音楽のすそ野の拡大に資する事業を展開

・県内の中学1年生全員に本格的なオーケストラを体験させる「わくわくオーケストラ教室」

・500円で気軽にコンサートを楽しめる「ワンコイン・コンサート」など

ウ 各ホールのネーミングライツを継続し財源と安定的な運営を確保

ピッコロシアター

ア 青少年の自由な創造活動の促進、演劇のすそ野の拡大を目的に、演劇を中心とした鑑賞機会・発表の場の提供、人材育成事業を実施

・中学生向け公演「ピッコロわくわくステージ」

・ピッコロ劇団による学校公演、高校・大学での演劇指導等アウトリーチ活動の充実

・民間企業や自治体職員研修向けプログラムの開発・実施

・ワークショップ、ファミリー向け公演 など

イ 情報発信の強化

劇団の活動を通じた演劇のすそ野拡大に向けた取組みや劇団の意義を情報発信する。

原田の森ギャラリー

県民に鑑賞機会や創作活動の場を提供するため、新たに本館1階をギャラリーとして改修したところであり、造形芸術の活動拠点として、一層の施設利用を図る。東館については当面本館と一体となってギャラリーとしての運営を行い、西館については郷土にゆかりのある作家の作品を展示する場として整備する。

県民会館

運営の効率化を推進し、指定管理の公募の更新にも対応する。

(3) 収入確保対策等の強化

スポンサー事業の拡充、企業協賛金、個人寄附の獲得など、収入確保対策を強化するとともに、経費削減を図る。

企業・団体等からの協賛金の獲得

企業・団体からの協賛金や、個人からの寄附金の獲得を推進する。

経費削減

定型的・一般的な業務（清掃、設備保守等）の外部委託における競争性の確保によるコスト削減など、経費削減を推進する。

(4) 公益財団法人への移行

平成23年度に公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	19人	15人(21.1%)	約50%削減
プロパー職員	70人	59人(15.7%)	約15%削減
小 計	89人	74人(16.9%)	(約20%削減)
県OB職員の活用	4人	7人(+75.0%)	(県派遣の約20%をOB化)
計	93人	81人(12.9%)	(約20%削減)

(2) 県支出額の見直し（見込み）

（単位：百万円）

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	1,405 (1,242)	1,102 (1,068)	21.6% (14.0%)	1,200 (1,100)	17.1% (14.3%)	100 (0)
補 助 金	42 (42)	152 (43)	+261.9% (+ 2.4%)			
基金充当額	1,065	851	20.1%	900	15.5%	
計	2,512 (1,284)	2,105 (1,111)	16.2% (13.5%)	2,100 (1,100)	16.4% (14.3%)	

[改革の基本方向]

震災の教訓と経験を国内外へ発信するとともに、兵庫の地域課題の解決につながる公益性の高い調査研究を推進するなど、県政及び県施策との連携を強化する。

人と防災未来センターについて、国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点としての活用を推進するとともに、県立大学における総合的・体系的に科目が履修できるユニット方式での防災教育を支援する。

こころのケアセンターについて、(財)兵庫県健康財団との連携を図り、広くこころの健康の問題に取り組む。

1 取組内容

(1) 公益性・政策性の高い調査研究の実施

調査研究の重点化

ア 人と防災未来センター及びこころのケアセンターとの連携のもとで、「安全・安心なまちづくり」と「共生社会の実現」を重点研究領域として、県との連携を強化しながら、安全安心にかかる基礎的データの収集、被災地のまちづくりや人口減少社会の課題など、公益性・政策性の高い課題に重点化した調査研究を推進する。

イ 研究の推進にあたっては、国内外の研究機関と連携するとともに、外部資金の導入を図る。

ウ 研究テーマの選定にあたっては、県政及び県施策との連携を強化するため、県の意見と合わせ、外部の視点を取り入れることとし、機構外部の有識者の意見も聴取する。

学術交流センター事業の推進

ア 平成20年度に再編した学術交流センターを拠点に、HUMAP事業、アジア太平洋フォーラム等の実施による国際的な学術交流・人材育成等を引き続き推進する。

イ ひょうご講座について、大学等で社会人講座等が主体的に実施されていることを踏まえ、単独大学によるプログラムは廃止し、複数大学による連携講座に重点化する。

(2) 人と防災未来センターの管理運営

人と防災未来センターの効率的・効果的な運営

指定管理者として効率的運営を図るとともに、実践的な防災研究、災害対策専門人材の育成、国内外の災害発生時の現地支援、ひょうご安全の日推進事業等に取り組む。

また、風水害を中心とした展示の充実、実践的な研修・図上訓練が可能な空間を整備したことを踏まえ、防災情報の発信・人材育成等に引き続き取り組む。

国際的な防災・環境関連機関の拠点としての活用、大学等との連携強化

ア 国際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点としての活用を推進する。

- ・国際防災復興協力機構 (IRP)
- ・国連国際防災戦略 (ISDR) 兵庫事務所
- ・国連人道問題調整事務所 (OCHA)
- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) 等

イ HAT神戸に集積した防災関係機関等の資源を最大限活用するため、人と防災未来センター内に大学の研究室を誘致し、ユニット方式で実施する県立大学の専門的な防災教育への支援を行うとともに、単位互換も視野に入れた授業連携や共同研究、共同セミナーなど関係大学との連携を強化する。

(3) こころのケアセンターの管理運営

・こころのケアに関する実践的研究や研修、トラウマ・PTSD等の専門的な相談・診療等に取り組むとともに、ヒューマンケアカレッジ等の各種講座や音楽療法の普及を推進する。

・(財)兵庫県健康財団との連携を図り、こころの健康の問題に取り組む。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減を検討

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	46人	32人(30.4%)	約40%削減
プ ロ パ ー 職 員	19人	16人(15.8%)	± 0.0%
小 計	65人	48人(26.2%)	(約30%削減)
県OB職員の活用	2人	5人(+150.0%)	(県派遣の約20%をOB化)
計	67人	53人(20.9%)	(約20%削減)

(2) 県支出額等の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	1,287 (686)	804 (540)	37.5% (21.3%)	900 (600)	36.6% (25.5%)	400 (300)
補 助 金	132 (119)	79 (79)	40.2% (33.6%)			
基金充当額	366	227	38.0%			
計	1,785 (805)	1,110 (619)	37.8% (23.1%)	1,100 (600)	38.4% (25.5%)	

3 実施上の留意事項

機構のそれぞれの機能が十分に発揮されるよう、引き続き、県政との連携を強化しながら業務の重点化、効率化等に取り組む。

[改革の基本方向]

「丹波の森構想」に基づく取組みをさらに進めるため、県・篠山市・丹波市や住民と連携しながら、幅広い世代が取り組む多彩な分野の学習、交流、地域づくり等の活動を推進する。

1 取組内容

(1) 地域主体の「丹波の森づくり」の推進

多彩な学習、交流、地域づくり等の推進

よりよい地域づくり、真に豊かな生活の実現に向けた地域の人々の様々な主体的な活動を支援するとともに、「丹波の森づくり」を推進するため、環境、文化、生活など様々な分野の学習、交流、地域づくり等の取組みを行う。

- ・丹波の森大学の開設
- ・ウィーンの森との親善訪問交流
- ・丹波の森研究所の運営
- ・丹波の森国際音楽祭の開催

組織体制等の見直し

「丹波の森構想」評価・検証委員会の提言を踏まえ、住民主体の運営等今後の組織体制等について見直しを行う。

ア 県派遣職員など県の関与の見直し

県との役割分担の再整理、県ＯＢの活用により、県派遣職員を削減

イ 地元自治体、地域団体による自主的運営の強化

- ・住民参画による住民主体の運営体制の整備に向け、恐竜・哺乳類化石等を活かしたまちづくり等の事業を住民・団体の参画のもと実施
- ・地域の創意を活かした効率的な施設運営に向け、生活創造活動支援業務の地域団体への委託等を検討

(2) 「丹波の森づくり」の関連施設の運営

H Pによる都市部への広報の強化など効果的なP Rにより利用率の向上を図るとともに、企業広告掲示や自動販売機の増設など自主財源の確保に向け一層の努力を行う。

丹波の森公苑

「丹波の森づくり」と生活創造活動の推進・支援や自然とのふれあいを一体的に進めるため、「丹波の森づくり」の推進主体である丹波の森協会が引き続き、関連施設の管理運営を担い、効果的・効率的な施設の利用促進と事業推進を行う。

ささやまの森公園

管理運営受託者として、地域住民と連携した地元主体の森づくりを推進する。

丹波年輪の里

クラフト創作活動の促進など丹波年輪の里の特徴的な機能をより発揮するため、丹波の森協会が指定管理者として、丹波の森公苑と一体的な管理運営を行う。

(3) 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：県民局業務との役割分担や事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減
 県OB職員の活用：県派遣職員の約25%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	20人	12人(40.0%)	約50%削減
プ ロ パ ー 職 員	2人	2人(± 0.0%)	± 0.0%
小 計	22人	14人(36.4%)	(約50%削減)
県OB職員の活用	0人	3人(-)	(県派遣の約25%をOB化)
計	22人	17人(22.7%)	(約20%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19 年度 (うち一般財源)	H23 年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30 年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	3 (3)	36 (36)	+1100.0% (+1100.0%)	10 (10)	16.7% (16.7%)	0 (100)
補 助 金	9 (9)	1 (1)	88.9% (88.9%)			
基金充当額	138	188	+ 36.2%	200	+ 44.9%	
計	150 (12)	225 (37)	+ 50.0% (+208.3%)	210 (10)	+ 40.0% (16.7%)	

(5) 公社等

(財)ひょうご情報教育機構

[改革の基本方向]

兵庫県立大学が実施するカーネギーメロン大学と連携した情報セキュリティ教育・研究の充実を支援する。

1 財団の存続

県立大学が実施するダブルディグリー・プログラムが定着するまでの間、財団として存続し、留学生や企業ネットワークを活用した学生募集への協力や、英語力向上対策や奨学制度等による就学支援を行う。

2 財団の移管

ダブルディグリー・プログラムの支援を円滑に行うため、財団の所管を県立大学に移管する。

3 今後の検討課題

ダブルディグリー・プログラムの定着を図るために今後取り組む英語力向上対策や奨学制度等の実施状況を踏まえたうえで、廃止について検討する。

(5) 公社等

(公財)阪神・淡路大震災復興基金

[改革の基本方向]

助成金の支給事務が継続する平成 32 年度まで団体は存続する。

1 取組内容

(1) 復興基金事業の終了

被災者住宅購入支援事業補助、被災者住宅再建支援事業補助など、助成金の支給事務が平成32年度まで継続するため、同年度まで団体は存続する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	3人	0人(皆 減)	皆 減
プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(± 0.0%)	-
小 計	3人	0人(皆 減)	(皆 減)
県OB職員の活用	0人	0人(± 0.0%)	(-)
計	3人	0人(皆 減)	(皆 減)

平成20年度末に独立した事務局は廃止（職員が兼務により財団の事務処理に従事する体制に移行済）

(2) 県支出額の見直し（見込み）

（単位：百万円）

区 分	H19 年度 (うち一般財源)	H23 年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30 年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
基金充当額	664	927	+ 39.6%	10	98.5%	100
計	664 (0)	927 (0)	+ 39.6% (± 0.0%)	10 (0)	98.5% (-)	(0)

(5) 公社等

(公財)兵庫県住宅再建共済基金

[改革の基本方向]

フェニックス共済の加入率の当面目標15%、最終目標50%の達成をめざして、一層の加入促進を図るとともに、財団運営の透明性の確保に努め、効率的・効果的な運営を図る。

新たに創設した家財再建共済制度の一層の普及啓発を図る。

1 取組内容

(1) 「家財再建共済制度」の一層の普及啓発

平成 21 年台風第 9 号災害の被害実態を踏まえ、新たに創設した「家財再建共済制度」の制度周知を図り、あわせて同制度の創設を契機とし「住宅再建共済制度」の一層の加入促進を図る。

(2) 加入促進対策の推進

県民がより加入しやすい制度への定着をめざし、社会経済情勢の変化に応じた制度運営の確保とともに、制度の一層の普及を図る。

多様な広報活動の展開

- ・共済情報や運用状況を周知する広報紙「共済だより」の刊行
- ・フェニックス共済加入促進員による単位自治会等への働きかけ など

郵便局による取次

- ・郵便局のネットワーク（840 局）を生かした加入申込書の取次を実施

他施策連携による加入促進

- ・わが家の耐震改修促進事業（共済加入が要件）
- ・神戸市すまいるネット等と連携した啓発

口コミ活動の展開

- ・既加入者や企業の協力のもとで、口コミ活動を行う「ONE TO ONE 作戦」の展開
- ・住宅・建設関係団体との連携強化による加入促進

マンション関係者の理解促進

- ・マンション共用部分再建共済制度の加入促進、分譲マンション等の共済附帯の推進

(3) 運営の透明性の確保

ホームページでの財団の業務・財務等の公開、制度運営に関する重要事項を審議する評議員会や、給付金積立金の安全・確実な運用を図る資金運用委員会の適切な運営など、県民から信頼される財団運営を行う。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約60%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	10人	6人(40.0%)	皆 減
プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(± 0.0%)	-
小 計	10人	6人(40.0%)	(皆 減)
県OB職員の活用	1人	2人(+100.0%)	(県派遣の約60%をOB化)
計	11人	8人(27.3%)	(約40%削減)

(2) 県支出額の見直し（見込み）

(単位：百万円)

区 分	H19 年度 (うち一般財源)	H23 年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30 年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	99 (55)	133 (44)	+ 34.3% (20.0%)	100 (40)	+ 1.0% (27.3%)	200 (100)
計	99 (55)	133 (44)	+ 34.3% (20.0%)	100 (40)	+ 1.0% (27.3%)	

(5) 公社等

(財)兵庫県人権啓発協会

[改革の基本方向]

県民の人権意識の高揚を図るため、研修事業、啓発事業等を通じて、複雑・多様化する人権問題の解決に努める。

1 取組内容

(1) 人権啓発事業の実施

人権尊重の理念について、県民の理解を一層深めるため、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成13年3月策定)に基づき、人権課題全般にわたる研修・啓発事業に取り組む。

研修・啓発事業の重点化

「人権に関する県民意識調査」(平成20年度)の結果を踏まえ、家庭、学校、地域、職場等に応じ、多様な人権問題を身近な課題と捉え理解できる、効果的な研修・啓発に重点化を図る。

効果的な啓発教材の制作

啓発ビデオ作成事業(自主事業)の強化など、市町の住民学習会、各種研修会で活用される視聴覚教材の制作を強化する。

(2) 人権啓発拠点施設の管理運営

県立のじぎく会館については、今後ともさらなる維持管理経費の効率的執行と利用料金収入の確保に努め、人権啓発の拠点施設としての機能が発揮できるよう、引き続き協会を指定管理者とする。

(3) 公益法人制度改革への対応

平成23年度に公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	9人	7人(22.2%)	約30%削減
プロパー職員	0人	0人(± 0.0%)	-
小 計	9人	7人(22.2%)	(約30%削減)
県OB職員の活用	1人	2人(+100.0%)	(県派遣の約20%をOB化)
計	10人	9人(10.0%)	(約10%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委 託 料	93 (24)	62 (9)	33.3% (62.5%)	100 (60)	29.6% (17.8%)	0 (0)
補 助 金	49 (49)	44 (44)	10.2% (10.2%)			
計	142 (73)	106 (53)	25.4% (27.4%)	100 (60)	29.6% (17.8%)	

[改革の基本方向]

平成20年度から生活習慣病対策として義務化された特定健診・特定保健指導に対応し、高精度で質の高い健診と保健指導を推進するとともに、健診結果に対するフォローアップの充実・強化を図る。

こころのケアセンターと連携し、こころの健康問題への取組みを推進する。

1 取組内容

(1) 健診事業の強化による経営改善

質の高い健診・保健指導に積極的に取り組み、健診事業の拡充・効率化を図り、累積欠損額の解消(平成24年度目標)、減価償却積立金の積立不足の縮減(平成30年度目標75%)等、引き続き経営改善を図る。

施設健診の利用促進

- ・人間ドック利用率：年2%アップ(平成18年度：72% 平成23年度：82%)
さらに閑散期(12~4月)及び繁忙期午後の利用率についても年2%アップ(平成22年度~)
- ・施設集団健診(既契約団体の被扶養者特定健診)の実施
- ・職員全員の訪問渉外活動等を通じた受診者の獲得
- ・胃内視鏡一次検査枠の拡大(土曜新規開設等) 等

出張健診の収支改善

- ・住民総合健診、被扶養者特定健診の新規獲得
- ・1日複数団体の健診実施等、効率的な出張健診の推進
- ・全日健診化など利益率の高い契約への移行、血液等検体検査や車両運行など外部委託契約に係る競争入札の導入
- ・商工会議所・商工会健診の拡大(平成22年度純増目標445件)
- ・既存顧客に対する追加検査の勧奨
- ・血液検査や庁舎管理委託契約の仕様の見直し等による委託費の削減 等

【健診事業に係る収支見込】

(単位：百万円)

区 分		H19	H20(実績)	H21(実績)	H22	H23	H24	H30
事業 収 支	施設健診収入	565	586	601	597	594	594	594
	出張健診収入	1,721	1,806	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
	特定保健指導収入	0	13	16	16	16	16	16
	事業収入計	2,286	2,405	2,397	2,393	2,390	2,390	2,390
	人件費	1,279	1,311	1,293	1,297	1,311	1,321	1,359
	その他健診事業費	978	950	896	878	871	871	871
	支払利息	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却費(A)	176	161	167	160	160	160	160
	事業支出計	2,433	2,422	2,356	2,335	2,342	2,352	2,390
	差 額 (B)	147	17	41	58	48	38	0
(累積欠損額)		202	185	138	80	33	0	0
資 本 的 収 支	資本的収入(借入金)	0	0	0	0	0	0	0
	借入金返済	0	0	0	0	0	0	0
	医療機器等購入	48	77	39	72	32	71	71
	資本的支出計	48	77	39	72	32	71	71
	差 額 (C)	48	77	39	72	32	71	71

積立可能額 (A)+(B)+(C)	19	67	169	146	176	127	89
当期末減価償却積立資産(a)	109	179	312	474	650	777	1,523
減価償却累計額 (b)	1,127	1,257	1,294	1,373	1,453	1,533	2,013
積 立 率 (a/b)	9.7%	14.2%	24.1%	34.5%	44.7%	50.7%	75.7%

(2) 健診結果に対するフォローアップの充実・強化

診療機能の活用や専門医療機関との連携

- ・健康診断後の精密検査やその結果を受けてのフォローを保険医療として実施
- ・継続しての治療行為が必要な場合、専門医療機関を紹介

保健師、管理栄養士、健康運動指導士の活用

- ・宿泊人間ドック受診者への保健指導の継続
- ・事業所等へ出張による健診事後指導

(3) 特定健診・特定保健指導への対応

平成20年度から医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導に対応して、精度の高い健診と質の高い保健指導を実施し、県下の他の健診機関を先導する役割を担う。

- ・「健康増進プログラム」を活用した一人ひとりの健康状態、生活状況に応じた改善指導
- ・被扶養者特定健診の新規獲得（再掲）

(4) 「健康ひょうご21県民運動」等の推進

県民、関係団体、行政が一丸となって健康づくりに取り組む「健康ひょうご21県民運動」の推進団体として、推進体制の効率化を図りながら、引き続き、県民主体の健康づくりを支援するための事業等を展開する。

- ・県民運動推進会議・総合フォーラム、地域会議の開催
- ・県民運動推進員の設置・育成
- ・県民運動の実践活動に対する助成
- ・こころのケアセンターと連携し、こころの健康問題への取組みを推進 など

(5) 健康道場の運営改善

各種広報媒体等を活用したPR強化

- ・ホームページの充実、雑誌等への広告掲載、県広報媒体の活用
- ・フォローアップレター等によるリピーターの確保
- ・日帰り体験コース(平成22年4月～)のPR など

団体（健保組合、共済組合等）を対象とした渉外活動の展開

年未年始営業及び閑散期利用料金の設定

【収支見込】

（単位：人・千円）

区分	H19	H20(実績)	H21(実績)	H22	H23	H24	H30
利用延べ人数	6,009	5,283	4,439	4,705	4,990	5,290	5,290
事業収入	108,893	94,173	79,722	83,618	87,937	92,515	92,515
事業支出	108,893	83,051	74,130	74,330	76,929	79,667	81,957
収支差額	0	11,122	5,592	9,288	11,008	12,848	10,558

(6) 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約30%をOB化

ただし、医師、看護師等医療職員については、法令等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置を行う。

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県派遣職員	13人	9人(30.8%)	約50%削減
プロパー職員	67人	64人(4.5%)	約10%削減
小 計	80人	73人(8.8%)	(約15%削減)
県OB職員の活用	1人	4人(+300.0%)	(県派遣の約30%をOB化)
計	81人	77人(4.9%)	(約10%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委託料	86 (85)	63 (62)	26.7% (27.1%)	200 (200)	19.7% (19.4%)	0 (0)
補助金	163 (163)	92 (91)	43.6% (44.2%)			
基金充当額	0	30	皆 増	0	-	
計	249 (248)	185 (153)	25.7% (38.3%)	200 (200)	19.7% (19.4%)	

[改革の基本方向]

県内の社会福祉に関する活動の振興を図るため、地域福祉の担い手である市町社会福祉協議会、社会福祉施設経営者等を会員とし、広域的な見地に立った地域福祉事業を展開する。

兵庫県福祉センター（平成 22 年 12 月開設）の指定管理者として、福祉活動の啓発・交流の促進、民間福祉団体の活動支援、地域福祉を支える人材育成などの取組みを行う。

1 取組内容

(1) 全県的な地域福祉の推進

市町社協活動の支援の充実

県民に身近な市町社協が取り組むべき先導的・戦略的な取組みの方向性の明示、市町社協地域福祉推進計画の策定への助言など、コンサルティング機能を強化する。

民間福祉事業者への支援の充実

公認会計士等による経営相談の充実、経営計画の策定支援など、事業者ニーズに即した情報提供・技術支援機能を強化する。

民間社会福祉職員の福利厚生事業の充実

資産運用方法の見直し等退職共済年金制度の安全かつ安定的な運営、新メニューの開拓等、満足度の高い互助会事業の展開を図る。

高齢者・障害者権利擁護センターの運営強化

市町社協の生活支援活動の支援強化により、福祉サービス利用者等の権利擁護の徹底を図る。

生活福祉資金制度の適正な運営

低所得者等の有効な生活支援策として、市町等の相談機関と連携し、相談、貸付から償還指導まで生活福祉資金制度の円滑な運営を図る。

また、国制度改正による従来の制度メニューの再編統合(H21.10)を踏まえ、資金ニーズに応じた柔軟な貸付を実施する。

(2) 福祉人材の育成と確保

県内の社会福祉に関する活動を強化するため、市町単位では難しい人材確保等に取り組む。

総合的な福祉人材確保対策の推進

- ・潜在的有資格者登録バンクの設置運営
- ・対象者の拡大、地方開催等による就職説明会の充実
- ・再就労支援等による多様な人材の参入・参画の促進
- ・福祉・介護職への県民理解促進(中学生から団塊世代までを対象とした福祉体験の講座等)

福祉人材のキャリアアップ支援

社会福祉従事者の研修体系を明確化し、施設・職能団体との役割分担のうえ、「介護職員のキャリアアップセミナー」の実施など、社会福祉研修所における研修内容を重点化

(3) ボランティア活動への支援

ボランティアセンターの活動の強化

ひょうごボランティアプラザの全県支援機能の充実を図るため、ボランティア・市民活動支援センター間情報ネットワークの構築など、市町社協ボランティアセンター、市民活動支援センター等との連携を強化する。

ボランティア活動団体等への支援の充実

ボランティアグループ・団体・NPO等の活動を一層促進するため、ボランティア活動基盤強化の効果的な支援策についての調査研究結果も踏まえつつ、ボランティア基金を活用した県民ボランティア活動の裾野の更なる拡大に繋がる支援施策の見直し・充実を図る。また同基金を活用し、市町や市町社会福祉協議会、NPOが行うボランティアへの支援を総合的に実施する。

(4) 兵庫県福祉センターの運営

改修工事を実施している兵庫県福祉センター（平成22年12月開設）について、指定管理者として、福祉活動の啓発・交流の促進、民間福祉団体の活動支援、地域福祉を支える人材育成などの取組みを行う。

なお、現福祉センターは平成22年度に解体し、跡地は当面駐車場として活用する。

(参考) 兵庫県福祉センター概要

所在地 神戸市中央区坂口通2丁目1番
 規模等 延床面積 6,635㎡ RC造、地上6階、地下1階
 主な施設 1階 多目的ホール、福祉人材センター、
 県民福祉サロン（授産品・福祉機器等の展示、販売）
 2階 点字図書館、会議室
 3階 県立知的障害者更生相談所、特別支援教育センター
 4～6階 福祉団体事務室

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県派遣職員	10人	7人(30.0%)	約50%削減
プロパー職員	42人	39人(7.1%)	約10%削減
小計	52人	46人(11.5%)	(約20%削減)
県OB職員の活用	2人	5人(+150.0%)	(県派遣の約20%をOB化)
計	54人	51人(5.5%)	(約15%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委託料	73 (67)	46 (40)	37.0% (40.3%)	400 (300)	17.9% (24.4%)	300 (200)
補助金	414 (330)	293 (216)	29.2% (34.5%)			
基金充当額	209	308	+ 47.4%	300	+ 43.5%	
計	696 (397)	647 (256)	7.0% (35.5%)	700 (300)	+ 0.6% (24.4%)	

[改革の基本方向]

「新経営10か年計画（基本計画）」（平成21～30年度）に基づき、病院については、医師確保等による利用者増や効率的な運営に取り組むことにより黒字経営を目指す。また、障害者施設及び特別養護老人ホーム等自主運営施設についても、利用者本位のサービスの充実に努め、引き続き自主的経営基盤を確保し、安定的な運営を図る。

経営管理を含む組織ガバナンスのさらなる強化を図るため、外部の専門家を交えた「経営戦略会議」等を通じて、運営の効率化、経営改善を推進する。

清水が丘学園について、全県拠点機能を充実するとともに、新たに併設されるこども発達支援センター（仮称）と相互の機能の連携を図る。

1 取組内容

(1) 病院の安定的な運営

経営安定化に向けた取組み

各病院の「経営計画」（平成22～25年度）に基づき、医師確保等の取組みを通じ経営の安定化を図る。

ア 医師確保の取組み

「医師確保対策プロジェクトチーム」により医師確保に向けた検討を行い、大学病院への働きかけ、全国公募の実施等の取組みを実施

イ 病院局との連携強化

病院局に移管される中央病院及び西播磨病院については、引き続き指定管理として受託することから、他の県立病院との連携を推進することにより、経営基盤の強化を図るとともに、より一層質の高い医療を提供する。

総合リハビリテーションセンター中央病院の経営の安定化

医療の質の向上や地域との連携に取り組むとともに、患者確保対策を推進し、安定的な経営を図る。

ア 収入確保対策

・一般病棟部門

急性期病院との連携や地域連携クリティカルパス（ ）を推進するとともに、医療安全対策、リハビリ療法の充実等を進めることにより、今後さらに利用者を拡大し、安定的な経営を図る。

地域の医療機関が治療の際に共有する診療計画表

・小児部門

肢体不自由児に対するリハビリテーション医療のほか、新たな分野である睡眠障害の診断・治療の実施等により、利用者を確保し、安定的な経営を図る。

イ 収支見通し

(単位：%・人/日・百万円)

区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H30年度	
入院(病床利用率)									
一般病棟部門	90.3%	88.1%	85.8%	86.4%	88.0%	89.6%	91.3%	93.0%	
小児部門	-	0.0%	55.0%	66.1%	67.1%	68.1%	69.1%	93.0%	
外来(1日あたり平均患者数)									
一般病棟部門	277.1人	268.3人	248.1人	239.9人	254.4人	268.9人	283.4人	296人	
小児部門	-	26.6人	35.4人	41.3人	42.2人	43.2人	44.1人	50人	
収入	医業収入	3,847	3,869	3,801	3,945	4,051	4,161	4,275	4,446
	入院収入	2,847	2,853	2,816	2,953	3,007	3,060	3,118	3,226
	外来収入	930	961	947	953	1,004	1,063	1,119	1,182
	その他収入	70	55	38	39	40	38	38	38
	医業外収入	18	26	47	12	47	47	47	47
計	3,865	3,895	3,848	3,957	4,098	4,208	4,322	4,493	
支出	人件費	2,132	2,200	2,273	2,234	2,284	2,320	2,358	2,358
	材料費	1,167	1,151	1,125	1,151	1,182	1,206	1,239	1,266
	研究研修費	25	19	25	35	35	35	35	35
	その他経費	773	906	846	929	952	971	996	1,029
	計	4,097	4,276	4,269	4,349	4,453	4,532	4,628	4,688
繰入前の収支	232	381	421	392	355	324	306	195	
指定管理料	リハビリテーション運営損費	203	238	272	256	311	264	269	278
	研修研究費	19	19	17	17	18	17	17	17
	院内保育事業、小児部門運営	4	25	34	69	71	69	69	69
	総合相談室運営費	37	31	31	32	0	32	32	32
	初年度開設損費	0	98	29	0	0	0	0	0
	文書手数料	22	21	20	20	20	18	18	18
計	285	432	403	394	420	400	405	414	
繰入後の収支	53	51	18	2	65	76	99	219	

機器整備等については、治療等に支障を来さないよう老朽化している医療機器を優先的に整備することとし、収支の状況を勘案して別途検討する。

西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院の経営の安定化

外来患者の更なる確保等の経営改善に取り組むことにより、平成21年度に達成した収支の黒字を維持し、安定的な経営を図る。

ア 収入確保対策

- ・認知症など精神科等外来の充実、外来リハビリの本格的実施等
- ・常勤医師の確保による循環器系疾患や合併症患者等に対応できる体制の整備

イ 収支見通し

(単位：%・人/日・百万円)

区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H30年度	
入院(病床利用率)	76.0%	85.1%	87.1%	92.0%	92.3%	92.6%	92.8%	93.0%	
外来(1日あたり平均患者数)									
一般病棟部門	24人	43.1人	50人	46.4人	47.3人	48.2人	49.2人	50人	
収入	医業収入	874	1,064	1,124	1,247	1,253	1,258	1,265	1,270
	入院収入	768	882	924	1,044	1,047	1,050	1,053	1,055
	外来収入	80	142	177	179	181	185	189	192
	その他収入	26	40	23	24	25	23	23	23
	医業外収入	11	6	25	21	36	36	36	36
計	885	1,070	1,149	1,268	1,289	1,294	1,301	1,306	
支出	人件費	685	692	723	782	795	809	823	823
	材料費	95	127	158	175	176	175	176	176
	研究研修費	8	7	14	14	14	14	14	14
	その他経費	350	381	401	442	443	443	445	442
	計	1,138	1,207	1,296	1,413	1,428	1,441	1,458	1,455
繰入前の収支	253	137	147	145	139	147	157	149	
指定管理料	リハビリテーション運営損費	69	98	141	166	201	167	167	167
	研修研究費	8	8	7	7	7	7	7	7
	総合相談室運営費	12	6	5	5	0	5	5	5
	文書手数料	4	5	5	5	5	5	5	5
	計	93	117	158	183	213	184	184	184
繰入後の収支	160	20	11	38	74	37	27	35	

機器整備等については、治療等に支障を来さないよう老朽化している医療機器を優先的に整備することとし、収支の状況を勘案して別途検討する。

(2) その他の県立施設の指定管理の継続

職業能力開発施設の充実強化

「県障害者就労支援計画(H19策定)」の基本目標(H23までに新たに1万人の障害者が一般就労へ移行)の達成に向け、障害者就労支援の中核機関として充実強化を図る。

福祉のまちづくり研究所の充実強化

- ・福祉のまちづくりの研究拠点として、西播磨総合リハビリテーションセンター、但馬長寿の郷とも連携しつつ、企業協力も得た介護機器・用具の展示機能や相談・研修機能の充実強化を図る。
- ・介護・リハビリ研修受講者等から現場ニーズを把握し、研究内容に反映させる。
- ・研究所の先進的な研究成果を介護・リハビリ研修の内容に反映させ、現場の課題解決に活用する。

肢体不自由児療護施設（おおぞらのいえ）の自主運営化

平成 20 年 4 月に開設した「おおぞらのいえ」について、利用者の確保により早期に運営の平準化を図り、行革期間中における自主運営を目指す。

障害者スポーツ交流館・ふれあいスポーツ交流館の充実強化

「県スポーツ振興プログラム（平成 19 年度策定）」に基づき、障害者スポーツの拠点施設として充実強化を図る。

情緒障害児短期治療施設（清水が丘学園）の機能の充実強化

- ・心理治療、生活支援、学校教育の一体的・集中的な支援や外来相談等の体制整備など全県拠点機能の充実を図る。
- ・新たに併設されるこども発達支援センター（仮称）と相互の機能の連携を図る。

(3) 障害者施設及び特別養護老人ホーム等自主運営施設の安定的な運営

障害者施設等（15 施設）の経営の安定化

事業団立化した障害者施設等について、障害者の就労や地域生活支援の拠点機能の強化を図り、障害者の自立支援を推進するとともに、引き続き自主経営基盤を確保し、安定的な経営を図る。

ア 移譲施設の大規模改修、建替時の経費負担

県立施設期間の減価償却費相当分を建替年度に県が一括負担する。

イ 退職手当の経費負担

移譲前の県立施設として勤務した期間相当分について県が負担する。

特別養護老人ホーム（5 施設）の経営の安定化

利用者に対するユニットケア（個別支援）を推進するとともに、地域支援機能を拡充し、安定的な経営を図る。

障害者更生センター（浜坂温泉保養荘）の経営の安定化

障害者等とその家族の保養と健康づくりを目的とした施設であることから、以下の取組みにより安定的な経営を図る。

ア 障害者のリハビリ・健康相談事業等の充実による利用者の拡大

イ 利用促進プロジェクトチーム(平成 21 年度設置)において顧客確保対策等を検討・実施するとともに、中小企業診断士による経営診断に基づく、経営計画(平成 22 年度)に沿った運営の効率化

ウ 業務改善や財務管理による経費削減

(4) 組織ガバナンス上の取組強化

外部の専門家を交えた「経営戦略会議」（平成21年 8 月設置の「経営収支会議」を発展・改組）による経営管理、財務分析等の検討

「自律型組織のあり方検討会」（平成21年10月設置）による外部監査の導入や情報公開の一層の促進など公正で効率的な組織運営のあり方を検討

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

ただし、医師、看護師等医療職員及び社会福祉施設職員については、法令等の配置基準を基本として業務量に応じた適正配置を行う。

区 分	H19 年度	H22 年度(実績)	H30 年度目標 (対 H19)
県派遣職員	28 人	16 人(42.9%)	約60%削減
プロパー職員	884 人	995 人(+ 12.6%)	約10%削減
小 計	912 人	1,011 人(+ 10.9%)	(約15%削減)
県OB 職員の活用	5 人	5 人(± 0.0%)	(県派遣の約10%OB化)
計	917 人	1,016 人(+ 10.8%)	(約10%削減)

運営施設の市からの移管等に伴いプロパー職員が増加

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19 年度 (うち一般財源)	H23 年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30 年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	4,894 (1,875)	1,458 (1,256)	70.2% (33.0%)	1,900 (1,700)	66.7% (36.5%)	500 (500)
補 助 金	805 (801)	554 (550)	31.2% (31.3%)			
基金充当額	0	96	皆 増			
計	5,699 (2,676)	2,108 (1,806)	63.0% (32.5%)	1,900 (1,700)	66.7% (36.5%)	

(5) 公社等

(公財)ひょうご産業活性化センター

[改革の基本方向]

中小企業に対して効果的な支援を行うため、事業の再編、見直しを行いながら、中小企業への総合的な支援、経営革新及び新事業の創出、地域産業の活性化等を推進し、ひょうごの元気創出に取り組む。

設備貸与事業の利用向上や経費節減を図り、貸倒引当金等の積立不足額の解消を図る。

1 取組内容

(1) 事業の再編、見直し

中小企業に対し効果的な支援を行うため、相談、専門家派遣、情報提供など、同種の事業を大括り化し、センター業務を柔軟かつわかりやすく利用できる事業に再編

センターの限られた経営資源の中で、中小企業へのサービスを低下させないよう、市町村の中小企業支援機関（(財)神戸市産業振興財団、(財)尼崎地域・産業活性化機構等）との連携や役割分担、事業の代替実施などにより、中小企業の経営基盤の強化を推進

「経営革新及び新事業創出事業」の見直し

- ・経営革新貸付事業については平成23年度に廃止
- ・新産業創造キャピタル事業による保有株式を平成26年度末に売却完了
- ・ひょうご農商工連携ファンドの組成により、農林漁業者と中小企業者が連携した新商品、新サービス、新生産システムの開発や販路拡大等の取組みを支援

(2) 貸倒引当金等の積立不足額の解消

既貸付金の着実な償還による新規貸付財源の確保

小規模企業者等設備資金貸付等の貸付事業について、今後とも、県からの新たな一般財源負担は原則行わず、適切な貸付審査や債権管理を行い、既貸付金の着実な償還を進めることにより、新規貸付財源を確保する。

- ・事業計画の妥当性や設備投資の効果を踏まえた適切な貸付審査の実施
- ・貸付企業に対する適切な経営指導による適切な債権管理の実施

貸倒引当金等の積立不足額の解消

県からの短期貸付金20億円は、平成21年度に縮減したが、引き続き、設備貸与事業の利用向上、経費節減等に取り組むことにより収支改善を図り、平成23年度に貸倒引当金等の不足額を解消する。

- ・小規模企業者等設備貸与事業等について、制度説明会等において、事業の積極的なPRや成功事例の紹介等を実施し、小規模企業者や成長が見込まれる分野の利用促進を図る。
- ・市場金利に対応した適正な水準の損料率を設定するなど、利用者が利用しやすい条件に配慮し、当事業の損益分岐点である概ね30億円の貸与規模を確保する。

〔収支見通し（設備貸与事業）〕

（単位：百万円）

区 分	H20(実績)	H21(実績)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
収 入	事業収益	2,861	2,747	2,591	2,636	2,687	2,784	2,741	2,758	2,926	3,086	3,163
	その他	176	162	259	164	167	169	171	174	175	176	176
	計 A	3,037	2,909	2,850	2,800	2,854	2,953	2,912	2,932	3,101	3,262	3,339
支 出	事業支出	2,628	2,526	2,437	2,480	2,528	2,619	2,579	2,595	2,753	2,903	2,976
	その他	289	299	253	253	243	243	243	243	243	243	243
	経費節減	0	0	13.5	13.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	計 B	2,917	2,825	2,676.5	2,719.5	2,767.5	2,858.5	2,818.5	2,834.5	2,992.5	3,142.5	3,215.5
収 支 A-B=C	120	84	173.5	80.5	86.5	94.5	93.5	97.5	108.5	119.5	123.5	
貸倒引当金等充当額 D	120	84	173.5	16.5	45.0	36.0	40.0	38.0	24.0	10.0	2.0	
引当金等充当後収支 C-D	0	0	0	64.0	41.5	58.5	53.5	59.5	84.5	109.5	121.5	
貸倒引当金等不足額	437	293	59.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

(3) 中小企業への総合的な支援の推進

「中小企業支援ネットひょうご」における各支援機関の連携体制を強化するなかで、「ビジネスプラザひょうご」等を活用して企業間交流を促進するなど、中小企業への総合的な支援を推進する。

(4) 地域産業の活性化

小規模零細企業の経営基盤強化を図るため、設備資金の無利子貸付、設備貸与等の信用供与事業や商店街への各種支援、下請中小企業への販路拡大支援を行う。

(5) 国内外企業の立地促進

ひょうご・神戸投資サポートセンターを総合窓口として、民間企業情報の収集等を強化し、国内企業・外資系企業・外国企業のさまざまな企業ニーズに即応したワンストップサービスを展開する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	30人	28人(6.7%)	約50%削減
プ ロ パ ー 職 員	15人	12人(20.0%)	約30%削減
小 計	45人	40人(11.1%)	(約40%削減)
県OB職員の活用	2人	3人(+50.0%)	(県派遣の約20%をOB化)
計	47人	43人(8.5%)	(約30%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	2 (2)	1 (1)	50.0% (50.0%)	300	46.1%	200 (200)
補 助 金	555 (529)	345 (324)	37.8% (38.8%)	(300)	(43.5%)	
基金充当額	546	99	81.9%	40	92.7%	
計	1,103 (531)	445 (325)	59.7% (38.8%)	340 (300)	69.2% (43.5%)	

[改革の基本方向]

放射光産業利用を一層促進するとともに、次世代成長分野やものづくり分野の産業技術の高度化について、産学連携による取組みを充実・強化する。

効率的な財産運用を行い、学術研究助成等の自主事業の充実を図るため、基本財産の一部を運用財産化する。

1 取組内容

(1) 放射光産業利用の推進

産業界の放射光利用の促進

- ・ SPring-8、ニュースバル等との連携を図りながら、兵庫県放射光ナノテク研究所及び兵庫県ビームラインを活用した産学官の共同研究プロジェクトや、企業の研究支援、受託分析を行う。
- ・ 優れた成果の創出が期待される中堅・中小企業を掘り起すため、県ビームラインを活用した研究の実施経験がない県内の中堅・中小企業を対象に、試作品開発や実証試験に要する受託研究経費を支援する。

県内企業への普及啓発

産業界における放射光に対する普及啓発を積極的に推進するため、県内企業を中心とした技術者養成や研修会、成果報告会、技術相談等を実施する。

(2) 研究助成事業の見直し

国及び大学等による助成制度の状況も踏まえつつ、助成メニューの重点化を図るとともに、効率的な財産運用を図るため、基本財産の一部を運用財産化する。

(3) 産学連携等の事業運営の充実

科学技術に関する普及・啓発事業の充実

- 一般県民への科学技術理解を促進するため、青少年の理科離れ対策として取り組む。
- ・ 科学技術ミュージアム事業の対象地域を播磨地域から全県への拡大、事業の拡充
- ・ サイエンスカフェの全県展開
- ・ (財)高輝度光科学研究センターとの共催で行うSPring-8産業利用報告会、県ビームライン利用説明会等の機会を通じて、情報発信やPRを積極的に推進する。

播磨地域の産業の技術開発力の育成・強化

姫路を中心とする播磨地域の企業の技術開発力を一層高めるため、地域の関係機関等との連携を一層強化し、企業に対する支援事業の充実を図る。

- ・ 兵庫ものづくり支援センター播磨を活用した共同研究や技術指導の実施
- ・ 「先進的ものづくり研究会」や「播磨ものづくりクラスター協議会」の運営を通じた産学官ネットワークの強化

(4) 先端科学技術支援センターの管理運営

- ・ 期施設（宿泊室・貸会議室）
期施設の運営の成果を踏まえ、指定管理の公募の更新に対応する。
- ・ 期施設（貸研究室、開放型・試験分析室）、期（放射光ナノテク研究所）
高度な研究環境を提供するため、引き続き協会を指定管理者とする。

(5) (財)計算科学振興財団との連携方策の検討

高度計算科学研究支援センター（平成23年度開設）、京速コンピュータ「京」（平成24年度共用開始）の事業展開を勘案しつつ、連携方策を検討する。

- ・ 放射光とシミュレーション技術を融合した新材料の開発等の産学共同研究の企画立案 等

(6) 公益法人制度改革への対応

平成23年度に公益財団法人へ移行する。その際、より効率的な財産運用を図るため、現行の基本財産の一部を運用財産化する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

県OB職員の活用：県派遣職員のうち一定数のOB化も検討

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	10人	7人(30.0%)	約50%削減
プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(-)	-
小 計	10人	7人(30.0%)	(約50%削減)
県OB職員の活用	2人	1人(50.0%)	(± 0.0%)
計	12人	8人(33.3%)	(約40%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委 託 料	357 (332)	157 (153)	56.0% (53.9%)	200 (200)	44.0% (39.8%)	100
計	357 (332)	157 (153)	56.0% (53.9%)	200 (200)	44.0% (39.8%)	(100)

[改革の基本方向]

京速コンピュータ「京」の利活用を促進するため、高度計算科学研究支援センターを開設（平成 23 年度開設）し、国、理化学研究所、大学、産業界等との連携強化を図り、普及啓発や技術支援事業等を推進する。

1 取組内容

(1) 京速コンピュータ「京」の利活用の促進

高度計算科学研究支援センターを開設（平成 23 年度開設）し、国、理化学研究所、大学、産業界等との連携強化を図り、京速コンピュータ「京」の産業利用、シミュレーション技術の普及による産業の活性化を推進する。

京速コンピュータ「京」を中核とした国際的研究・教育拠点の形成

- ・京速コンピュータ「京」の運営組織（HPCI コンソーシアム）への参画を通じた産業利用枠の確保
 - ・京速コンピュータ「京」の活用による先導的な研究成果の産業界への普及
 - ・理化学研究所・県立大学・神戸大学等との連携体制の構築による研究・教育拠点の形成
- 高度シミュレーション技術の普及による産業活性化
- ・産学共同研究や技術支援等による高度シミュレーション技術の産業界への移転
 - ・シミュレーション技術を活用した新材料開発等先進事例の普及啓発
 - ・産業利用の支援拠点となる高度計算科学研究支援センターの整備・運営

(2) 公益財団法人への移行

京速コンピュータ「京」の産業利用やシミュレーション技術の普及による産業活性化の取組みを全国的に展開することとし、平成 25 年度を目途に公益財団法人への移行をめざす。

(参考)

京速コンピュータ「京」の概要

第 3 期科学技術基本計画において位置づけられた「国家基幹技術」の 1 つとして、今後の先端科学技術に欠かせない高精度なシミュレーションに必要となる高い性能と、産業界を含めた幅広い分野で共用できる汎用性を持つ、世界最先端・最高性能の超高速計算機システムを整備する。

京速コンピュータ「京」の運営にあたっては、主要大学等のスパコンを含めた一体的運用を図るため、大学等の計算資源提供機関や計算科学振興財団等の利用機関で構成される HPCI コンソーシアムを設置する。

- ・性能：10ペタフロップス級（1秒間に1京回^{けい} 10^{16} 回の演算性能）
- ・整備主体：独立行政法人理化学研究所
- ・施設整備スケジュール
 - 平成19年度 着工
 - 平成22年度末 一部稼動
 - 平成24年度 共用開始
- ・設置場所：ポートアイランド 2 期地区内（神戸市中央区港島南町 7 丁目）

[改革の基本方向]

税制上の「特定退職金共済団体」として、退職一時金給付事業をはじめとした労働環境の改善事業を引き続き実施する。

1 取組内容

林業労働者の確保・育成を図るため、退職一時金給付事業、林業振動障害特殊健康診断、森林整備担い手対策基金事業、林業労働力確保支援センター事業等を引き続き実施する。

2 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益財団法人へ移行する。

1 昭和49年に神戸税務署から「特定退職金共済団体」の承認を受け、林業労働者・加入事業体（森林組合等）に対し、税制上の優遇措置が認められている。

- ・ 林業労働者：退職金にかかる所得税を免除
- ・ 加入事業体（森林組合等）：掛け金を損金算入

2 当該事業が団体の主たる事業でなくなった場合（総事業費に占める割合が1/2未満）、税制上の優遇措置の承認が取り消される。

(5) 公社等

(公財)ひょうご豊かな海づくり協会

[改革の基本方向]

漁業者の生産活動を促進し本県水産業の発展に寄与するため、栽培資源事業を強化するとともに海洋保全事業を実施する。

1 取組内容

(1) 栽培漁業の推進

平成17年4月に策定された「兵庫県第5次栽培漁業基本計画」に基づき、引き続き栽培漁業センターの管理運営を行う。また、キジハタやアサリ等の新魚種開発を進め、栽培漁業の強化を図るとともに、次期計画の計画見直しに向け、魚種や生産数量等、生産規模の見直しを検討する。

[栽培漁業における役割分担]

国：大回遊種（サワラ、ブリ等の魚種）及び量産技術の確立されていない魚種の技術開発

県：中回遊種（マダイ、ヒラメ等の魚種）の種苗生産

業界：小回遊種（クルマエビ、ガザミ等の魚種）の種苗生産

定着性種（アワビ、サザエ等の魚種）の種苗生産

中・小回遊種、定着性種の間育成と放流

定着性種の種苗生産については、高度な技術を要することから、当面の間、県と水産業界が共同で生産

[参考：兵庫県第5次栽培漁業基本計画]

	H21生産数量（千尾） （実績）	H22生産数量（千尾） （目標）
魚類（マダイ等）	2,659	2,350
甲殻類（ガザミ等）	11,751	15,000
貝類（アワビ等）	530	400

(2) 海洋保全事業

引き続き、海洋不法投棄廃棄物対策、海難防止対策等を実施する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	1人	0人(100.0%)	±0.0%
プロパー職員	17人	16人(5.9%)	約10%削減
小 計	18人	16人(11.1%)	(約10%削減)
県OB職員の活用	1人	3人(+200.0%)	(±0.0%)
計	19人	19人(± 0.0%)	(約10%削減)

(2) 県支出額の見直し（見込み）

（単位：百万円）

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	180 (180)	160 (156)	11.1% (13.3%)	200 (100)	+ 11.1% (44.4%)	100 (100)
計	180 (180)	160 (156)	11.1% (13.3%)	200 (100)	+ 11.1% (44.4%)	

[改革の基本方向]

旧(財)ひょうご環境創造協会、(財)兵庫県環境クリエイトセンターそれぞれの設置目的及びこれまで行ってきた取組みを活かしながら、環境適合型社会の実現を目指し、両法人の統合(平成22年4月)による効果の発揮に取り組むとともに、環境研究センターと環境技術部の連携を図りながら運営の効率化を図る。

尼崎市丸島埋立地の有効な利活用方策について引き続き検討する。

1 取組内容

(1) 環境問題への一元的・総合的な対応

各部門の責任者が統合前の法人の設置目的や取組みを十分に踏まえつつ、それぞれの事業を一元的・総合的に行い新たな分野への事業展開を進める。

一元的な事業展開

- ・機関誌・HPの統合による環境情報の一元的発信
- ・国際協力事業等の一元的取組み
- ・ロゴマーク制定、連携調整によるプロジェクトの展開等

総合的な事業展開

- ・CO₂の削減から廃棄物の最終処分までの3R活動等総合的な資源循環事業の展開
- ・委託事業等の協会内連携による事業の受注
- ・ひょうご環境体験館、エコプラザ、セメントリサイクル施設等における総合的な環境学習の構築

(2) 調査・分析事業の効率的運営

調査研究業務を行う兵庫県環境研究センターと試験分析業務を行う環境技術部との間で、役割分担を明確にしつつ、廃棄物海面埋立処分場に係る調査・解析業務等の連携協力を推進するとともに、機器の共有化、人事交流等の促進を図りながら効率的な運営を行う。

受託件数が減少傾向の調査・分析事業について、環境分析業務の一層の低コスト化など効率化を推進する。

(3) 尼崎市丸島埋立地の有効活用

尼崎市丸島埋立地について、企業等への売却も含め、有効な利活用方策を引き続き検討する。

(4) セメントリサイクル事業の展開

焼却灰等をセメント原料として処理するセメントリサイクル事業を、引き続き住友大阪セメント㈱と共同で推進する。

(5) 経営管理の徹底と組織の効率化

経営管理を徹底しつつ、管理部門のスリム化も含めた組織の効率化を推進する。

(6) 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益財団法人へ移行する。

(参考) 統合後の組織・主な機能

名 称	主な機能
経営企画部	総合調整、人事、予算、決算、営業活動
環境創造部	環境学習、温暖化防止、環境コンサルティング
資源循環部	エコタウン推進、廃家電回収、市町支援、フェニックス事業、最終処分場
環境技術部	調査・測定分析、土壌対策
兵庫県環境研究センター	
水質環境科	閉鎖性海域の環境改善研究、河川・地下水等調査研究
大気環境科	大気汚染、ヒートアイランド等調査研究
安全科学科	有害物質、廃棄物等調査研究

資源循環部の各事業所を除く。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H21)
県派遣職員	16人	32人(+100.0%)	約40%削減
プロパー職員	58人	44人(24.1%)	約10%削減
小 計	74人	76人(+ 2.7%)	(約20%削減)
県OB職員の活用	7人	7人(± 0.0%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	81人	83人(+ 2.5%)	(約10%削減)

平成19年度の数値は両公社等の合計

平成30年度目標：平成21年に健康環境科学研究センターの環境部門を兵庫県環境研究センターとして移管した場合の職員数と比較した目標値。

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委託料	93 (88)	103 (74)	+ 10.8% (15.9%)	200 (200)	+ 23.5% (+ 27.4%)	100 (200)
補助金	69 (69)	157 (129)	+ 127.5% (+ 87.0%)			
基金充当額	71	41	42.3%			
計	233 (157)	301 (203)	+ 29.2% (+ 29.3%)	250 (200)	+ 7.3% (+ 27.4%)	

平成19年度の数値は両公社等の合計

[改革の基本方向]

分収造林事業は、経済林・環境林・自然林の区分に応じた適正な森林管理とあわせ、経営改善の徹底に取り組む。

公社の資金調達の円滑化、借入利息の軽減を図るため、国等への支援を要請するとともに、日本政策金融公庫資金の活用など資金調達の多様化等により、県からの借入金を縮減する。

緑の保全対策、市民農園整備など「楽農生活」を推進するほか、新規営農の促進を図る。

1 取組内容

(1) 分収造林事業

経済性・公益性に応じた適切な森林管理

平成20年度に区分を行った経済林（収益性の高い林）、環境林（収益性の低い林）、自然林（収益が見込めない林）について、それぞれの形態や経済性に応じた管理を引き続き実施する。事業期間が長期に及ぶことから、木材価格の動向を適切に把握し、森林の施業区分の見直しを含め、弾力的な計画の見直しを行いながら、経営改善に取り組む。

分類	土 壤	施業方法	めざすべき森林の姿
経済林（収入総額 > 経費総額）	肥沃度が高く生育は旺盛	皆伐	針広混交林化
環境林（収入総額 < 経費総額） （伐採収入 > 伐採・搬出経費）	肥沃度が中程度で経済林より生育は劣る	択伐	広葉樹林化
自然林（収入総額 < 経費総額） （伐採収入 < 伐採・搬出経費）	肥沃度が低く生育が悪い	保育のみ	高齢林化

分収契約変更の促進

土地所有者との、現契約にかかる分収割合の、公社：土地所有者 = 6：4 から 8：2 への契約変更を早期に実現させる。

事業運営の合理化・効率化

新規借入金を抑制するため、管理費（平成18年度3億円）を概ね25%削減する。

国への支援要請

分収造林事業は国が枠組みを設定して推進したものであることから、国が責任を持って抜本的な対策を講じるよう、県並びに他府県と連携した森林県連合等からの要請を行う。

ア 日本政策金融公庫資金制度の拡充

利息、人件費等管理経費の全額貸付対象化及びその借入にかかる利息負担の軽減対策と償還期間の延長

イ 県が行う経営改善対策への支援の強化

分収造林事業の特殊性を考慮した転貸債の許可要件等の見直しや公社への無利子貸付や利子補給等への支援に対する特別交付税措置の継続等

資金調達の多様化

ア 日本政策金融公庫資金等の活用

公庫資金活用による公社の金利負担や損失補償契約締結による財政指標への影響を踏まえつつ、転貸債の活用等も含め総合的に有利な方策を検討する。

イ 県の支援

(ア) 市中金融機関からの資金調達が困難となっている状況を勘案し、利払資金の無利子貸付や年度越え資金（いわゆるオーバーナイト資金）に対する損失補償契約締結の検討も含めて、県において資金調達に対する支援を行う。

(イ) 貸付に当たっては、経済林、環境林、自然林のそれぞれの条件を踏まえて、経済林は原則有利子、環境林及び自然林は無利子とする。

長期収支見通し

現契約終了時点（平成90年度）における収支見通しは対策前の 670億円から次のとおり改善される。

【条件1】 公庫資金を活用するものの、償還時期(20年後)に再度の借り換えができない場合

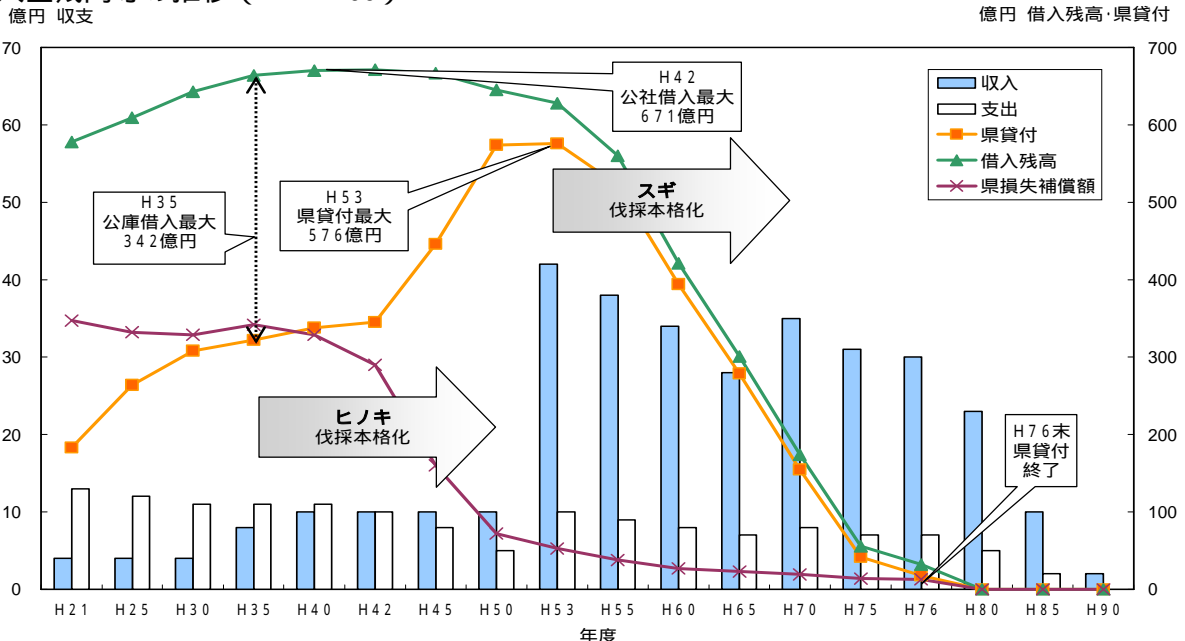
長期収支見通し

(単位：億円)

項目	効果額	説明(前提条件等)	
長期収支見通し(対策前)	670	契約期間終了時点における借入金残高	
対策(効果額)	施業体系の見直し	+170	皆伐・再造林面積の見直し(約17千ha 約12千ha)等
	事業運営の合理化・効率化	+100	組織・人員見直し(人員削減等)、管理経費削減(事務費削減等)
	国への支援要請	+93	造林補助事業の確保(小面積皆伐の国庫補助対象化等)
	日本政策金融公庫資金の活用	58	活用による利子負担増 (・活用額(累計)4,650億円(経済林・環境林・自然林) ・利率2.0%(県貸付利率0又は1.875%) ・借入期間20年)
	県による貸付 (日本政策金融公庫資金の対象とならない経費に対し貸付)	+377	・環境林・自然林の管理経費に対する無利子貸付 +199(市中金利1.875%の負担軽減) ・経済林の管理経費に対する貸付 +155(利払いを精算時まで猶予することによる負担軽減) ・公庫資金活用に伴う利息相当額に対する無利子貸付 +23(県貸付利息1.875%の負担軽減)
見直し後の長期収支見通し	+12		

償還時期(20年後)に再度の借り換えができないため、その時期に県が貸付を行う。

借入金残高等の推移(H21~H90)



【条件2】公庫資金を活用し、国要望の結果償還時期に再度借換(20年間)が可能となった場合
 現行の公庫制度によれば条件1の収支及び推移見込であるが、今後、国に対して公庫資金の償還期間の延長又は再借換の制度化を強く要望していく。

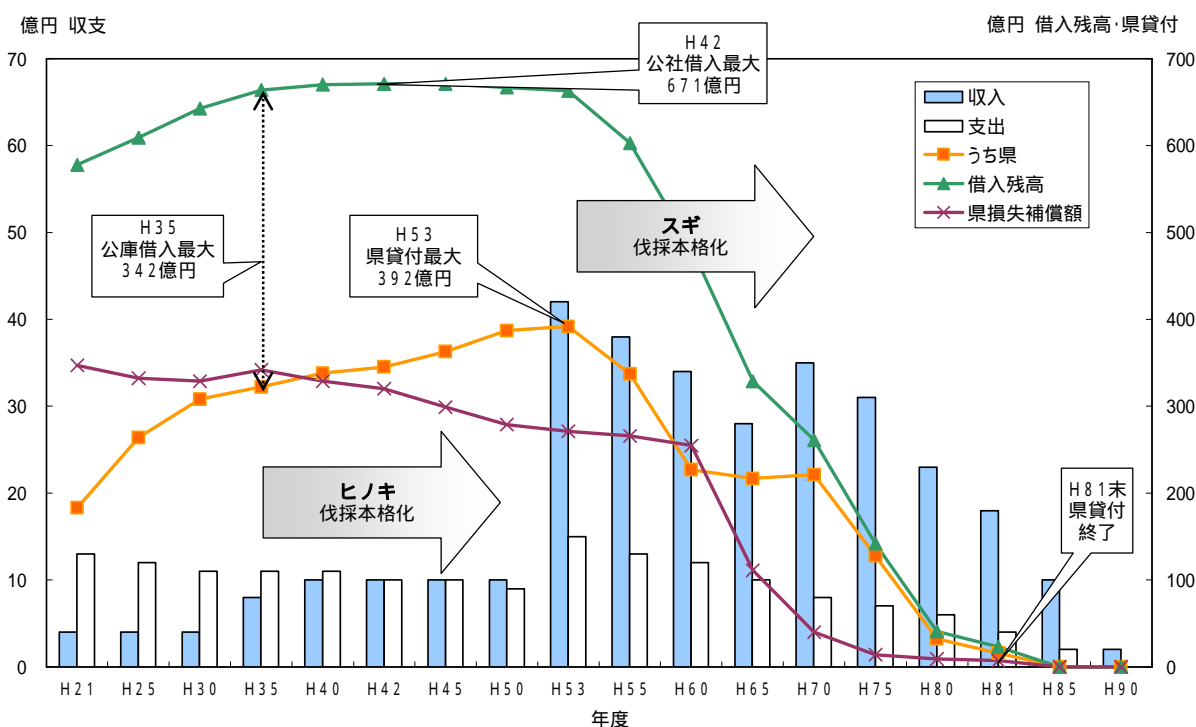
長期収支見通し(要望が実現した場合)

(単位:億円)

項目	効果額	説明(前提条件等)
長期収支見通し(対策前)	670	契約期間終了時点における借入金残高
対策(効果額)	施業体系の見直し	+170 皆伐・再造林面積の見直し(約17千ha 約12千ha)等
	事業運営の合理化・効率化	+100 組織・人員見直し(人員削減等)、管理経費削減(事務費削減等)
	国への支援要請	+93 造林補助事業の確保(小面積皆伐の国庫補助対象化等)
	日本政策金融公庫資金(再借換を含む)の活用	121 活用による利子負担増 (活用額(累計)9,200億円(経済林・環境林・自然林) ・利率2.0%(県貸付利率0又は1.875%) ・借入期間(借換含む)40年)
	県による貸付 (日本政策金融公庫資金の対象とならない経費に対し貸付)	+428 ・環境林・自然林の管理経費に対する無利子貸付 +199 (市中金利1.875%の負担軽減) ・経済林の管理経費に対する貸付 +202 (利率1.875%を1%に軽減することによる負担軽減+47 利払いを精算時まで猶予することによる負担軽減+155) ・公庫資金活用に伴う利息相当額に対する無利子貸付+27 (県貸付利息1.875%の負担軽減)
見直し後の長期収支見通し	±0	

上記のほか、転貸債の活用等も含め公社及び県の負担の少ない資金調達方法を採用する。

借入金残高等の推移(H21~H90)



(2) 緑の保全対策の推進

森林が持つ多面的な公益的機能をより一層発揮させるため、「災害に強い森づくり」「新ひょうごの森づくり」など県施策の実行機関として、緑の保全対策推進の中心的な役割を

担っていく。

(3) 新規営農の促進

農地保有合理化制度を活用し、新たに企業に対する貸付も含めた新規営農の促進を図る。

(4) 「楽農生活」の推進

兵庫楽農生活センターの運営

「楽農生活」の体験や実践ができる拠点施設として、引き続き、公社が効率的な施設運営を行う。

市民農園の積極的な推進

兵庫楽農生活センターにおける情報提供の充実並びに遊休農地等を活用した市民農園の整備促進により、生きがい農業等の推進を図る。

(5) 氷上工業団地の分譲促進

近隣府県や地元市等と連携した企業誘致活動の強化と各種媒体を通じた情報提供により、早期の企業誘致を進め、借入金の縮減を図る。

(6) 短期経営目標の設定による経営改善への取組み

人員体制の見直しや管理費の見直しを継続することにより単年度収支黒字を確保することとし、平成30年度までの経営改善計画に沿った経営改善に取り組む。あわせて、職員一人ひとりに経営目標を周知徹底する。

(収支見通し)

(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益	2,416	2,558	2,996	3,058	3,053	3,062	3,043	3,021	3,031	3,062	3,045
費用	2,411	2,496	2,990	3,051	3,047	3,055	3,037	3,014	3,025	3,052	3,034
当期収支	5	62	6	7	6	7	6	7	6	10	11

(7) 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益社団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

分収造林事業の運営の合理化や県委託事業の効率化等により、県派遣職員等及び県支出額の縮減を図る。

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

区分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県派遣職員	32人	17人(46.9%)	約50%削減
プロパー職員	56人	47人(16.1%)	約30%削減
小計	88人	64人(27.3%)	(約40%削減)
県OB職員の活用	4人	7人(+75.0%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	92人	71人(22.8%)	(約30%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委託料	1,340 (862)	572 (119)	57.3% (86.2%)	1,400 (200)	32.7% (83.2%)	200 (100)
補助金	740 (327)	673 (116)	9.1% (64.5%)			
基金充当額	679	219	67.7%	700	+3.1%	
計	2,759 (1,189)	1,464 (235)	46.9% (80.2%)	2,100 (200)	23.9% (83.2%)	

[改革の基本方向]

今後の業務量の動向を踏まえ、公共事業用地先行取得事業の執行体制を縮小するとともに、産業団地造成事業は、今後新たな造成は行わず、現保有地への企業立地を促進し、早期に分譲・賃貸の完了を目指す。

1 取組内容

(1) 公共事業用地先行取得事業の効率化

公共事業の縮減による業務量の動向を踏まえ、執行体制を順次縮減する。

道路、河川等事業用地取得の職員一人あたり実施目標額を一層高めるとともに、効率的な事務執行を図る。

県派遣職員等の見直し

ア 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

イ プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

ウ 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

県全体の用地取得業務に関する執行体制の検討

今後の業務量の動向を踏まえながら、公社の用地取得の専門的人材を県土木事務所に配置するなど、県及び公社での一体的・効率的な人材活用を図る。

区 分	H19年度	H22年度（実績）	H30年度目標 （対H19）
県派遣職員	12人	2人(83.3%)	約80%削減
プロパー職員	64人	41人(35.9%)	約70%削減
小 計	76人	43人(43.4%)	(約70%削減)
県OB職員の活用	1人	3人(+200.0%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	77人	46人(40.3%)	(約70%削減)

[兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社と総務管理部門の統合（平成22年4月）]

(2) 自主事業用地

産業団地分譲事業の完了

新規造成は行わず、残り3区画（平成21年度末）の産業団地の早期分譲・賃貸に向けて取り組む。

ア 企業ニーズにあわせ、区画を分割して分譲

イ 県内外企業等への情報提供の推進

ウ 分譲成約報酬制度の拡充 等

その他用地

森林の持つ公益的機能に着目し、先行取得用地に準じた適切な管理を検討する。

(3) 先行取得用地の適切な管理

乱開発抑制等のために取得した先行取得用地について、水源涵養、温室効果ガス排出抑制など森林の持つ公益的機能に着目し、公社債の期限到来等に応じて、環境林として県が取得し、適切な管理を行う。

活用できる用地については、県において事業化を図るとともに、売却等の処分を検討する。

(4) 今後のあり方の検討

公社のあり方については、県財政への影響等を踏まえ、中長期的な課題として検討を行う。

2 改革による収支見込み

(単位：百万円)

区 分	H20 (決算)	H21 (決算)	H22 (見込)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
道路・河川等事業用地の 先行取得事業収入	509	492	536	441	275	234	192	192	192	192	192
自主事業収入	352	330	202	160	210	200	210	210	200	200	200
その他収入	45	60	75	41	41	41	41	41	41	41	41
計	906	882	813	642	526	475	443	443	433	433	433
人件費	670	649	602	505	408	371	341	341	337	335	331
経費	181	156	188	126	102	93	85	85	84	84	83
計	851	805	790	631	510	464	426	426	421	419	414
収支差	55	77	23	11	16	11	17	17	12	14	19

上記収支は、今回の見直しにおける投資事業計画及び新名神高速道路、北近畿豊岡自動車道等の事業量見込みを勘案して算定

先行取得事業収入：用地取得事業の事務費収入

自主事業収入：自主事業賃貸料収入及び自主事業未精算金精算収入

[改革の基本方向]

債務の縮減を図るために、有料道路事業の利用促進や経費縮減対策の強化等経営改善を徹底する。

料金徴収期間の延長を引き続き国に働きかけるとともに、有料道路事業の今後のあり方について検討する。

1 取組内容

(1) 有料道路事業の利用促進

利用者サービスの確保・向上

中国道以北の区間（和田山料金所を除く）への無線ETCの設置については、今後のETCの利用状況や交通量の動向を見ながら検討する。

観光施策等との連携強化

周辺自治体等が展開する観光施策等との一層の連携強化により利用促進を図る。

情報発信の強化

広報媒体を活用した播但連絡道路利用によるアクセス情報の発信や、SAにおける沿線観光情報等の発信機能の強化に取り組む。

(2) 経営改善の徹底

経費縮減

これまでの維持管理水準及び業務管理手法を抜本的に見直し、一層のコスト縮減を実施する。

ネーミングライツの導入

企業ヒアリングを重ね、可能性を見極めた上で公募を実施するなど増収対策を図る。

借入金利子負担の低減

地方公共団体金融機構借入金の繰上償還に対する補償金の減額及び免除等の実現に向け、全国地方道路公社連絡協議会や地方有料道路問題連絡協議会を通じて引き続き要望を行う。

料金徴収期間の延長等

高速自動車国道と一体的なネットワークを形成する路線について、料金徴収期間を高速会社並みに延長することを国に働きかけるとともに、管理する道路の料金プール制についても国と協議を行う。

(3) 今後のあり方等の検討

既存路線の維持管理だけを行うのであれば、県の直営とすることも想定できる。

しかしながら、現行法上は地方有料道路事業を継続したまま公社から県へ移管することはできないことから、県への移管の方策やその可否について検討を行う。

高速自動車国道の無料化など、国において高速自動車国道等のあり方が抜本的に見直された場合、地方有料道路事業への影響に対して国が責任を持って適切な措置を講ずるよう要請を行う。

2 県派遣職員等の見直し

- (1) 県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減
- (2) プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減
- (3) 県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	23人	18人(21.7%)	約40%削減
プ ロ パ ー 職 員	11人	5人(54.5%)	約50%削減
小 計	34人	23人(32.4%)	(約40%削減)
県OB職員の活用	7人	6人(14.3%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	41人	29人(29.3%)	(約30%削減)

[兵庫県土地開発公社、兵庫県住宅供給公社と総務管理部門の統合 (平成 22 年 4 月)]

3 改革による収支見込み

(単位：億円)

区 分	H 19	H 20	H 30	H 44
収 入 計	134	74	74	30
事業収入	74	74	74	30
借入金受入	60	0	0	0
支 出 計	116	102	72	234
管理事業費	44	39	40	17
損失補填引当金	8	8	8	3
支払利息	3	3	1	0
償 還 金	61	52	23	214
うち県借入金	0	0	0	130
うち県出資金	0	0	0	84
うち公庫等	61	52	23	0
収 支 差	18	28	2	204

内部留保金累計	139	165	5	204
---------	-----	-----	---	-----

上記の収支は、料金徴収期間が平成 44 年度で満了する場合（現計画ベース）の見込みを記載
 内部留保金累計は、前期末内部留保金残高に当該年度損失補填引当金を加えた額を記載
 収支差（204 億円）については、内部留保金累計で相殺可能
 県出資金（507 億円）のうち、84 億円が事業終了後に県に返還
 平成 44 年度（料金徴収期間満了時）における道路等の事業資産は 1,819 億円
 県短期貸付金については、料金徴収期間が満了するまでの間、継続

[改革の基本方向]

公社賃貸住宅、特定優良賃貸住宅について、新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図る。

県営住宅管理事業について、民間と競合する地域からの撤退を進める。

借上県営住宅の円滑な返還に向けて、県とともに、入居者の意向を踏まえた住み替えを推進する。

明舞センター地区の再生について、地元や民間事業者等の意向を踏まえ、事業を推進する。

県と公社の一体的な執行体制のもとで、新経営改善計画(平成22～26年度)に基づき、安定的な経営に向けた取組みを推進する。

1 取組内容

(1) 公社賃貸住宅の管理戸数の適正化

公社賃貸住宅の新規供給は行わない。

原則として、行革期間中は建替も行わない。

老朽化が著しいなど課題のある団地については、利便性の高い団地への集約を図り、集約により生じる余剰地については、民間売却等を検討する。

アセットマネジメントの考え方に基づく改修等の維持管理を適切に実施することにより、既存の住宅ストックの長期有効活用を図る。

[公社賃貸住宅の管理戸数]

区 分	H19年度	H21年度	H30年度	差引 -	削減率
全 体	5,636戸	5,621戸	5,353戸	283戸	5.0%
うち一般賃貸	4,612戸	4,547戸	4,439戸	173戸	3.8%

(2) 特定優良賃貸住宅の収支改善

直接供給型

新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図る。

借上型

ア 民間所有者からの新規借上事業は引き続き凍結するとともに、既借上事業についても借上契約期間（10年又は20年）満了後は、当該事業を終了する。

イ 公社独自の補助制度（新規入居する新婚・子育て世帯等への入居者負担額の軽減、フラット方式（一定期間家賃負担額の上昇なし等））を実施する。

ウ 県営住宅や借上社宅として活用する。

エ イ、ウの取組みにより、行革期間内の85%の入居率を確保する。

区 分	H19年度末	H21年度末	H30年度末	差引 -
管理戸数	1,916戸	1,787戸	0戸	1,916戸

入居率

平成 19 年 1 月末 : 73.5%

平成 22 年 3 月末 : 80.7% (20 年借上)

平成 20～30 年度目標 : 85.0%

(参考) 収支見通し

(単位：百万円)

区 分	H20(実績)	H21(実績)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
直接供給	309	264	244	241	247	258	270	270	259	202	170
借 上	611	708	627	626	615	614	542	388	253	8	20
計	302	444	383	385	368	356	272	118	6	194	150

(3) 分譲宅地の早期処分

宅地分譲事業については、土地の新規取得によるものは原則行わない。

未処分宅地の早期処分を促進するとともに、早期処分が困難な宅地は経営上の影響を与えない範囲で分譲価格の値下げを検討する。

・分譲宅地処分率：平成 19 年度末 69.8% 平成 30 年度末 89%

(4) 事業用土地の利活用

民間への売却を積極的に進めるが、直ちに利活用が見込めない用地については、森林の持つ公益的機能に着目し、先行取得用地に準じた適切な管理を検討する。

用地名	今後の活用方策
加古川神野台	県立加古川医療センターの周辺整備構想と併せて活用を検討
和田山弥生が丘	事業の採算性を考慮し、早期の分譲を検討
神戸三田フラワータウン	事業用定期借地権等による当面活用を検討
有馬峠堂	先行取得用地に準じた適正管理を検討
西脇郷瀬	〃

(5) 県営住宅整備・管理の的確化

県営住宅整備業務の透明性確保

県営住宅整備業務については、設計積算・工事監理・入居者調整等の業務は公社がこれまで培ったノウハウを活用して受託し、建設工事に係る契約は県が直接行う。

県営住宅管理業務の縮小

神戸、阪神北、中播磨地域は公募により指定管理者を選定したが、今後も民間の参入が見込める地域については公募を実施する。民間の参入が見込めない地域については、公社が引き続き管理する。

借上県営住宅の円滑な返還

UR借上県営住宅は平成 28 年度から、公社借上県営住宅は平成 24 年度から順次借上期間が満了するため、特にUR借上県営住宅について、入居者の意向を踏まえた相談窓口の設置など、県とともに、期間満了時の円滑な住み替えに向けた取組みを検討する。

(6) 明舞団地再生事業の推進

センター地区の再生事業について、住宅ゾーンは平成 22 年度中の完成を目指し、既入居者と調整しつつ建替事業を推進するとともに、商業・住民交流ゾーンは平成 25 年度に一部オープンを目指し、民間開発事業の参画調整及び既存テナントへの対応等に取り組む。

(7) その他の自主事業の見直し

ケア付き高齢者住宅（パストラール）

ア 入居金の月払方式の導入、入居金の償却方式の見直しを実施

イ 長期要介護者について、一般居室から介護個室への移り住みを促進することにより、施設運営のより一層の適正化と収支改善に取り組む。

パストラール加古川併設のスポーツ施設（エルポート）

民間事業者の独立採算による直営方式を採用し、民間事業者による運営再開（平成 21 年 7 月～）

(8) 長期借入金の圧縮

新規分譲・借入れを行わない中で、経営の一層の合理化・効率化や分譲宅地の早期処分を進めることにより、長期借入金の計画的な圧縮を図る。

[長期借入金残高を平成 30 年度末には、平成 19 年度末の約 8 割程度に圧縮]
(平成 19 年度末 1,010 億円 平成 30 年度末 845 億円 (165 億円))

(9) 県業務と公社業務の効率的な執行体制の確保

県職員を公社職員と併任（平成21年4月～）することにより、公的住宅の企画立案及び事業執行の効率化を図る。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

今後の経営の中心となる公社賃貸住宅管理事業に人員配置を重点化し、その他の業務量に応じて計画的に職員数を削減し、組織のスリム化を図るとともに、給与制度等の見直しについて検討する。

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	平成30年度目標 (対H19)
県派遣職員	47人	29人(38.3%)	約40%削減
プロパー職員	112人	76人(32.1%)	約60%削減
小 計	159人	105人(34.0%)	(約50%削減)
県OB職員の活用	1人	2人(+100.0%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	160人	107人(33.1%)	(約50%削減)

プロパー職員数：関連会社への派遣を含む

[兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社と総務管理部門の統合（平成22年4月）]

(2) 県支出額の見直し（見込み）

（単位：百万円）

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委託料	16,554 (219)	4,293 (137)	74.1% (37.4%)	4,700 (300)	72.3% (40.1%)	0 (0)
補助金	404 (282)	230 (161)	43.1% (42.9%)			
計	16,958 (501)	4,523 (298)	73.3% (40.5%)			

3 改革による収支見込み

（単位：百万円）

区 分	H20(実績)	H21(実績)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
賃貸管理事業等	856	857	994	770	812	918	711	297	302	339	436
借上特優賃	611	708	627	626	615	614	542	388	253	8	20
分譲事業等	881	121	38	72	122	222	74	46	171	39	106
単年度収支	1,126	28	329	216	75	82	95	137	220	370	310
剰余金残高	6,094	6,122	6,451	6,667	6,742	6,824	6,919	6,782	7,002	7,372	7,682

[改革の基本方向]

旧(財)兵庫県まちづくり技術センター、(財)兵庫県下水道公社の統合(平成 21 年 4 月)による効果の発揮に努め、効率的運営を図る。

下水道部門では、包括的民間委託の導入により運営の一層の効率化を推進するとともに、職員の技術レベルを維持し、まちづくり技術部門では、業務量の減少が見込まれることから、今後の安定的な経営に向けた取組みを推進する。

1 取組内容

(1) 下水道部門

包括的民間委託の導入

流域下水道及び広域汚泥処理施設の運転管理業務について、民間事業者の創意工夫を活かしてコスト縮減を図るため、包括的民間委託の意義と効果を明確にしなが、平成 23 年度末までに県の 7 施設すべてに導入する。

[包括的民間委託の導入状況]

平成 21 年度：3 施設(武庫川上流・加古川上流・加古川下流浄化センター)

平成 22 年度：2 施設(武庫川下流・揖保川浄化センター)

平成 23 年度：2 施設(兵庫東・兵庫西流域下水汚泥広域処理場(予定))

職員の技術レベルの維持

高度化する民間の維持管理技術に対応するため、研修への参加や先進自治体との情報交換を積極的に実施するなど、引き続き職員の技術レベルの維持・向上に努める。

(2) まちづくり技術部門

安定的な経営に向けた取組み

従来から受託している大規模工事、特殊工事等に加え、排水機場やトンネルなどの電気・機械設備や、今後増加していく橋梁、下水道施設などの大規模構造物の老朽化対策工事、砂防堰堤などの防災施設工事の積算・工事監理を受託することにより、経営の安定化を図る。

復興まちづくり支援事業等の廃止・縮小

復興まちづくり支援事業は、その財源である復興基金事業が継続されたことに伴い、平成 24 年度まで実施する。また、土地区画整理事業への支援は、事業量の減少に伴い規模を縮小する。

技術・ノウハウの継承

退職した技術者の能力を積算・工事監理に積極的に活用するとともに、培ってきた技術・ノウハウを若手職員に継承していく。

(3) 組織の効率化

統合効果を発揮する観点から、管理部門のスリム化も含め、組織の効率化を推進する。

(4) 公益法人制度改革への対応

平成 23 年度に公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約40%をOB化

区 分	H19年度	H22年度（実績）	H30年度目標 （対H19）
県派遣職員	83人	57人(31.3%)	約65%削減
プロパー職員	92人	84人(8.7%)	約20%削減
小 計	175人	141人(19.4%)	(約40%削減)
県OB職員の活用	14人	24人(+ 71.4%)	(県派遣の約40%をOB化)
計	189人	165人(12.7%)	(約20%削減)

平成19年度の数値は両公社等の合計

(2) 県支出額の見直し（見込み）

（単位：百万円）

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委託料	11,340 (47)	11,307 (3)	0.3% (93.6%)	11,700 (0)	+ 2.4% (-)	0 (0)
補助金	82 (72)	49 (49)	40.2% (31.9%)			
基金充当額	38	12	68.4%	0	-	
計	11,460 (119)	11,368 (52)	0.8% (56.3%)	11,700 (0)	+ 2.1% ()	

平成19年度の数値は両公社等の合計

(5) 公社等

但馬空港ターミナル(株)

[改革の基本方向]

円滑な空港運営、定期路線の安定的な就航を図るため、地元市町・経済界等との一体性、航空会社とのより緊密な連携のもと、但馬 - 羽田直行便実現に向けた取組みなど空港の活性化を図るとともに、定期路線の円滑な運航維持を図る。

平成17年度に単年度黒字化、平成18年度末で累積損失解消を達成しており、引き続き安定的経営の維持に努める。

1 取組内容

(1) 定期路線の維持と空港利活用策

航空機リース事業、航空機燃料販売事業の継続により、空港利用者へのサービス確保、定期便運航、航空機使用事業者の活動を維持する。

ターミナルビルと周辺施設が魅力ある施設となるよう、適正な維持管理に努めるとともに、地元市町や但馬空港推進協議会等と連携し、但馬 - 羽田直行便実現に向けた取組みや空港でのイベント等交流事業への積極的な参画により空港の利活用を促進する。

(2) 人件費、維持費の見直しによる安定的経営の維持

県行革にあわせ、職員給与等を削減

管理経費の削減に努めながら、単年度黒字を継続し、安定的経営を維持

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

県OB職員の活用：県派遣職員の削減相当分をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	2人	2人(± 0.0%)	約50%削減
プ ロ パ ー 職 員	0人	0人(± 0.0%)	-
小 計	2人	2人(± 0.0%)	(約50%削減)
県OB職員の活用	0人	0人(± 0.0%)	(派遣減相当分をOB化)
計	2人	2人(± 0.0%)	(±0.0%)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	69 (69)	64 (64)	7.2% (7.2%)	60 (60)	13.0% (13.0%)	0
計	69 (69)	64 (64)	7.2% (7.2%)	60 (60)	13.0% (13.0%)	(0)

(5) 公社等

ひょうご埠頭(株)

[改革の基本方向]

県の港湾施設の管理業務は、公共性を維持しつつ、迅速かつ柔軟な対応が求められることから、引き続き公共的性格を有する企業形態により、港湾施設の効率的な運営を行うとともに、阪神港が国際コンテナ戦略港湾の指定を受けたことを踏まえ、より一層の埠頭利用の促進を図る。

1 取組内容

(1) 港湾利用者へのサービス向上

埠頭の管理運営に精通した職員や高度な技能を有するクレーンオペレーターの継続的な確保を図ることにより、港湾施設利用者へのサービスの向上を図る。

(2) 埠頭利用の促進

阪神港が国際コンテナ戦略港湾の指定を受けたことを踏まえ、阪神港への集荷促進を図る内航フィーダー網の充実強化など、県・姫路市・神戸市等と連携して、臨海部立地企業に働きかけ、より一層の埠頭利用の促進を図る。

2 県派遣職員等の見直し

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	0人	0人(± 0.0%)	-
プロパー職員	15人	13人(13.3%)	約10%削減
小 計	15人	13人(13.3%)	(約10%削減)
県OB職員の活用	1人	1人(± 0.0%)	(±0.0%)
計	16人	14人(12.5%)	(約10%削減)

[改革の基本方向]

「安全・安心な住まいづくり」の実現に向けて、法律に基づく登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関として、中立性・公平性を確保しながら、住宅・建築に関する先導的事業を推進する。

1 取組内容

(1) 良質な住宅ストックの確保

安全で安心な住まいづくりの推進

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価業務
 - ・建築基準法に基づく建築確認検査業務
 - ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅瑕疵担保責任保険業務等
- ひょうご住まいサポートセンター事業の重点化
- ・住まいに関する相談業務
 - ・マンションアドバイザー派遣業務等

(2) 建築物の安全・安心の確保

既存建築物の良好な維持保全

- ・特殊建築物の定期調査・報告の指導業務
 - ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく既存建築物の耐震診断改修計画評価業務
- 耐震偽装問題の再発防止
- ・建築基準法に基づく構造計算適合性判定業務

(3) 効率的な組織運営

事務所機能の集約

- 本部事務所を構造計算適合性判定センター事務所内へ移転・集約（平成22年11月）することによる事務所経費の削減
- 組織の見直し
- 業務量の減少に伴い組織を再編

(4) 公益法人制度改革への対応

平成25年11月までに公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約20%をOB化

区 分	H19 年度	H22 年度(実績)	H30 年度目標 (対 H19)
県 派 遣 職 員	12 人	9 人(25.0%)	約 30%削減
プロパー職員	6 人	5 人(16.7%)	約 15%削減
小 計	18 人	14 人(22.2%)	(約 20%削減)
県OB職員の活用	16 人	12 人(25.0%)	(県派遣の約20%をOB化)
計	34 人	26 人(23.5%)	(約 10%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19 年度 (うち一般財源)	H23 年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30 年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	256 (15)	36 (10)	85.9% (33.3%)	30 (10)	88.3% (33.3%)	0
計	256 (15)	36 (10)	85.9% (33.3%)	30 (10)	88.3% (33.3%)	(0)

(5) 公社等

(株)夢舞台

[改革の基本方向]

ホテル事業部門の一層の収益向上や、淡路夢舞台におけるホテル及び県立施設群の一体的・効率的な管理運営など、民間出身の新社長のもと、さらなる経営改善を推進し、平成28年度に累積損失の解消を目指す。

1 取組内容

(1) ホテル事業部門の収益向上

ホテル運営の実務経験が豊かで、マネジメント能力に優れた民間出身の代表取締役社長兼ホテル総支配人(平成22年7月登用)のもと、さらなる経営改善を推進する。

営業強化による新規顧客の確保

営業エリアの拡大、ターゲットを絞ったプランの設定、付加価値の高い商品開発、県外や中国など海外からの誘客等による新規顧客の確保

営業経費の抑制・削減

ア ホテル事業に係る売上原価の現水準(売上比率25%程度)の堅持

イ 光熱水費の5%削減、人件費の抑制等

- 〔・ホテルの直営方式への移行によるマネジメントフィーの削減(平成20年度)
- 〔・社員寮施設(賃貸契約)の買い上げによるリース料(固定経費)の削減(平成20年度)〕

組織運営体制の見直し

ア ホテル部門とその他の部門で重複する業務統合

イ ホテル部門と会議場の営業組織の集約化、効率的な営業活動の実施 等

(2) 淡路夢舞台等施設の管理運営の一元化による効率的な運営

淡路夢舞台におけるホテル及び県立施設群について、引き続き(株)夢舞台が指定管理者として施設全体を管理運営するとともに、ハイウェイオアシスの運営を担う。

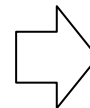
ホテル及び県立施設群の運営に当たっては、平成28年度の累積損失解消に向け、事業部門毎の運営状況等を明確にしながら、ホテルや県立施設群の一体的な経営により、一層の効率的運営を図る。

国営明石海峡公園の管理受託者となった(財)兵庫県園芸・公園協会等と連携し、共通イベント等の開催など、北淡路の広域での誘客を促進する。

(参考)

[~H20年度]

施設名	指定管理者等
淡路夢舞台国際会議場	国際交流協会
淡路夢舞台公苑(温室、野外劇場等)	淡路花博記念事業協会
灘山緑地	
淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン	



[H21年度 ~]

指定管理者等
(株)夢舞台

2 県派遣職員等及び県支出の見直し

淡路夢舞台施設全体の一元管理等により、管理運営の一層の効率化を図り、県派遣職員等及び県支出額を縮減する。

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事業執行の効率化により削減

プロパー職員：経営状況を踏まえた適正配置を行う

県OB職員の活用：県派遣職員のうち一定数のOB化も検討

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	3人	5人(+66.7%)	約30%削減
プロパー職員	176人	203人(+15.3%)	± 0.0
小 計	179人	208人(+16.2%)	(± 0.0)
県OB職員の活用	3人	2人(33.3%)	(± 0.0)
計	182人	210人(+15.4%)	(± 0.0)

平成20年度からの配膳等の業務委託の直営化、21年度からの淡路夢舞台施設等の管理運営の一元化に伴い職員数が増加

(2) 県支出額の見直し(見込み)

[淡路夢舞台施設に対する県の支出額]

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30効果額 (うち一般財源)
委 託 料	823 (823)	601 (601)	27.0% (27.0%)	600 (400)	27.1% (51.4%)	200 (200)
計	823 (823)	601 (601)	27.0% (27.0%)	600 (400)	27.1% (51.4%)	

3 今後の収支見通し

適切な事業計画のもと、収支改善努力を更に継続することにより、平成28年度には累積損失が解消できると見込まれる。

[今後の収支見通し]

(単位：百万円)

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収 益	3,486	4,242	3,789	3,746	3,765	3,707	3,707	3,792	3,792	3,792	3,792
費 用	3,680	4,100	3,677	3,577	3,579	3,525	3,523	3,580	3,578	3,688	3,688
当期損益	194	142	112	169	186	182	184	212	214	104	104
減価償却費等を除く当期損益	92	234	182	229	233	208	208	236	238	128	128
累積損益	1,397	1,255	1,143	973	787	605	421	209	4	108	212
純 資 産	112	254	366	535	721	903	1,087	1,299	1,513	1,617	1,721
資金残高	498	513	458	452	449	422	463	499	537	566	594

[改革の基本方向]

幅広い競技団体や市町体育協会が加盟する総合的なスポーツ振興団体として、県行政との連携を図りながら、「競技スポーツ」「生涯スポーツ」「障害者スポーツ」の3つの分野において、県民のスポーツの総合的な振興を図る。

県立体育施設へのネーミングライツの導入を図る。

学校給食事業における児童生徒の健康増進、食育支援と、民間活用を通じた運営の効率化を推進する。

1 取組内容

(1) 総合的なスポーツの振興

競技スポーツの推進

「のじぎく兵庫国体」の開催を契機に培った全国トップレベルの競技力の維持・向上を図り、国体で継続的に天皇杯8位以内入賞を目指す。

生涯スポーツの推進

県民誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、加盟団体（競技団体・市町体協）、生涯スポーツ関係団体との連携を強化するなど、「スポーツクラブ21ひょうご」を核とする地域での生涯スポーツの推進を図る。

障害者スポーツへの支援

障害者スポーツの振興を図るため、体育協会が有する指導者養成やボランティア確保等のノウハウの提供により、(財)兵庫県障害者スポーツ協会との連携・協力を推進する。

(2) 県立施設の管理運営の合理化・効率化

運営体制の合理化・効率化

サービス向上やコスト削減等これまでの施設運営の成果を踏まえ、蓄積されたノウハウを活用したさらなる運営の効率化を推進し、現在指定を獲得している5施設の指定管理の更新にも対応する。

(参考) 県立施設の指定管理獲得実績等

年 度	施 設 名
平成19年度指定獲得	文化体育館
平成20年度指定獲得	海洋体育館、総合体育館
平成21年度指定獲得	武道館
平成22年度公募実施	円山川公苑（更新）

ネーミングライツの導入

県立武道館等においてネーミングライツの導入を図る。

(3) 学校給食事業の推進と運営の効率化

学校給食を通じた食育の推進に積極的に対応するため、加東市に設置している「兵庫県学校給食総合センター」を「兵庫県学校給食・食育支援センター（仮称）」に改編し、地産地消の取組みも含めた食育推進の取組支援、市町のニーズに応じた「安全・安心」な学校給食物資の安定供給に事業の重点化を図る。

あわせて、食材の共同調達など広域的機能の必要性を踏まえ、市町との役割分担や事業のあり方を引き続き検討するとともに、食材購入や配送システム等での民間活用など運営の一層の効率化を推進する。

- (4) 公益法人制度改革への対応
平成25年11月までに公益財団法人へ移行する。

2 県派遣職員等及び県支出額の見直し

(1) 県派遣職員等の見直し

県派遣職員：事務事業の見直し、事業執行の効率化により削減

プロパー職員：一般行政部門類似業務従事職員について退職不補充を基本に削減

県OB職員の活用：県派遣職員の約10%をOB化

区 分	H19年度	H22年度(実績)	H30年度目標 (対H19)
県 派 遣 職 員	36人	14人(61.1%)	約40%削減
プロパー職員	22人	19人(13.6%)	約25%削減
小 計	58人	33人(43.1%)	(約30%削減)
県OB職員の活用	2人	5人(+150.0%)	(県派遣の約10%をOB化)
計	60人	38人(36.7%)	(約25%削減)

(2) 県支出額の見直し(見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H23年度 (うち一般財源)	H23/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率	H23-30 効果額 (うち一般財源)
委 託 料	373 (364)	285 (285)	23.6% (21.7%)	600 (600)	17.0% (16.0%)	200 (200)
補 助 金	350 (350)	281 (281)	19.7% (19.7%)			
基金充当額	224	91	59.4%	200	10.7%	
計	947 (714)	657 (566)	30.6% (20.7%)	800 (600)	15.5% (16.0%)	

補助金は、国体参加選手強化事業等にかかるもの

(6) 自主財源の確保	ア．県税	効果額： 2,500 百万円
		H22 予算額： 544,300 百万円

[改革の基本方向]

徴収歩合が全国平均を上回ることをめざし、税収強化対策本部を中心に、徴収方法や徴収体制の充実・強化を図る。

特に、税源移譲により個人県民税の県税に占めるウェイトが高まったことを踏まえ、市町の徴収能力の向上を図る。

1 目 標

徴収歩合が全国平均を上回ることを目標に、税収確保対策の充実・強化を図る。

2 税収確保対策の充実・強化

(1) 個人県民税の滞納対策の強化

- ・「個人住民税整理回収チーム」を市町に派遣し、共同で滞納整理を実施するとともに、市町の徴収能力向上を図る。
- ・滞納の未然防止の観点から、給与所得者の特別徴収率向上に向けた取り組みを強化する。

(2) 不正軽油対策の強化

- ・県発注の公共工事現場や大口需要家、石油製品販売業者からの抜取調査、路上での自動車燃料の抜取調査など、不正軽油の撲滅に向けた取り組みを強化する。
- ・関係機関と協力し、不正軽油の製造・販売・使用等の摘発を積極的に行うとともに、近畿府県等と連携した広域対策にも取り組む。

(3) 民間委託の活用

公権力の行使に直接関係しない業務については、費用対効果を勘案の上、国及び他の地方公共団体の動向にも留意し、民間委託の活用を検討する。

(4) 課税調査の強化

- ・不動産取得税について、課税対象物件を捕捉するため、登記されていない不動産売買等の実態調査を強化する。
- ・法人事業税について、外形標準課税法人に対する現地調査を強化するとともに、医療法人に対する調査の充実を図る。

(5) 滞納対策の強化

悪質な滞納者については、差押財産の搜索やタイヤロックによる自動車の差押え、インターネット公売など滞納対策を強化する。

(6) 収納窓口の拡大

コンビニ収納対象税目（現在は自動車税のみ）の拡大やクレジット収納の導入など、収納窓口の拡充を検討する。

(7) 税務電算システムの再構築

納税サービスの向上と事務処理の効率化を実現するため、稼働から相当期間が経過した税務電算システムの再構築を推進する（稼働予定：平成 26 年 1 月）。

(8) 制度改正に向けた働きかけの強化

- ・ 偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築（地方消費税の充実など）
- ・ 徴収取扱費交付金について市町の努力を反映する制度への見直し（個人県民税）
- ・ 外形標準課税に係る資本金要件の見直し（法人事業税）
- ・ 抹消・転出時における納税確認制度の早期導入（自動車税）

3 自動車税・自動車取得税に係る減免制度の見直し

障害者の幅広い社会参加を支援するとともに、障害者を取り巻く社会環境の変化や他の制度との均衡を踏まえ、減免制度の見直しを行う。

(1) 見直し内容

使用目的限定の廃止

使用目的の限定（通学、通院、通勤、通所、生業）を廃止し（家族運転の場合）、専ら障害者の移動手段として使用する自動車を広く減免対象とする。

減免対象の重点化

全額減免の対象を、重度障害者等（旧自治省基準）に重点化するとともに、その他の現行対象者は1 / 2 減免とし、障害に応じた減免割合とする。

上限額の引下げ

現行の2,500cc 相当を2,000cc 相当に引き下げる。

(2) 実施時期

平成24年4月（同日以後に新規に減免を受ける自動車から適用）

(6) 自主財源の確保	イ．使用料・手数料、 貸付金償還金	効果額： 900百万円（ 900百万円）
		H22 予算額：15,876百万円（15,876百万円）

[改革の基本方向]

利用者の便宜と利用の促進を図るため、県民の利用ニーズや利用実態に即した料金体系に見直しを行う。

債権管理や回収に向けた体制整備を行い、適切な貸付債権の管理と効率的な回収対策を実施することにより、貸付金償還金の回収を促進する。

1 料金体系の適正化

県民の利用ニーズや利用実態に即した料金体系に見直すとともに、受益と負担の適正化や物価上昇、国及び他の地方公共団体並びに民間の類似事業・施設等との均衡の観点から、適正化を図る。

2 貸付金償還金

(1) 収入未済額の解消

貸付金償還金収入未済額の新規発生防止に努めるとともに、貸付金債権を管理するための体制整備を行い、債務者の生活状況等の把握に基づく速やかな徴収活動の実施など、滞納者等の状況に応じた積極的な徴収方策を講じることにより、収入未済の解消を図る。

(2) 災害援護資金貸付金（阪神・淡路大震災に係るもの）

平成 18 年 1 月に政令改正の上、償還期限が 5 年間延長され、平成 23 年 1 月に 3 年間の再延長の方針決定がなされた。これを踏まえ、関係各市に一層の償還努力を促すとともに、少額償還では未償還金の全額の回収が困難な状況にあることや、借受人、保証人がともに破産するなど、事実上償還金の徴収が不可能なケースについて免除とする取扱いに至っていない状況にあることを踏まえ、国に対して、償還免除規定の拡大等について、市と一体となって引き続き要望を行う。

(6) 自主財源の確保	ウ. 県営住宅使用料等	効果額： -
		H22 予算額：12,324 百万円

[改革の基本方向]

県営住宅使用料について、早期の納付督促、法的措置の実施や債権回収会社の活用等により、滞納家賃徴収の促進を図る。

1 県営住宅使用料等の収入対策促進策

(1) 空家期間の短縮による家賃収入の増

定時募集回数を増加し、あわせて定時募集中に発生した空家を定時募集直後に追加募集し、早期入居を進め家賃収入の増加を図る。

(2) 現年家賃収納率の向上

口座振替の場合の短期滞納者数の割合は、全入居者に対する短期滞納者数の割合の 1/2 程度と低いことから、新規入居者は口座振替を原則とし、既入居者は収入申告等にあわせ口座振替手続きを強力に指導する。

また、現年家賃収納率 98.30% (対平成 18 年度収納率比 0.24% アップ) を目標とし、滞納者への納付指導を実施する。

(3) 共同企業体方式の指定管理者制度の推進

指定管理者公募要件設定時における、住宅管理を専任で行う指定管理者と家賃収納を専任で行う指定管理者との共同企業体方式の指定管理者の導入を推進する。

(4) 駐車場管理の適正化の推進

駐車場管理の適正化を図るため、有料化を早期に完了する。

(6) 自主財源の確保	エ．財産収入等	効果額： 600百万円
		H22 予算額： 1,817百万円

[改革の基本方向]

全庁的な観点から、保有している低・未利用の財産及び施設の統廃合による施設跡地等について、今後、県の公用・公共用としての利用の可能性が低いものは民間等へ売却を組織的、計画的に進める。

施設や広報誌、ホームページなど有形・無形の資産について、広告媒体としての可能性を検証し、広告事業収入を確保する。

1 未利用地等の売却処分の推進

県有財産活用推進会議において、全庁的な観点から売却や貸付等の未利用地の活用を推進する。

(1) 低・未利用財産等の処分（売却・交換・貸付等）計画の推進

低・未利用財産等の処分に係る全庁的な抽出基準、財産の利活用基準を示すとともに、これらの基準に基づく処分財産を明らかにする計画（平成23年度から平成30年度。平成22年度策定）に基づき、計画的に売却・交換・貸付を推進する。

さらに、毎年度、処分実績の評価・検証、新たな処分財産の洗い出しを行うなど、処分計画の見直しを進める。

(2) 利活用の推進

ア 貸付可能スペースのある庁舎等を、NPO や団体等の活動拠点として積極的に貸付・使用許可等を行う。

イ 未利用地・貸付地等の情報公開を推進し、処分困難な未利用地の活用提案等を広く県民から募るなど多様なチャンネルを活用して未利用地の活用を図る。

ウ 不動産売却の専門的なノウハウを持つ宅地建物取引業協会をはじめ民間等との連携を進めるほか、インターネット入札の実施など多様な売却手法を駆使して早期売却を図る。

2 県有施設の有効活用

賃料の高い民間ビルに入居している外郭団体等の県有施設への移し替えや庁舎の一部を民間に貸付するなど、県有資産の有効活用を図る。

3 命名権（ネーミングライツ）の導入

施設の安定的な維持運営のための財源確保や文化・スポーツ振興活動に対する民間からの支援・協力が期待できることから、県立体育施設や県立都市公園などへの命名権の導入を図る。なお、導入にあたっては、民間事業者の需要を的確に把握するとともに、引き続き県民に誤解の生じることのないよう公正かつ透明な企業選定に努める。

4 広告掲載等の実施

県立都市公園内の野球場等の有料施設における広告掲載など、県施設等における広告掲載等による歳入確保策に努める。

(6) 自主財源の確保	才・資金管理の推進	効果額： -
		H22 予算額： -

[改革の基本方向]

平成 19 年度に設置した兵庫県資金管理委員会の指導・助言を踏まえ、資金調達の多様化、条件決定方法の工夫、投資家層の拡大などにより、円滑な資金調達を推進する。

1 円滑な資金調達の推進

(1) 資金調達の多様化

- ・投資家や金融機関の多様な運用ニーズに対応するため、兵庫県民債、のじぎく債、共同発行債などの市場公募債や銀行等引受債など、多様な債券の発行
- ・発行年限 10 年債への偏りを是正するため、投資家層の広い 5 年債に加え、20 年債・30 年債などの超長期債の発行
- ・金利負担の抑制や元金償還の平準化を図るため、変動金利債や定時償還債の発行

(2) 条件決定方法の工夫

市場の信頼を得つつ、有利な資金調達を実現し、将来の財政負担に配慮するため、条件決定を工夫する。

- ・市場公募債における入札方式、主幹事方式の実施
- ・銀行等引受債における提案募集方式、入札方式の実施

(3) 投資家層の拡大

- ・地元金融機関の運用ニーズを踏まえた弾力的な資金調達の実施
- ・県債引受シンジケート団への新規参入の促進

2 I R 活動の充実

県の財政状況や財政健全化に向けた行財政構造改革の取組み等についての的確に情報提供していくため、説明会の開催・個別訪問をはじめ、県債引受金融機関を通じた対話機会の確保などの I R (イニター・レシヨズ = 投資家との良好な関係の構築) 活動の充実に努める。

(6) 自主財源の確保	力 . 課税自主権の活用	効 果 額： -
		H22 予算額： -

[改革の基本方向]

現行の法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税について、引き続き実施するとともに、延長にあたっては、県の財政需要等を勘案し、慎重に検討する。

地方税財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに生じる財政需要に対応するため、法定外税導入の可能性を検討する。

1 法人県民税超過課税

勤労者の仕事と生活の調和を推進する観点から、子育てと仕事の両立や勤労者の労働環境改善のための事業を重点的に推進するため、引き続き、法人県民税超過課税を実施する。

(1) 第 8 期分超過課税の内容

超過税率：法人税額の 0.8% (標準税率 5.0%)

適用期間：平成 21 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに開始する事業年度分

対象法人：資本金または出資金額が 1 億円を超え、または、法人税額が年 1,500 万円を超える法人

税収見込：95 億円程度

活用事業：勤労者の労働環境向上
 子育てと仕事の両立支援
 子育て世帯への支援

2 法人事業税超過課税

将来のあるべき産業構造の構築と兵庫経済の持続的成長を目指して、新たに策定する経済・雇用プログラムに基づき、県内各地域の持続的成長をけん引する基幹産業の強化を図るとともに、地域企業の国際展開と経営力の強化、地域内経済循環を促進する産業構造の構築、人材力強化と雇用機会確保等の施策を展開するため、引き続き、法人事業税超過課税を実施する。

(1) 第 8 期分超過課税の内容

超過税率：標準税率の 1.05 倍

適用期間：平成 23 年 3 月 12 日から平成 28 年 3 月 11 日までに終了する事業年度分

対象法人：資本金または出資金額が 1 億円を超え、または所得金額が年 5,000 万円 (収入金額課税法人は収入金額が 4 億円) を超える法人

税収見込：250 億円程度

使 途：「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」(平成 20～22 年度)や、「次期経済・雇用プログラム」(平成 23～25 年度)の具体化を図り、兵庫の強みを活かし、やる気を伸ばす施策に充当

3 県民緑税

平成 21 年台風第 9 号災害等における土石流による谷筋の立木の流出等の新たな課題に対応しつつ、災害に強い森づくりや都市緑化をさらに進めるため、引き続き、県民緑税を実施する。

(1) 第 2 期分超過課税の内容

超過税率

ア 個人：800 円（標準税率（均等割額 1,000 円））

イ 法人：標準税率の均等割額の 10%相当額

適用期間

ア 個人：平成 23～27 年度分

イ 法人：平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分

税収見込：120 億円程度

使 途

ア 災害に強い森づくり

- ・ 流木、土石流による被害軽減を図るための災害緩衝林整備、倒木や崩壊の危険性の高い集落裏山への簡易防災施設の設置、大面積に広がる手入れ不足の高齢人工林を防災機能の高い多様な混交林へ誘導を図るなど、風水害対策の強化を図る事業に充当
- ・ 野生動物による農作物被害が深刻な地域における人・野生動物の緩衝帯設置事業等に充当
- ・ 地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対する資機材等の支援に充当

イ 県民まちなみ緑化

住民団体等の実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対する支援に充当。県民参画の促進と公益性に応じた負担とするための見直し等を実施

4 法定外税

地方税財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに生じる財政需要に対応するため、法定外税導入の可能性についても検討する。

(6) 自主財源の確保	キ 地方税財源の充実強化	効果額：	-
		H22 予算額：	-

[改革の基本方向]

国・地方の税配分の見直しや地方交付税総額の復元・充実など、自立可能な行財政基盤の確立に向け、地方税財源の充実強化について国へ積極的に働きかける。

国への働きかけ等の取組み

全国知事会等との緊密な連携のもと、次のとおり国への働きかけを強化するとともに、県地方六団体、近畿ブロック知事会として、また本県単独でも具体的な提案を積極的に行う。

成長戦略の確実な実施

- ・ 経済を立て直すため、地域の活力、創意工夫を引き出す施策など、迅速かつ的確な新成長戦略の施策化を展開すべき。

地方財政の確立と地方交付税の復元・増額

- ・ 財政運営戦略において、地方交付税総額を含む政府の一般歳出に大枠がはめられたが、地方交付税総額は、標準的な歳入、歳出の差に基づき客観的に決定される地方固有財源であることから、国の裁量により減額されるものではない。
- ・ 地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税総額を確保すべき。
- ・ 財政健全化と地方の安定的な財政運営に向け、所得・消費・資産課税の税収バランスがとれた税制の抜本改革に着手すべき。

その際、社会保障など地方行政を安定的に運営するため、消費税の引上げに合わせた地方消費税の充実などにより、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。

- ・ 国の裁量に左右されずに必要となる総額を確保し、地方のイニシャティブにより財源調整を行う地方の固有財源としての「地方共有税」の導入実現を目指すべき。

地域主権改革に当たっての適切な措置

- ・ 直轄事業負担金については、平成 25 年度までの負担金制度の全廃に向け、制度のあり方について協議を進めるべき。
- ・ 一括交付金の創設にあたっては、必要な事業量を確保した上で、地方交付税も含めた事業費全体に係る総額を確保し、地方の自由度を高めるべき。
- ・ 国と地方の協議の場について、地方税制の改正、地方財政対策、地方負担を伴う制度の創設等にあたっては、地方の企画立案段階からの参加や、分野別の分科会の設置など、実質的な協議ができる場とすべき。

(7) 先行取得用地等 県有環境林用地の取得

[改革の基本方向]

乱開発の抑制等に寄与してきた先行取得用地等について、直ちに利活用が見込めないことから、森林の持つ公益的機能に着目し、環境林として県が取得し、適切な管理を行う。

1 目的

- (1) 先行取得用地等は、高速道路網等の整備周辺地域の乱開発や無秩序なゴルフ場開発等の抑制を図り、里山林等として保有・管理を行うことにより、良好な地域環境の保全等に寄与してきた。
- (2) これらの土地については、長期的な視点も踏まえ、適切な利活用を検討するが、現時点では直ちに利活用が見込めないため、水源涵養、CO₂排出抑制など、森林の持つ公益的機能に着目し、環境林として県が計画的に取得し、適切な管理を行う。

2 対象用地

- (1) 県の先行取得用地
 - 土地開発公社の保有用地 【 868ha 29,079 百万円】
 - 公共事業用地先行取得事業特別会計の保有用地 【1,665ha 154,604 百万円】
- (2) 県管理の未利用地
 - 一般会計等で管理している未利用土地 【 230ha 1,900 百万円】
- (3) 土地開発公社等の自主事業用地
 - 公社が自主事業として取得した用地 【 33ha 1,212 百万円】

3 用地の計画的取得

引き続き民間の利活用も含め、幅広く検討を行うとともに、当面利活用の目処が立たないものについて、県有環境林としての取得を検討。

用地の取得にあたっては、多額の県債発行が必要となることから、今後の財政状況や財政健全化指標の動向を勘案して、計画的な取得を検討する。

取得土地	取得方法
一般会計で管理する用地	一般会計から県有環境林等特別会計へ移管(無償)
土地開発公社等で保有する用地	公社債の償還期限到来等に応じて県債(一般事業債等)で取得
先行取得用地特別会計で保有する用地	先行取得債の償還期間の延長許可又は県債により分割取得

4 管理

里山林として維持していくため、宝くじ収益金等の特定財源を活用して、必要な維持管理を行う。

(1) 主な県の先行取得用地

区分	用地名	取得年度	22年度末残高(見込)	
			面積(ha)	金額(百万円)
土地開発公社	三木市(旧吉川町)福井・上荒川	H5~H10	78.88	8,814
	但馬空港周辺用地	H4~H13	573.01	6,269
	旧豊岡市	H6~H12	(423.44)	(4,554)
	旧日高町	H4~H13	(149.57)	(1,715)
	三田市酒井・畦倉	H3	62.66	3,791
	丹波市(旧氷上町)氷上・南油良	H4~H13	122.64	5,082
	淡路市(旧北淡町)浅野神田	H5~H8	30.55	5,123
	小計		867.74	29,079
県 (先行取得特会)	宝塚新都市	H2~H13	1,118.53	109,802
	玉瀬(2)・境野		(108.39)	(8,981)
	下佐首利・大原野(1)(3)・波豆・境野・玉瀬(2)(3)・切畑(2)		(729.45)	(71,192)
	長谷・大原野(2)・玉瀬(1)・切畑(3)		(280.69)	(29,629)
	小野市山田	H1~H13	114.91	12,742
	小野市市場	H5~H13	150.17	16,010
	淡路市(旧北淡町)江崎汐鳴山	H3~H6	90.50	7,862
	南あわじ市(旧西淡町)伊加利	H4~H5	57.89	3,038
	南あわじ市(旧西淡町)津井	H5~H7	33.27	1,795
	篠山市小多田	H6~H8	99.34	3,355
	小計		1,664.61	154,604
	合計 A		2,532.35	183,683

(2) 主な県の未利用土地

区分	用地名	取得年度	22年度末残高(見込)	
			面積(ha)	金額(百万円)
県 (一般会計)	神戸高校裏山(神戸市)	H2	36.26	812
	青野ダム代替用地(三田市)	S60	23.15	278
	元畜産試験場淡路分場(洲本市)	S60	1.57	11
	元農業試験場淡路分場(洲本市)	S60	2.60	129
	テクノポリス西地区(上郡町)	S61	39.88	166
	テクノポリス南地区(上郡町)	S61	126.05	504
	合計 B		229.51	1,900

(3) 主な公社の自主事業用地

区分	用地名	取得年度	22年度末残高(見込)	
			面積(ha)	金額(百万円)
土地公	呑吐ダム周辺用地	S58~	30.52	708
	小計		30.52	708
住公	有馬峠堂(神戸市)	S48	1.61	409
	西脇郷瀬(西脇市)	H2	0.51	95
	小計		2.12	504
	合計 C		32.64	1,212
総計 A+B+C			2,794.50	186,795

行財政構造改革推進方策の推進にあたっては、地方財政健全化法が財政健全化計画等の策定・実施について議会の議決等を義務づけていることを勘案し、法の適用の有無に関わらず、議会や県民に対する情報開示と説明責任を強化するための自主的・自律的な枠組みを定め、取組みの着実な推進と適切なフォローアップを図る。

(1) 推進方策の策定

行財政構造改革推進方策の策定

知事は、行財政構造改革を着実に推進するため、改革の基本方向と具体的な取組みを定めた行財政構造改革推進方策（以下「推進方策」という。）を策定する。

推進方策の策定等にあたっての議会の議決

知事は、推進方策の策定にあたっては、議会の議決を経るものとする。変更（軽微なものを除く）又は廃止の場合も同様とする。

議決対象は、改革の目的、視点等の基本方向はもとより、財政フレームや各分野ごとの具体的な改革内容を含む推進方策全体とする。

(2) 毎年度のフォローアップ

推進方策の実施状況の報告

知事は、前年度の決算の提出を受けた後、9月30日までに、推進方策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表する。

議会は、知事に対し意見を述べるものとし、知事は、その意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

行財政構造改革審議会による審査

知事は、推進方策の実施状況を議会に報告するにあたっては、「行財政構造改革審議会」（地方行財政、公会計の学識者等で構成）の審査を経る。

実施計画の策定の報告

知事は、予算編成に合わせて、翌年度の具体的な取組内容を明らかにした行財政構造改革実施計画を定め、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告する。

県民の意見の反映

「行財政構造改革県民会議」（県民各界の代表等で構成）において、行財政構造改革について広く県民の意見を聴く。

(3) 推進方策の見直し等

推進方策の総点検・見直し

知事は、社会経済情勢の変化、地方分権、税制改革など国の政策動向、県の財政状況等を踏まえ、必要に応じて推進方策の見直しを行うとともに、3年ごとを目途に行財政全般にわたる総点検を行い、その結果を踏まえて、推進方策の見直しを行わなければならない。

議会の意見

議会は、推進方策を見直す必要があると認めるときは、知事に対し意見を述べるものとすることができるものとする。

知事は、その意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(4) 行財政構造改革の推進に関する条例の運用

改革の取組みの着実な推進と適切なフォローアップを図るため、改革の基本方針や推進方策の策定及びこれに基づく改革の推進に関して必要な事項を内容とする「行財政構造改革の推進に関する条例」を運用する。

【参考】新行革プラン3年目の総点検における「3カ年の取組状況」

(1) 財政運営の実績 (単位：億円)

項目		H19年度	H20年度	H21年度
決算収支	実質収支	0.34	1.2	2.4
	実質単年度収支	0.95	0.88	1.2

(2) 財政運営の基本方針の達成状況 (単位：億円)

区分	H30年度 目標	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度 (当初予算)	
歳入歳出の均衡 〔改革期間後半には均衡達成〕	320	1,280	1,105	777	890	
プライマリーバランス 〔毎年度黒字化(H20～)〕	黒字	226	40	236	454	
実質公債費比率(単年度) 〔18%水準に抑制(H30)〕	%	18.0	18.9	21.0	22.2	23.1
(参考) 実質公債費比率(3カ年平均)	%	-	20.2	19.9	20.7	22.4
県債残高(臨時財政対策債・減収補 てん債(H20以降発行額)を除く) 〔H19末残高の80%水準に圧縮(H30)〕	26,874 以下	33,592	33,651	33,547	33,533	
対H19年度比率	%	80.0	100.0	100.2	99.9	99.8
(参考)震災関連県債残高	-	8,460	8,037	7,605	7,136	
将来負担比率 〔H19決算(震災影響除き)以下の水準に抑制〕 ()は震災影響除き	%	272.3 以下	361.7 (272.3)	360.1 (274.2)	366.4 (282.7)	383.8 (313.2)
県債管理基金活用額 〔ルル積立額の概ね1/3以下に抑制(H20～)〕	a	0	465	250	249	384
ルル積立額の1/3の金額	b	542	290	351	386	441
活用率(a/b)		-	1.60	0.71	0.65	0.87
県債管理基金積立不足率 〔積立不足率をH19の2/3水準に圧縮(H30)〕	%	39.0 以下	58.5	59.8	65.2	67.8
経常収支比率〔90%水準に抑制(H30)〕	%	90.0	103.5	99.1	98.3	99.6
一般行政部門等の現員 〔概ね3割削減(H30)〕 【削減率】	人	30%	10,551	10,122 (429) 【4.1%】	9,586 (965) 【9.1%】	9,140 (1,411) 【13.4%】
一般行政部門等の定数 【削減率】	人	-	10,791	10,380 (411) 【3.8%】	9,853 (938) 【8.7%】	9,231 (1,560) 【14.5%】

H30年度目標は、H22年3月変更の新行革プランによる。

(3) 各分野における主な取組状況

項目	取組状況																							
組織	<p>本 庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部の再編（6部体制から5部体制に再編）[H20] ・局・課の統合再編（局28 24、課126 99）[H19～] <p>県民局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民局の政策の企画調整機能を担う総務室・県民室の設置、地域課題に対応する参事の設置 [H21] ・県民局の事務所の統合再編(111 71 事務所)[H21] <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所の統合再編（10 6 事務所。教育振興室設置）[H21] <p>附属機関等の統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関78 73 機関、協議会等46 22 機関 [H20～22] 																							
定員・給与	<p>一般行政部門等の定数の削減 [H20～22]</p> <p>（定数：1,560人 14.5% 現員：1,411人 13.4%）</p> <p>給与の削減（全職員平均8%（給料月額換算）の削減）[H20～]</p> <p>（参考）年収削減の状況</p> <table border="1" data-bbox="587 846 1361 1037"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 特別職</th> <th colspan="2">2 一般職</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>行革による削減額</th> <th>区 分</th> <th>行革による削減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>599 万円</td> <td>部長級</td> <td>144 万円</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>392 万円</td> <td>課長級</td> <td>95 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>全職員平均</td> <td>32 万円</td> </tr> </tbody> </table>				1 特別職		2 一般職		区 分	行革による削減額	区 分	行革による削減額	知 事	599 万円	部長級	144 万円	副知事	392 万円	課長級	95 万円			全職員平均	32 万円
1 特別職		2 一般職																						
区 分	行革による削減額	区 分	行革による削減額																					
知 事	599 万円	部長級	144 万円																					
副知事	392 万円	課長級	95 万円																					
		全職員平均	32 万円																					
事務事業	<p>内部管理経費の削減（一般事務費は概ね30%、施設維持費は概ね15%を削減）[H20～]</p> <p>政策的経費の見直し [H20～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費の所得制限、一部負担金の見直しなど個別38事業について、新行革プランの方針どおりに見直し <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>																							
事業名	取組状況	金額（一般）																						
		H19年度 当初 A	H22年度 当初 B	差引 B-A																				
ふれあいの祭典	<ul style="list-style-type: none"> ・全県イベントを地域イベントと一体的に開催[H20] ・分野別イベントの見直し、よさこい兵庫の廃止[H20] 	142 (142)	62 (62)	80 (80)																				
県民交流バス	<ul style="list-style-type: none"> ・バス1台あたりの助成単価の見直し [H20] <p>助成単価 日帰：5万円 2.5万円 一泊二日：10万円 5万円</p>	312 (312)	162 (162)	150 (150)																				
高齢者大学	<ul style="list-style-type: none"> ・講座内容の拡充とあわせて受講料水準を見直し[H20] <p>年額受講料 24,000円 60,000円 等</p>	145 (140)	94 (86)	51 (54)																				
県民小劇場	<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用の廃止[H21] 	28 (24)	0 (0)	28 (24)																				

事業名	取組状況	金額（一般）		
		H19年度 当初 A	H22年度 当初 B	差引 B-A
ひょうご県民交流の船 兵庫県青年洋上大学	・毎年度開催の見直し（船上・船外の交流を隔年で実施）[H20～]	47 (47)	1 (1)	46 (46)
大学洋上セミナー	・事業の廃止[H21]	2 (2)	0 (0)	2 (2)
HUMAP構想の推進	・支援対象人数の見直し（110人 70人）[H20]	88 (88)	56 (56)	32 (32)
私立学校経常費補助 (私立高等学校分)	・補助単価の段階的な削減[H20] 退職金財団補助、共済事業団補助に係る地方交付税措置分について段階的に縮減	12,564 (10,632)	12,351 (10,427)	213 (205)
私立学校経常費補助 (私立幼稚園分)	・県立高校における維持管理費等の節減と同等の節減努力を期待し、補助単価を縮減	7,682 (6,535)	7,607 (6,507)	75 (28)
私立高等学校生徒授業料軽減補助	・所得基準の上限見直し[H20] ・低所得層対策に重点化した授業料軽減単価を見直し[H20] ・国の就学支援金創設に伴う授業料軽減助成の実施[H22 制度改正]	1,128 (1,080)	622 (622)	506 (458)
自治振興助成事業	・補助事業の休止、貸付枠の拡充（貸付枠6億円 10億円）[H20]	1,795 (0)	1,000 (0)	795 (0)
ひょうごキャリアアップ・プログラム	・新規採用の停止[H20]	378 (378)	0 (0)	378 (378)
東京宿泊所（市ヶ谷寮）	・施設利用の廃止[H19末] ・施設の売却[H21：売却収入1,434百万円]	62 (31)	0 (0)	62 (31)
老人医療費助成事業	・対象者を低所得者に重点化[H21]	3,440 (3,440)	1,734 (1,734)	1,706 (1,706)
重度障害者医療費助成事業	・所得制限の見直し ・一部負担金の見直し[H21] 一般(外来) 500円 600円 (入院) 2,000円 2,400円 等	4,567 (4,567)	5,340 (5,340)	+773 (+773)
乳幼児等医療費助成事業	・所得制限の見直し ・一部負担金の見直し[H21：H23.6まで経過措置] 一般(外来) 700円 800円 (入院) 2,800円 3,200円 等 ・こども医療費助成事業の創設[H22]	4,987 (4,987)	2,916 (2,717)	2,071 (2,270)
母子家庭等医療費助成事業	・一部負担金の見直し[H21] 一般(外来) 500円 600円 (入院) 2,000円 2,400円 等	1,229 (1,229)	1,021 (1,021)	208 (208)

事業名	取組状況	金額（一般）		
		H19年度 当初 A	H22年度 当初 B	差引 B-A
民間社会福祉施設運営交付金	・類似の補助制度である3事業を統合し、 利用しやすい制度へ見直し[H20] ・交付対象を利用者サービス向上のための 施設職員の配置へ見直し[H20]	500 (500)	396 (396)	216 (216)
すくすく相談事業		88 (88)		
わくわく保育所開設事業		24 (24)		
重症心身障害児指導費交付金	・助成額の見直し[H20] ・看護体制の確保を支援するため、指導費 交付金へ加算[H20]	230 (230)	191 (191)	39 (39)
障害者小規模通所援護事業	・基礎的補助に係る県と市町の負担割合の 見直し[H20] (県：市町 = 3：7 2：8)	628 (628)	334 (334)	294 (294)
在宅老人介護手当支給事業	・事業の廃止[H20]	8 (8)	0 (0)	8 (8)
重度心身障害者児介護手当 支給事業	・支給対象の見直し ・所得制限の見直し[H20]	264 (264)	41 (41)	223 (223)
長寿祝金支給事業	・長寿祝金支給事業と100歳高齢者祝福事 業の整理統合 ・支給方法を記念品の贈呈に見直し[H20]	440 (440)	13 (13)	433 (433)
100歳高齢者祝福事業		6 (6)		
妊婦健康診査費補助事業	・市町による妊婦への支援を補完する制度 への見直し[H20] ・国拡充分について市町の公費負担の早期 実施の促進[H21]	660 (660)	1,851 (0)	+1,191 (660)
市町ボランティア活動支援 事業	・県と市町の負担割合の見直し[H20] (県：市町 = 1：1 1：2)	196 (196)	60 (60)	136 (136)
新産業創出支援事業	・補助事業から無利子貸付事業に見直し [H20]	283 (283)	338 (0)	+55 (283)
農林水産関係整備事業にお ける県費随伴補助	・随伴率を過去の実績平均を用いた簡素な 設定に見直し[H20]	698 (698)	337 (337)	361 (361)
バス対策費補助 (県単独路線維持費補助)	・補助対象路線を広域路線に重点化 ・限度額の設定[H20]	177 (177)	157 (157)	20 (20)
運輸事業振興助成費補助	・民間団体への事業費補助の削減に準じた 補助率の見直し[H20～24]	610 (610)	612 (612)	+2 (+2)
播磨・湯村温泉ヘリポート	・位置づけを公共用ヘリポートから場外離 着陸場へ変更[H20]	13 (11)	1 (1)	12 (10)
スクールアシスタント配置 事業	・県事業としては廃止し、市町事業へ移行 [H20：～H22まで経過措置]	303 (303)	92 (92)	211 (211)
地域に学ぶ「トライやる・ ウィーク」	・県と市町の負担割合の見直し[H20] (県：市町 = 2：1 1：1)	276 (276)	204 (204)	72 (72)
外国人による英語指導充実 事業	・普通交付税算定を踏まえた配置人数の見 直し(144人 100人)[H20]	702 (679)	508 (494)	194 (185)
交番相談員の設置	・配置人員の見直し(469人 413人)[H20]	1,049 (1,049)	901 (901)	148 (148)

項 目	取組状況
投資事業	<p>経済・雇用対策や風水害対策を実施しつつ、全国水準を上回る事業費を段階的に縮減[H20～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資総額 2,540 億円[H19] 2,021 億円[H22] (519 億円) <p>台風災害の教訓等を踏まえ、県民の安全・安心を「まもる」分野に重点を置きつつ「つくる」から「つかう」へのシフトを推進 県内企業限定範囲を拡大するなど、建設企業等の健全な育成と公共工事の品質確保を推進</p>
[県営住宅建替事業]	<p>建替事業量を必要最小限に絞り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・550 戸/年[～H20] 300 戸/年[H20～22] <p>民間公募による指定管理地域を拡大[H21～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募による指定管理：17 団地[H18] 153 団地[H21]
公的施設	<p>施設の市町移譲（移譲予定 9 施設のうち、2 施設が移譲・合意済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡路香りの公園 [H22]、たんば田園交響ホール [H22 予定] <p>指定管理者制度の導入（69 施設のうち 53 施設に導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営施設への導入（公募：2 施設、指名：1 施設） ・新規公募を実施した施設（9 施設） ・指名による指定管理の見直しを実施した施設（2 施設）
試験研究機関	<p>組織体制の見直し [H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康生活科学研究所の設置（健康環境科学研究所の衛生部門を生活科学総合センターと統合） ・福祉のまちづくり研究所に家庭介護・リハビリ研修センターを統合 ・農林水産技術総合センターの内部組織を再編 <p>効率的・効果的な運営手法 [H21]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務や外部資金獲得の数値目標を設定
県立大学	<p>教育・研究を充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営専門職大学院を開設[H22] ・経済経営研究所を改組し政策科学研究所を設置[H22] ・管理栄養士養成課程を開設[H21] <p>第3期中期計画を策定[H22]</p>
県立高等学校	<p>県立高等学校教育改革第二次実施計画に基づき改革を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模校を連携型中高一貫教育校に改編[H22] ・複数選抜・特色選抜の導入[H20～]
特別支援学校	<p>兵庫県特別支援教育推進計画に基づき特別支援教育を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の整備[H21・22] ・LD・ADHD 等の理解と支援を推進
企業庁	<p>企業庁総合経営計画(後期 6 カ年)に基づき改革を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域整備事業の既開発団地の分譲を促進（分譲実績は計画目標と比較して低い進捗率。38.6ha[3 カ年見込み]/120.7ha[6 カ年計画]） ・水道用水供給事業・工業用水道事業における料金収入の確保、企業債残高の縮減等を推進 ・電気事業の廃止 [H21]、人員の削減（ 14.9% [H20～22] ）
病院局	<p>県立病院改革プランに基づき経営改革を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療機能の高度化・効率化を推進 ・加古川医療センターを整備[H21] ・当期純損益の改善（ 40 億円 [H20] 10 億円[H21 実績] ）

項目	取組状況
公社等	公社等の統廃合（ 5 団体） ・ 廃止： 2 団体〔おのころ愛つど [H20.3] 自治協会 [H21.3]〕 ・ 統合： 6 団体 3 団体 （ まちづくり技術センター・下水道公社 [H21.4] 淡路花博記念事業協会・淡路 21 世紀協会 [H21.4] ひょうご環境創造協会・環境クリエイティブ [H22.4] ） ・ 兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社の総務管理部門の統合 事業や体制の抜本的な見直し
公社名	見直し内容
(社)兵庫みどり公社	・ 分収造林事業の経済性、公益性を考慮した施業転換（経済林、環境林、自然林に区分）分収割合の見直し
兵庫県住宅供給公社	・ 公社賃貸住宅の新規供給及び行革期間中の建替を凍結 ・ 県営住宅管理業務の民間競合地域からの撤退
(財)兵庫県園芸・公園協会	・ 県立都市公園の指定管理者の公募に応募した 6 公園のうち 5 公園を受託するとともに、維持管理経費を削減
(財)兵庫県生きがい創造協会	・ あらゆる世代の学習・生きがい創造ニーズに対応するため、高齢者生きがい創造協会を改組 [H21.4]
	県派遣職員の削減（ H19.4 H22.4 で 161 人を削減） 理事長等の常勤役員報酬見直し（給料月額 7 % 減額等） 県財政支出（一般財源）の削減（ H19 比で 42 億円を削減） 「公社等経営評価委員会」による点検・評価の実施 [H21.2 ~]
自主財源の確保	
県税	全国平均の徴収歩合を上回るよう徴収を強化 ・ H19： 96.5%（全国 97.2%、 0.7%） H20： 96.6%（全国 96.9%、 0.3%）
財産収入等	未利用地等の売却促進 ・ 売却額 [H19 ~ 21] 約 55 億円（計画額約 54 億円） 新たな自主財源の確保（ 326 百万円 / 年） ・ 芸術文化センター各ホール、三木総合防災公園屋内テニスコートにネーミングライツを導入 ・ 自動販売機設置に入札制を導入 ・ 広報誌や県ホームページ等への広告掲載を実施
課税自主権の活用	法人県民税超過課税を実施（延長）
先行取得用地等	県有環境林等特別会計を設置、県有環境林としての取得